

上編  
方式審査・事務作業編

## 目次

第一部分 商標出願の方式審査	21
第一章 方式審査の一般要件	21
1 はじめに	21
2 審査原則	21
2.1 書面による審査の原則	21
2.2 一度限りの告知の原則	22
2.3 効率確保の原則	22
3 審査手順	22
3.1 方式審査の合格	22
3.2 出願書類の補正	22
3.3 通知書に対する応答	22
3.4 出願の不受理	22
4 出願書類の審査	23
4.1 出願書類に関する基本的な要件	23
4.2 出願人	23
4.3 出願人の連絡先情報・送達先情報	26
4.4 共同出願	26
4.5 代理情報	27
4.6 出願人の印章（署名）	27
5 その他の出願書類の審査	27
5.1 本人確認書類、権利能力証明書類	27
5.2 商標代理委任状	30
6 商標手数料の審査	30
第二章 登録出願の方式審査	31
1 法的根拠	31
2 出願ルート及び処理方式	31

3	方式審査の内容	31
3.1	願書	31
3.2	本人確認書類、権利能力証明書類	44
3.3	商標代理委任状	44
3.4	出願資格	44
3.5	団体商標の関連書類	44
3.6	証明商標の関連書類	45
3.7	その他の書類	45
4	審査の結論	45
4.1	方式審査の合格	45
4.2	補正の必要がある状況	45
4.3	不受理となる状況	47
5	出願人による優先権の要求	49
5.1	申告による要求	49
5.2	審査内容	49
5.3	優先権の有効事由	49
5.4	優先権の無効事由	50
6	登録出願の取り下げ	50
6.1	申請書類	50
6.2	内容及び要件	50
6.3	審査の結論	51
第三章 異議の方式審査		52
1	法的根拠	52
2	はじめに	52
2.1	基本要件	52
2.2	異議申立の資料	52
3	方式審査	52
3.1	異議申立の期限	52

3.2	異議申立の主体	53
3.3	内容及び要件	54
3.4	審査の結論	56
4	答弁資料の審査	58
4.1	答弁資料の要件	58
4.2	審査の結論	58
5	補足証拠資料の審査	59
5.1	補足証拠資料の要件	59
5.2	審査の結論	59
5.3	異議申立当事者による代理機構の変更申請	59
6	異議申立人の変更	60
6.1	関連解釈	60
6.2	異議申立人変更の審査	60
7	商標異議申立取り下げの審査	61
7.1	書類の要件	61
7.2	審査の結論	62
8	被異議申立商標に対する関連異議申立が取り下げられた場合の扱い	62
9	商標異議申立の拒絶	62
第四章	審判の方式審査	63
1	法的根拠	63
2	はじめに	63
3	方式審査	63
3.1	申請主体	63
3.2	期限	63
3.3	審判の範囲	65
3.4	内容及び要件	66
3.5	審査の結論	67
4	答弁資料の審査	69

4.1	答弁資料の要件	69
4.2	審判答弁資料に係る審査の結論	69
5	補足証拠資料の審査	70
5.1	補足証拠資料の要件	70
5.2	審査の結論	70
6	代理の変更及び解除の審査	70
7	審判請求を取り下げる場合の審査	71
第五章	登録商標取消請求の方式審査	72
1	3年連続不使用による登録商標取消請求の方式審査	72
1.1	法的根拠	72
1.2	請求書類及び要求	72
1.3	登録商標の登録から3年以上経過の計算	72
1.4	書類の送達	73
1.5	3年連続不使用の3年の確定	74
1.6	使用証拠の受領	74
1.7	審査過程における変更	74
1.8	方式審査の結論	75
1.9	取り下げ請求	75
2	一般名称となった商標の取消請求の方式審査	76
2.1	法的根拠	76
2.2	方式審査の内容	76
2.3	請求書類	76
2.4	方式審査の結論	76
2.5	答弁通知書の送達	76
2.6	審査過程における変更	77
2.7	取り下げ請求	77
第二部分	商品・役務及び商標検索要素の分類	78

第六章 商品・役務の分類 .....	78
1 はじめに .....	78
2 商品及び役務分類の概要 .....	78
3 商品・役務の項目の申告原則 .....	79
4 商品及び役務の分類に係る原則 .....	79
4.1 商品の分類に係る原則 .....	79
4.2 役務の分類に係る原則 .....	80
5 商品及び役務の項目の申告に係る基本要件 .....	81
第七章 商標の文字検索要素の分類 .....	83
1 はじめに .....	83
2 商標呼称 .....	83
2.1 商標呼称の確定原則 .....	83
2.2 商標呼称の修正 .....	83
3 文字検索キーワードの基本要件 .....	84
4 漢字キーワード .....	84
4.1 多音字 .....	84
4.2 単一でない順序で並べる .....	85
4.3 特殊フォント .....	86
5 ピンインキーワード .....	87
6 英語キーワード .....	88
7 頭文字（イニシャル）キーワード .....	89
8 数字キーワード .....	90
9 意識キーワード .....	91
10 特殊事情 .....	92
10.1 句読点及び特殊記号 .....	92
10.2 顕著な特徴がない又は欠けている部分 .....	92
第八章 商標の図形要素の分類 .....	94
1 はじめに .....	94

2	図形要素の分類を行う必要がある場合	94
2.1	商標に図形が含まれる場合	94
2.2	商標に文字又はアルファベットが含まれる場合	94
2.3	商標に記号が含まれる場合	96
2.4	商標に数字が含まれる場合	96
2.5	商標について色が指定されている場合	97
2.6	色彩の結合商標	97
2.7	立体的形状からなる商標	97
3	図形要素割り当ての原則	98
3.1	図形要素コード	98
3.2	商標の顕著な部分に対して図形要素の分類を行う	100
3.3	図形要素を省略できない状況	100
3.4	図形要素を追加する必要がある状況	101
3.5	図形が背景又は非顕著部分である場合	101
第九章	商標その他検索要素の分類	103
1	はじめに	103
2	音楽性質の音商標	103
3	音楽でない性質の音商標	103
4	音声要素の分類原則	103
第三部分	その他商標業務に対する審査	104
第十章	商標変更類申請	104
1	商標登録者/出願人の名称又は住所の変更	104
1.1	法的根拠	104
1.2	変更申請の書類	104
1.3	申請人	105
1.4	商標	105
1.5	すべての登録商標の一括変更	105

1.6	審査の結論	106
1.7	変更申請の取り下げ及び審査の中止	107
2	商標登録出願人の代理機構の変更	108
2.1	法的根拠	108
2.2	申請人	108
2.3	商標	108
2.4	審査の結論	108
3	書類受取人の変更	108
3.1	法的根拠	108
3.2	申請人	108
3.3	商標	109
3.4	審査の結論	109
4	商標出願／登録事項の訂正	109
4.1	法的根拠	109
4.2	申請書類	109
4.3	申請人	109
4.4	訂正を申請する商標	110
4.5	訂正範囲と訂正事項	110
4.6	審査の結論	110
第十一章	商標権の処分に係る申請	111
1	登録商標／登録出願の譲渡と移転	111
1.1	法的根拠	111
1.2	譲渡申請の書類	111
1.3	双方の民事主体資格の譲渡	113
1.4	商標	114
1.5	同一又は類似の商標を一括して譲渡する	114
1.6	商標の同一又は類似及び同一又は類似の商品／役務に関する判断	114
1.7	混同又はその他の悪影響を招きやすい譲渡	115



1.8	他人の権利に対する影響	116
1.9	審査の結論	116
1.10	譲渡申請の取り下げと審査の中止	117
2	登録商標の使用許諾届出（許諾者・被許諾者名称の変更、許諾の事前終了）	117
2.1	法的根拠	117
2.2	商標使用許諾届出資料	118
2.3	許諾者	118
2.4	使用許諾される商標	118
2.5	許諾の期限及び許諾商品／役務の項目	118
2.6	許諾者及び被許諾者の名称の変更	119
2.7	商標使用許諾の事前終了に係る届け出	119
2.8	許諾届出の取り下げと審査の中止	119
3	登録商標専用権質権登録	119
3.1	法的根拠	119
3.2	質権登録申請	120
3.3	審査の結論	120
3.4	質権登録の変更	121
3.5	質権登録の延長	122
3.6	質権登録の抹消	122
3.7	質権登録証の再発行	122
4	出願した商品／役務の項目の削除	123
4.1	法的根拠	123
4.2	申請人	123
4.3	商標	123
4.4	削除を申請する商品／役務の項目	123
4.5	審査の結論	123
5	登録商標の抹消	123

5.1	法的根拠	124
5.2	申請書類	124
5.3	商標	124
5.4	審査の結論	124
5.5	抹消申請の取り下げと審査の中止	125
6	登録商標の有効期間が満了し、更新されなかったことによる抹消	125
6.1	法的根拠	125
6.2	期間が満了し、更新されなかったことによる抹消	125
6.3	抹消公告の掲載	125
6.4	確認後に抹消公告を掲載する	125
第十二章	登録商標の更新	126
1	法的根拠	126
2	更新申請書類	126
3	申請人	126
4	商標	126
5	更新申請日	126
6	審査の結論	127
6.1	補正	127
6.2	更新の許可	127
6.3	不許可	127
7	更新申請の取り下げと審査の中止	127
第四部分	マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録に対する審査	128
第十三章	マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願に対する審査	128
1	法的根拠	128
2	はじめに	128
3	出願人の資格と出願の条件	128
3.1	出願人の資格	128

3.2	出願の条件	129
4	様式要件	129
5	マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の審査基準	129
5.1	出願人の情報	129
5.2	代理人の情報	130
5.3	商標の情報	130
5.4	商品／役務の情報	131
5.5	締約国の情報	131
5.6	出願人／代理人の押印又は署名	131
5.7	米国を指定した場合の使用意思に係る声明	132
5.8	出願人の身分証明書類	132
5.9	マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願の代理委任状	132
5.10	審査の結論	132
5.11	手数料	133
6	国際登録出願の取り下げ	133
6.1	出願書類の取り下げ	133
6.2	審査の基準	133
6.3	審査の結論	134
7	効力終了の通知	134
7.1	条件	134
7.2	通知様式と通知方式	134
7.3	審査の基準	135
第十四章 マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の後続業務申請に対する審査		137
1	法的根拠	137
2	はじめに	137
3	国際更新	137
3.1	申請書類	137

3.2	申請人の資格	137
3.3	更新の期限	138
3.4	内容及び要件	138
4	登録者の名称又は住所の変更	138
4.1	申請書類	138
4.2	申請人の資格	138
4.3	内容及び要件	139
5	国際譲渡	139
5.1	申請書類	139
5.2	申請人	139
5.3	譲渡人、譲受人の権利能力証明書類	140
5.4	内容及び要件	140
6	国際削除	141
6.1	申請書類	141
6.2	申請人の資格	141
6.3	内容及び要件	141
7	国際抹消	141
7.1	申請書類	141
7.2	申請人資格	142
7.3	内容及び要件	142
8	代理人の名称又は住所の変更	142
8.1	申請書類	142
8.2	申請人資格	142
8.3	内容及び要件	143
9	指定代理人	143
9.1	申請書類	143
9.2	申請人資格	143
9.3	内容及び要件	143

10	国際放棄	143
10.1	申請書類	143
10.2	申請人資格	144
10.3	内容及び要件	144
11	事後指定	144
11.1	申請書類	144
11.2	申請人資格	145
11.3	内容及び要件	145
12	審査の結論	145
12.1	補正	145
12.2	許可	145
12.3	不受理	146
13	手数料	146
14	申請の取り下げ	146
	第十五章 国際商標異議申立に対する方式審査	147
1	法的根拠	147
2	商標国際異議申立書類の審査	147
2.1	提出期限	147
2.2	異議申立の主体	147
2.3	様式の要求	147
2.4	手数料	148
2.5	様式に対する方式審査	148
2.6	審査の結論	149
3	商標国際異議申立の答弁回答に対する審査	149
3.1	提出期限	149
3.2	様式の要求	149
3.3	様式に対する方式審査	150
3.4	審査の結論	150

4	商標国際異議申立の補足資料に対する審査	150
4.1	提出期限	150
4.2	方式審査	150
4.3	審査の結論	151
4.4	異議申立当事者による商標代理機構の変更申請	151
5	商標国際異議申立の取り下げを申請する書類に対する審査	151
5.1	提出期限	151
5.2	様式の要求	151
5.3	審査の結論	151
5.4	被異議申立商標の異議申立の取り下げに対する処理	152
6	国際商標異議申立の棄却	152
第十六章 マドリッド商標の領域指定申請に対する審査		153
1	法的根拠	153
2	審査	153
2.1	方式審査	153
2.2	商品と役務の項目の翻訳	153
2.3	実体審査	153
第十七章 中国を領域指定する国際登録の後続業務に対する方式審査		154
1	国際登録の国内出願への転換	154
1.1	法的根拠	154
1.2	申請条件	154
1.3	申請ルート	154
1.4	申請書類	154
1.5	審査の内容	155
2	国際登録による国内登録の代替の申請	155
2.1	法的根拠	155
2.2	申請ルート	155
2.3	申請書類	155

2.4	審査の内容	155
3	国際訂正の分類	156
3.1	法的根拠	156
3.2	領域指定及び後期指定に関する訂正通知の分類基準	156
3.3	国際後続業務の訂正に対する分類基準	157
第十八章	中国を領域指定する国際登録の後続業務に対する実体審査	159
1	国際変更（登録者名称／住所の変更）	159
1.1	法的根拠	159
1.2	審査の結論	159
2	国際更新	159
2.1	法的根拠	159
2.2	審査の結論	160
3	国際譲渡	160
3.1	法的根拠	160
3.2	譲受人の資格	160
3.3	一括譲渡	160
3.4	混同又はその他悪影響	160
3.5	団体、証明商標	160
3.6	譲渡の補正	161
3.7	譲渡の無効	161
3.8	譲渡の最終結果	161
3.9	許可	161
3.10	不許可	161
4	国際一部譲渡	161
4.1	法的根拠	161
4.2	譲受人の資格	162
4.3	一括譲渡	162
4.4	誤認、混同又はその他悪影響	162

4.5	団体、証明商標	162
4.6	譲渡の補正	162
4.7	譲渡の無効	162
4.8	譲渡の最終結果	162
4.9	許可	163
4.10	不許可	163
5	国際削減	163
5.1	法的根拠	163
5.2	審査の結論	163
5.3	削除の最終結果	164
5.4	国際削除の登録項目	164
6	国際抹消	164
6.1	法的根拠	164
6.2	抹消の種類	164
6.3	審査の結論	164
7	国際一部抹消	165
7.1	法的根拠	165
7.2	一部抹消の種類	165
7.3	審査の結論	165
7.4	国際一部抹消の登録項目	166
8	国際放棄	166
8.1	法的根拠	166
8.2	審査の結論	166
9	国際合併	166
9.1	法的根拠	166
9.2	審査の結論	166
10	国際訂正	167
10.1	法的根拠	167



10.2	審査の結論	167
第五部分	商標出願の事務処理	168
第十九章	商標出願書類の受領	168
1	申請ルート	168
1.1	自ら取り扱う	168
1.2	商標代理機構に委託する	168
2	取り扱い方法	168
2.1	書面による提出	168
2.2	デジタル方式による提出	169
3	申請書類	169
3.1	適用される文字	169
3.2	申請書類	169
4	申請書類の受領手順	170
4.1	受領日の確定	170
4.2	出願番号の提示	170
4.3	発送日の確定	170
4.4	紙ファイルの電子化	170
5	申請日と提出日	170
5.1	商標登録出願日	170
5.2	その他	170
6	期限満了日	171
6.1	期限	171
6.2	期限の計算と期限満了日	171
7	商標代理機構の届出	172
7.1	商標代理機構	172
7.2	商標代理従業員	172
7.3	届出の要求	172

7.4	その他の要求	172
第二十章	商標費用	173
1	手数料の項目	173
2	納付期限と納付日	173
3	納入方式	173
4	費用の返却	174
4.1	費用返却の規則	174
4.2	費用返却の状況	174
4.3	費用返却手続き	175
第二十一章	商標書類の送達	176
1	商標書類の送達	176
1.1	送達方式	176
1.2	受取人	176
1.3	送達日	176
2	書類返送の処理と書類の確認	177
2.1	書類返送の処理	177
2.2	書類の確認	177
第二十二章	証明書類の発行と再発行	178
1	優先権証明書類の発行	178
1.1	申請条件	178
1.2	申請書類	178
1.3	申請者	178
1.4	商標	178
1.5	審査の結論	178
2	マドリッド国際商標に係る商標登録証明書の発行	179
2.1	法的根拠	179
2.2	申請書類	179
2.3	申請者	179

2.4	商標	179
2.5	申請時間	179
2.6	審査の結論	179
3	商標の変更、譲渡、更新に係る証明書の再発行	180
3.1	法的根拠	180
3.2	申請書類	180
3.3	申請者	180
3.4	商標	180
3.5	審査の結論	181
4	商標登録証の再発行	181
4.1	法的根拠	181
4.2	申請書類	181
4.3	申請者	181
4.4	商標	182
4.5	審査の結論	182
第二十三章 商標ファイル記録		183
1	ファイル記録の構成	183
2	ファイル分類の範囲、生理と保管	183
2.1	ファイル分類の範囲	183
2.2	整理とファイル分類	183
2.3	保管	183
3	対外閲覧と複製	183
3.1	公安・検察・法院等の部門	184
3.2	法律事務所又は商標代理機構	184
3.3	商標登録者	184
4	保管期限及び廃棄	185
4.1	商標登録紙ファイル記録	185
4.2	商標登録電子ファイル記録	186

第二十四章 商標公告 .....	187
1 前書き .....	187
2 公告内容 .....	187
3 マドリッド国際登録公告 .....	188
第二十五章 電子出願に関する規定 .....	189
1 電子出願ユーザー .....	189
2 商標デジタル証書 .....	189
3 電子出願の受領 .....	189
4 電子ファイルの発行 .....	190
5 電子登録証 .....	190

# 第一部分 商標出願の方式審査

## 第一章 方式審査の一般要件

### 1 はじめに

商標出願を受領した後、方式審査を経て『商標法』及びその実施条例の要件に適合していると判断した場合、それを受理する。方式審査は、商標出願を受け取った後、商標出願を受理する前の必須なプロセスである。

方式審査における主要な任務は以下の通りである。

(1) 出願人の提出した出願書類が『商標法』及びその実施条例の規定に適合しているか、出願手続きが完備しているか、出願人に出願資格があるかを審査する。

商標登録部門は、出願手続きが完備していない、又は規定に従って出願書類の記入がされていないことを発見した場合には、当該出願を受理せず、書面により出願人にその旨を通知し、理由を説明する。商標登録部門は、出願手続きがおおよそ整っている又は出願書類が規定におおよそ適合しているが、補正が必要であると発見した場合には、書面により出願人に補正を通知する。出願人が規定された期限内に、指定された内容に従って補正し、商標登録部門に差し戻した場合、出願期日を保留する。期間が満了しても補正がされなかった又は要求に従った補正がされなかった場合、当該出願を受理せず、書面により出願人にその旨を通知する。

(2) 出願人が納付した関連費用の金額と期限が『商標法』及びその実施条例の規定に適合しているかどうかを審査する。規定された期限内に全額を納付しなかった場合、当該出願を受理せず、書面により出願人にその旨を通知する。

(3) 異議申立、審判、更新等に関連する申請が法定期限内に提出されたかどうかを審査する。法定期限内に提出されなかった場合は、当該申請を受理せず、書面により申請人にその旨を通知する。

### 2 審査原則

方式審査において、審査官は以下の原則に従わなければならない。

#### 2.1 書面による審査の原則

出願人が商標出願の関連事項のために申告した事項及び提供した資料は、真実かつ正確で、完全なものでなければならない。審査官は、出願人が提出した書面に基いて審査しなければならない。主として、出願人が提出した願書や証明書類等の書面が揃っているかどうか、並びに願書に記載された内容、添付された証明書類及びその記載事項が『商標法』及びその実施条例の規定に適合しているかどうかについて審査する。出願資

料及び証明書類が真実であるかどうかの責任は、出願人が負うものとする。虚偽の資料を提出した場合、出願人及びその商標代理機構は、対応する法的結果についての責任を負わなければならない。

受理通知、不受理通知又は補正通知等の審査結果は、書面により出願人に通知する。

## 2.2 一度限りの告知の原則

補正により欠陥を克服することができる出願について、審査官はこの段階における審査要件について全面的な審査を行い、なるべく一度の補正通知書によって、すべての補正すべき内容を指摘し、理由を説明しなければならない。

## 2.3 効率確保の原則

審査官は、規定に従いながら、なるべく方式審査の期間を短縮しなければならない。受理後に出願書類に瑕疵があると発見した場合には、通常、実体審査官が状況に応じて審査意見書を発行するか、又は商標登録出願を拒絶するものとする。

## 3 審査手順

### 3.1 方式審査の合格

方式審査を経て、出願手続きが完備し、出願書類が『商標法』及びその実施条例の関連規定に適合している商標出願については、補正により方式審査の要件に適合するようになった商標出願を含め、方式審査に合格したものと認定しなければならない。

### 3.2 出願書類の補正

方式審査において、審査官は全面的な審査を行い、出願書類に補正により克服できる欠陥がある商標出願に対して、補正通知書を発行する。補正通知書は、商標出願に存在する欠陥を明確に指摘し、理由を説明するとともに、応答期限を指定しなければならない。

### 3.3 通知書に対する応答

出願人は、補正通知書を受領した後、指定の期限内に補正又は意見陳述をしなければならない。出願人は、商標出願について補正を行う場合、補正通知書及び対応する修正書類を提出しなければならない。出願書類に対する修正は、補正通知書で指摘された補正すべき内容を対象として行わなければならない。修正内容は、元の出願書類に記載された事項の範囲を超えてはならない。期間が満了しても補正しなかった又は要求に従った補正がなされなかった場合、当該出願を受理せず、書面によりその旨を出願人に通知する。

### 3.4 出願の不受理

方式審査を経て、出願書類が『商標法』及びその実施条例の関連規定に適合しない場

合、又は補正後においても関連規定に適合していない場合、審査官は不受理の決定を下すことができる。

## 4 出願書類の審査

商標出願書類に対する審査は、主に以下の内容を含む：願書の書式が正確であるか。願書の記載が規定に適合しているか。出願に添付された本人確認書類の複写物や権利能力証明書類の複写物等がはっきり読めるか。出願人の名称・住所・押印又は署名及び添付された本人確認書類・権利能力証明書類等が一致しているか。代理機構に提出を委託している場合、代理委任状が要件に適合しているか。

商標出願のために申告した事項及び提供した資料は真実かつ正確で、完全なものでなければならない。商標登録部門は、出願人及びその商標代理機構が虚偽の資料を提出したと発見した場合、商標出願が受理されていない場合は、当該出願を受理しないものとし、商標出願が受理されていれば、審査段階で拒絶するものとする。

### 4.1 出願書類に関する基本的な要件

商標登録出願又はその他の商標に関する手続き等を行うにあたっては、商標登録部門が制定し、公布した書式を使用しなければならない。紙の書類で出願する場合、願書は印字又は印刷されたものでなければならない。電子データで出願する場合は、規定に従ってインターネットを通じて提出し、要件に従ってオンラインで事実即して記入しなければならない。

商標登録出願又はその他の商標事項を行うにあたっては、中国語を使用しなければならない。出願書類は、規定に従い、かつ、国が公布した常用規範漢字で記入しなければならない。異体字、繁体字、非規範簡体字を使用してはならない。『商標法』及びその実施条例の規定に従って提出する各種証書、証明書類及び証明資料が外国語によるものである場合、中国語の訳文を添付しなければならない。添付されていない場合、その証書、証明書類及び証明資料を提出しなかったものとみなす。

出願人が提出した商標出願書類又はその他の書類は、規定に従って出願人（又は商標登録人）、その他の利害関係者又はその代表者が押印又は署名するものとする。共有権利に直接関わる手続きを行う場合には、権利者全員が押印又は署名するものとする。商標代理機構に委託した場合には、商標代理機構も押印しなければならない。

### 4.2 出願人

#### 4.2.1 国内出願人

##### 4.2.1.1 本土（大陸）出願人

###### 4.2.1.1.1 法人又はその他の組織

出願人は、本人確認書類における名称を記入しなければならない。「出願人名称」は、「出願人押印」欄に押印された印章及び添付された本人確認書類における名称と一致す

るものでなければならない。

「出願人住所」は、本人確認書類に記載されている住所と一致するものでなければならない。確認書類における住所が省、市、県等の行政区画を冠していない場合、出願人は相応の行政区画の名称を追加しなければならない。

「統一社会信用コード」には、その本人確認書類に表示されている統一社会信用コードを記入する。

出願人は、「出願人の国籍・地域」、「出願人の名称（英語）」、「出願人の住所（英語）」を記入する必要はない。

#### 4.2.1.1.2 自然人

出願人は、本人確認書類における名称を記入しなければならない。「出願人の名称」は、「出願人署名」欄における署名並びに添付された本人確認書類及び権利能力証明書類における名称と一致するものでなければならない。出願人が自然人である場合、氏名の後ろに本人確認書類の番号も明記しなければならない。

自然人の名義で出願する場合、「出願人の住所」に省、市、県等の行政区画を冠して、完全で詳細な住所を記入しなければならない。

「統一社会信用コード」には、その権利能力証明書類に表示されている統一社会信用コードを記入する。

出願人は「出願人の国籍・地域」、「出願人の名称（英語）」、「出願人の住所（英語）」を記入する必要はない。

#### 4.2.1.2 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の出願人

##### 4.2.1.2.1 法人又はその他の組織

我が国の香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の出願人が、添付した本人確認書類に中国語名称を明記している場合、「出願人の名称（中国語）」は、添付された本人確認書類における中国語名称と一致するものでなければならない。明記されていない場合、出願人の中国語名称は、本人確認書類における訳文と一致するものでなければならない。さらに「出願人の名称（英語）」欄に英語名称を記入しなければならない。

出願人が、添付した本人確認書類に中国語住所を明記している場合、「出願人の住所（中国語）」は、添付された本人確認書類における中国語住所と一致するものでなければならない。明記されていない場合、出願人の中国語住所は、本人確認書類における訳文と一致するものでなければならない。さらに「出願人の名称（英語）」欄に英語住所を記入しなければならない。

出願人は、「出願人の国籍・地域」を正確に記入しなければならない。例えば、香港特別行政区の出願人は、「中国」、「中国香港」と記入し、マカオ特別行政区の出願人は、「中国」、「中国マカオ」と記入し、台湾地区の出願人は、「中国」、「中国台湾」と記入する。

我が国の香港特別行政区、マカオ特別行政区と台湾地区の出願人は、「統一社会信用コード」を記入しない。

##### 4.2.1.2.2 自然人



我が国の香港特別行政区、マカオ特別行政区と台湾地区の出願人が、添付した本人確認書類に中国語名称を明記している場合、「出願人の名称（中国語）」は、添付された本人確認書類における中国語名称と一致するものでなければならない。明記されていない場合、出願人の中国語名称は、本人確認書類の訳文と一致するものでなければならず、さらに「出願人の名称（英語）」の欄に英語名称を記入しなければならない。出願人は、さらに氏名の後ろに本人確認書類の番号も明記しなければならない。

「出願人の住所」欄には、行政区画を冠して完全で詳細な住所を記入しなければならない。出願人が英語住所を記入する場合、中国語住所と対応させなければならない。

## 4.2.2 外国出願人

### 4.2.2.1 法人又はその他の組織

外国出願人が、添付した権利能力証明書類に中国語名称を明記している場合、「出願人の名称（中国語）」は、添付された権利能力証明書類における中国語名称と一致するものでなければならない。明記されていない場合、出願人の中国語名称は、権利能力証明書類の訳文と一致するものでなければならない。外国出願人は、さらに「出願人の名称（英語）」欄に英語で名称を記入しなければならない。記載される英語名称は、添付された権利能力証明書類における名称と一致するものであるか、又はその名称の英語訳でなければならない。

外国出願人は、要件に従って「出願人の国籍・地域」を記入しなければならない。「出願人の国籍・地域」は添付された権利能力証明書類の記載内容と一致するものでなければならない。

外国出願人が、添付した権利能力証明書類に中国語住所を明記している場合、「出願人の住所（中国語）」は、添付された権利能力証明書類における中国語住所と一致するものでなければならない。明記されていない場合、出願人の中国語住所は、権利能力証明書類の訳文と一致するものでなければならない。外国出願人は、さらに「出願人の住所（英語）」の欄に英語住所を記入しなければならない。出願人の住所は、添付された権利能力証明書類における住所と一致するものとするか、又はその住所の英語訳でなければならない。

外国出願人は、「統一社会信用コード」を記入しない。

### 4.2.2.2 自然人

外国自然人が、添付した本人確認書類に中国語名称を明記している場合、「出願人の名称（中国語）」は、添付された本人確認書類における中国語名称と一致するものでなければならない。明記されていない場合、出願人の中国語名称については、本人確認書類の訳文と一致しなければならない。外国自然人は、さらに「出願人の名称（英語）」欄に英語で名称を記入しなければならない。その英語名称は、添付された本人確認書類における名称と一致するか、又はその名称の英語訳でなければならない。外国自然人は、さらに氏名の後ろに本人確認書類の番号も明記しなければならない。

外国自然人は、要件に従って「出願人の国籍・地域」を記入しなければならない。「出願人の国籍・地域」は、添付された本人確認書類の記載内容と一致するものでなければ

ならない。

外国自然人は、さらに「出願人の住所（中国語）」、「出願人の住所（英語）」欄を詳細に記入しなければならない。

### 4.3 出願人の連絡先情報・送達先情報

#### 4.3.1 国内出願人

##### 4.3.1.1 本土（大陸）出願人

###### 4.3.1.1.1 自ら出願する場合

(1) 「国内出願人の通信のための住所」、「郵便番号」を記入する。商標の出願業務に関連する各種書類は、当該住所に送達する。出願人が通信のための住所を記入していない場合、「出願人の住所」欄に記載された住所に書類を送達する。書類が送達できない場合、公告方式により送達する。

商標登録出願人、商標譲渡譲受人が記入した通信のための住所は、後続の商標業務の法律文書の受領にも用いる。商標登録出願人、商標譲渡譲受人が通信のための住所を記入していない場合、「出願人の住所」欄に記載された住所に書類を送達する。書類が送達できない場合、公告方式により送達する。

(2) 出願人は、同一名義のすべての商標に係る通信のための住所を合わせて変更することを申請することができる。

(3) 国内出願人は、「国内出願人の電子メールアドレス」「担当者」「電話番号」を記入することができる。

###### 4.3.1.1.2 商標代理機構に委託する場合

出願人が商標代理機構に委託した場合において、商標代理機構への文書送達があったときは、当事者へ送達があったものとみなす。

##### 4.3.1.2 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の出願人

商標登録出願又は商標の譲渡にあたって、商標登録出願人又は商標譲渡譲受人が我が国の香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の自然人又は企業である場合には、願書において、本土（大陸）に位置し、後続の商標業務に関連する法律文書を受け取る書類受取人を指定するとともに、「書類受取人」、「受取人の住所」、「郵便番号」欄を記入しなければならない。受取人の住所については、省、市、県等の行政区画を冠して詳細に記入しなければならない。

#### 4.3.2 外国出願人

商標登録出願又は商標の譲渡にあたって、商標登録出願人又は商標譲渡譲受人が外国の自然人、法人又はその他の組織である場合には、願書において後続の商標業務に関連する法律文書を受け取る書類受取人を指定し、「書類受取人」、「受取人の住所」、「郵便番号」欄を記入しなければならない。受取人の住所については、省、市、県等の行政区画を冠して詳細に記入しなければならない。

### 4.4 共同出願

2人以上の自然人、2以上の法人又はその他の組織は、同一商標について共同で登録出

願し、その商標専用権を共有し、共同で行使することができる。同一商標について共同で登録出願する又はその他の共有商標事項を行う場合には、願書において1（人）の代表者を指定しなければならない。1（人）の代表者を指定しなかった場合、願書において最初に記載された者を代表者とする。

商標登録部門の書類は、代表者に送達しなければならない。

#### 4.4.1 代表者

願書の表紙に代表者の情報を記入しなければならない。

#### 4.4.2 その他の共同出願人

その他の共同出願人の名称は、願書の別紙に明記しなければならない。共同出願人が外国出願人である場合、さらに対応する英語名称も記入しなければならない。共同出願人が自然人である場合、さらに本人確認書類の番号も記入しなければならない。

その他の共同出願人は、願書の別紙に押印しなければならない。自然人である場合は、署名しなければならず、さらに本人確認書類の複写物、権利能力証明書類の複写物を添付しなければならない。

#### 4.5 代理情報

出願人が商標代理機構に委託する場合、代理機構情報欄を記入し、規定に適合し、出願人が押印した又は署名した代理委任状を提出しなければならない。

商標代理機構が商標登録部門の主管する商標事項代理業務に従事する場合、商標登録部門に登録しなければならない。商標代理機構が提出した関連出願書類に、その代理機構の公印が押され、関連商標代理担当者の署名がなければならない。

##### 4.5.1 代理機構の名称、印章

願書における「代理機構の名称」、「代理機構の印章」及び商標代理委任状における代理機構の名称は、一致するものでなければならない。

「代理機構の印章」は、その代理機構の公印でなければならず、契約用印鑑、専用印鑑、業務用印鑑等その他の印章を使用してはならない。

##### 4.5.2 代理人署名

商標代理担当者は、「代理人署名」の欄にその氏名を署名しなければならない。王さん、李R等略称、ニックネーム、コードを記載してはならない。

#### 4.6 出願人の印章（署名）

出願人の印章（署名）は、添付された本人確認書類、権利能力証明書類と一致するものでなければならず、かつ、はっきり読める、完全なものでなければならない。

出願人が自然人である場合には署名だけでよいが、その他の出願人については、公印を押さなければならず、契約用印鑑、専用印鑑、業務用印鑑等その他の印章を使用してはならない。

### 5 その他の出願書類の審査

#### 5.1 本人確認書類、権利能力証明書類

## 5.1.1 基本要件

### 5.1.1.1 本人確認書類

本人確認書類は出願人の本人確認をするための書類である。出願人は、商標出願事項を行うにあたって、本人確認書類の複写物を添付しなければならない。自然人の本人確認書類は、身分証明書、パスポートを含むがこれらに限定されない。法人又はその他の組織の本人確認書類については、それが法に基づいて設立されたことを証明する書類を指し、営業許可証、独立行政法人証書、社会団体法人登記証書、民間非企業単位登記証書、基金会法人登記証書、弁護士事務所業務執行許可証を含むがこれらに限定されない。

わが国の香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の出願人を除き、国内法人又はその他の組織が、登録、異議申立、変更、譲渡、更新等の商標事項を行うにあたっては、統一社会信用コードを表示した本人確認書類を使用しなければならない。

同一出願人が、同時に複数の商標に係る登録出願、譲渡、更新、取消、許諾登録、更正及び登録証再発行等の出願事項を行う場合、1 セットの本人確認書類を提供し、さらに書類を添付していない関連願書の表紙に、関連文書が添付された具体的な出願書類の位置を明記すればよい。

### 5.1.1.2 権利能力証明書類

権利能力証明書類は、出願人が出願資格を持つことを証明する書類である。出願人は、その行う業務に係る具体的な要件に従って、相応の権利能力証明書類を添付する。

(1) 出願人の商標登録出願は、商標法第4条の規定に適合しなければならない。出願人が提出した本人確認書類によって、規定に適合していることが証明されている場合、別途、権利能力証明書類を提出する必要はない。出願人が本土（大陸）の自然人である場合、統一社会信用コードが記載されている個人事業者営業許可証、農村土地請負経営契約書の複写物（出願区分は自営の農産物及びその加工副産物に限る）等、出願人が従事している生産経営活動を証明する権利能力証明書類を提供しなければならない。

(2) 商標法第13条第2項及び第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定に違反するとして異議を申し立てる場合、異議申立人は、それが先行権利者又は利害関係者であることを示す権利能力証明書類を提出しなければならない。

(3) 商標法第45条第1項の規定に基づいて登録商標の無効宣告を請求する場合、請求人はそれが先行権利者又は利害関係者であることを示す権利能力証明書類を提出しなければならない。

(4) その他の状況において、出願人が提出する本人確認書類であって、それが出願資格を有することを証明できる場合には当該本人確認書類を権利能力証明書類とみなす。

### 5.1.1.3 その他

出願人が提出するすべての関連書類は、そこに記載されている有効期間内のものでなければならない。

外国出願人は、さらにその本人確認書類及び権利能力証明書類の中国語訳を提出しなければならない。添付されていない場合は、証明書類を提出していないものとみなす。

商標オンラインサービスシステムを通じて出願する場合、出願人は複写物に押印又は

署名し、公印を押した又は署名した複写物をカラースキャンし、アップロードしなければならない。出願人の印章又は署名は、はっきり読めるもの、かつ、完全なものでなければならない。

## **5.1.2 国内出願人**

### **5.1.2.1 本土（大陸）出願人**

#### **5.1.2.1.1 法人又はその他の組織**

出願人が本土（大陸）法人又はその他の組織である場合、統一社会信用コードを明記した本人確認書類、例えば営業許可証、法人登記証書、事業単位法人証書、民間非企業単位登記証書、基金会法人登記証書、社会团体法人登記証書、弁護士事務所業務執行許可証等の有効証書の複写物を提出しなければならない。

定期刊行物証書、学校開設許可証、衛生許可証等は、出願人の本人確認書類とはならない。

代表処、事務所は、自身の名義で商標登録出願してはならない。

#### **5.1.2.1.2 自然人**

出願人が本土（大陸）の自然人である場合、身分証明書、戸籍証明等の有効な本人確認書類の複写物を提出しなければならない。本土（大陸）の自然人が商標登録、譲渡等の出願事項を行う時、さらに商標法第 4 条の規定に従い、その従事している生産経営活動を証明する権利能力証明書類、例えば、個人事業者営業許可証、農村土地請負経営契約書等を提供しなければならない。

### **5.1.2.2 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の出願人**

#### **5.1.2.2.1 法人又はその他の組織**

出願人がわが国の香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の法人又はその他の組織である場合、所屬地域での登記証書の複写物を本人確認書類として提出しなければならない。本人確認書類が英語になっている場合、対応する中国語訳を提出しなければならない。

#### **5.1.2.2.2 自然人**

出願人がわが国の香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の自然人である場合、本人確認書類の複写物を提出しなければならない。

## **5.1.3 外国出願人**

### **5.1.3.1 法人又はその他の組織**

出願人が外国法人又はその他の組織である場合、所屬地域又は国での登記証書の複写物を提出するとともに、対応する中国語訳を提出しなければならない。外国企業の中国事務所、常設代表機構の登記証書は本人確認書類とされてはならない。

### **5.1.3.2 自然人**

出願人が自然人である場合、本人確認書類の複写物を提出するとともに、対応する中国語訳を提出しなければならない。

## 5.2 商標代理委任状

当事者が、商標代理機構に商標登録出願又はその他の商標事項を委託する場合には、代理の内容及び権限を明記し、委託者が「委託者の印章（署名）」の欄に押印又は署名した代理委任状を提出しなければならない。

商標代理委任状は、委託者の名称、住所、代理権限、代理事項及び授権日等を含み、規範簡体字で漏れなく記入しなければならない。外国人又は外国企業の代理委任状には、さらに委託者の国籍も明記しなければならない。関連する内容は、願書と一致するものでなければならない。

商標代理委任状における委託者の名称及び委託者の印章（署名）は、願書における出願人の名称、出願人の印章（署名）、並びに添付された本人確認書類、権利能力証明書類と一致するものでなければならない。委託者の印章（署名）は、はっきり読め、完全なものでなければならない。委託者が自然人である場合、署名でもよい。その他の委託者は、公印を押さなければならず、契約用印鑑、専用印鑑、業務用印鑑等、その他の印章を使用してはならない。

商標代理委任状は、原本でなければならない。オンラインサービスシステムを通じて出願する場合は、商標代理委任状の原本をカラーでスキャンし、アップロードしなければならない。スキャンしたデータの内容は、完全で、はっきり読めるものでなければならない。

## 6 商標手数料の審査

出願人は、商標出願にあたって、規定に従い、期限内に商標手数料の全額を納付しなければならない。

## 第二章 登録出願の方式審査

### 1 法的根拠

『商標法』第4条、第5条、第8条、第18条、第19条、第22条、第25条、第26条、第27条、第72条

『商標法実施条例』第4条、第5条、第6条、第9条、第10条、第12条、第14条、第15条、第16条、第18条、第20条、第97条

『団体商標、証明商標の登録・管理方法』第4条、第5条、第6条

### 2 出願ルート及び処理方式

出願人は、自ら商標登録出願を行うことも、法に基づいて設立された商標代理機構に委託することもできる。

わが国の香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の出願人は、法に基づいて設立された商標代理機構に委託しなければならない。

外国出願人は、法に基づいて設立された商標代理機構に委託しなければならない。

具体的な要件については、第五部分第十九章「商標出願書類の受領」を参照すること。

### 3 方式審査の内容

商標登録出願の方式審査の内容は主に以下のものを含む。

- (1) 出願人が登録商標を出願する権利能力を有しているか。
- (2) 願書の記載が規定に適合しているか、商標見本が規定に適合しているか、指定する商標や役務の区分が正確であるか、名称が規範的で具体的なものであるか。
- (3) わが国の香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の出願人について、法に基づいて設立された商標代理機構に委託しているか。
- (4) 外国出願人について、法に基づいて設立された商標代理機構に委託しているか。
- (5) 商標代理機構に委託した場合、その委任状の記載が規定に適合しているか。
- (6) 提出しなければならない証明書類が揃っているか。
- (7) 期限内に商標手数料の全額を支払ったか。

#### 3.1 願書

商標登録出願を行う場合、『商標登録願書』を提出しなければならない。

##### 3.1.1 出願人情報

記載要件については、第一部分第一章の4「出願書類の審査」を参照すること。

##### 3.1.2 代理情報

記載要件については、第一部分第一章の4「出願書類の審査」を参照すること。

### 3.1.3 商標出願声明

団体商標、証明商標の登録を出願する場合、「商標出願声明」欄において声明し、関連書類を添付しなければならない。出願人が声明しなかった場合、団体商標、証明商標登録出願とみなさず、添付された関連書類に係る審査をしない。

立体的形状、色彩の結合と音声標章について商標登録出願をする場合には、『商標出願声明』の欄に声明し、関連書類を添付しなければならない。出願人が声明しなかった場合、立体的形状、色彩の結合、音声標章に係る商標登録出願とはみなさず、添付された関連書類に係る審査はしない。

2又は2よりも多い出願人が、同一商標について共同で登録出願する場合、「商標出願声明」の欄に声明し、関連書類を添付しなければならない。出願人が声明しなかった場合、単一出願人による商標登録出願とみなし、添付された関連書類に係る審査はしない。

### 3.1.4 商標見本

#### 3.1.4.1 一般見本に係る要件

(1) 紙で出願する場合、願書の指定位置に商標見本を印刷するか、1枚貼り付ける。その縦と横の長さは、それぞれ10cmを上回らず、5cmを下回らないものとする。

電子データで出願する場合、規定のフォーマットにより、要件に適合する電子ファイルを、指定位置にアップロードする。

(2) 商標見本は、はっきり見えるものでなければならない。商標に文字が含まれている場合、文字の部分は、はっきり読め、識別できるものでなければならない。

(3) 着色された見本に係る商標登録出願をする場合、着色された見本を提出しなければならない。色を指定しない場合は、白黒の見本を提出しなければならない。

#### 3.1.4.2 立体的形状からなる商標

立体的形状からなる商標は、通常、立体商標とも呼ばれる。立体的形状に係る商標登録出願をする場合、願書の「商標出願声明」の欄において「立体的形状に係る商標登録出願をする」を選択するとともに、「商標の説明」の欄において商標の使用方法について説明しなければならない。「立体的形状に係る商標登録出願をする」と声明しなかった場合、商標見本に複数面の図が含まれていても、或いは、商標見本が立体効果図であっても、立体的形状からなる商標としては、審査しない。

##### 3.1.4.2.1 見本

立体的形状に係る商標登録出願をする場合、出願人は、立体効果を体現でき、かつ、立体的形状を識別及び確定できる商標見本を提出しなければならない。提出する商標見本には、少なくとも三面図（例えば、正面図、側面図、底面図、平面図等）が含まれ、かつ、複数面図は同一立体的形状に属するものでなければならない。複数面図を含む見本の全体の縦と横の長さは、それぞれ10cmを上回らず、5cmを下回らないものとする。立体的形状に文字が含まれている場合、文字部分は、立体的形状の図の正確な位置に表示されなければならない。その図から独立してはならない。出願人は、商標の説明の中で立体的形状からなる商標の見本を文字によって記述することも、願書において、商

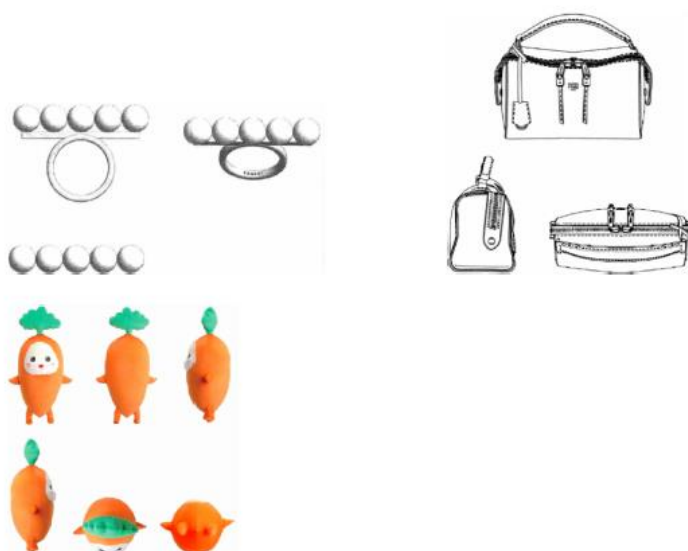


標中の権利を主張しない部分について専用権を放棄する旨を声明することもできる。

提出する見本において特に示さなかった部分については、特別なデザインがない部分又は顕著な特徴がない部分であるとみなすのが一般的で、見本で体現されている立体的形状の合理的な拡張であって、出願人が専用権保護を求めない部分であるとみなすことができる。

(1) 提出した商標見本が立体効果を体現することができ、立体形状を識別及び確定できる場合は、立体的形状からなる商標であるとみなす。

例：

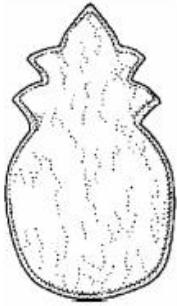


上記の例における見本は、立体効果を体現することができ、常識から立体形状を推測、識別、確定できるものであるため、立体的形状からなる商標出願の方式要件に適合している。

(2) 願書において、立体的形状からなる商標であると声明したが、提出した商標見本が立体効果を体現できていない場合、立体形状を識別或いは確定できない場合、又は二つ以上の独立した立体形状から構成されている場合は、立体的形状からなる商標とみなしてはならない。

例：

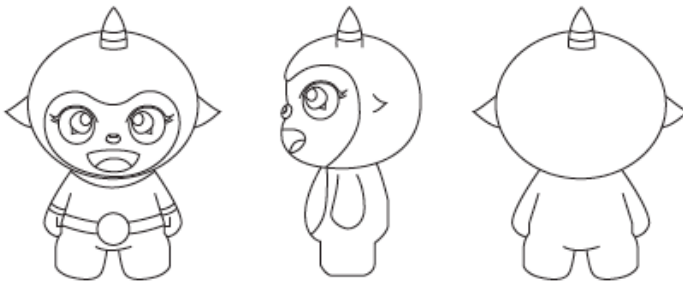
A：純粋な平面要素



B. 立体形状の文字

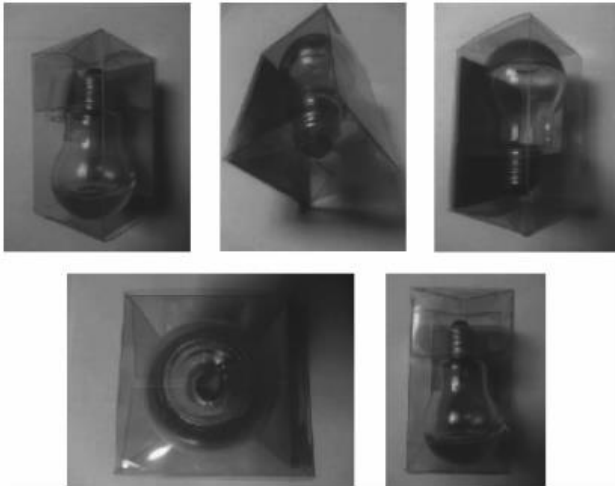


C. 見本に誤差がある

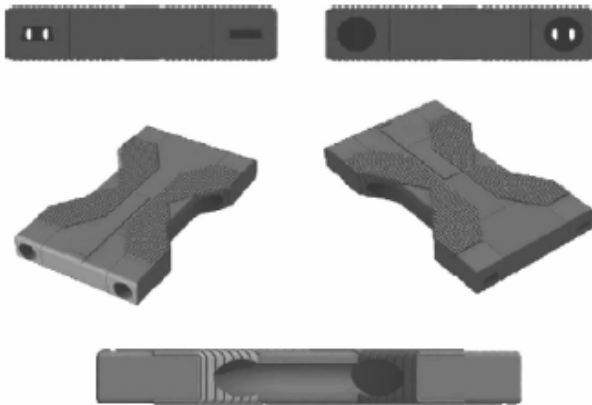


(事例の図において、左側の正面図と中央の側面図における人形の腰部、腕部及び目の部分について、いずれも誤差が存在している。当該三つの面図は、立体形状を厳格に復元し、確定することができず、立体的形状からなる商標出願の方式要件に適合していないため、立体的形状からなる商標とみなしてはならない)

D. 見本がはっきり見えない

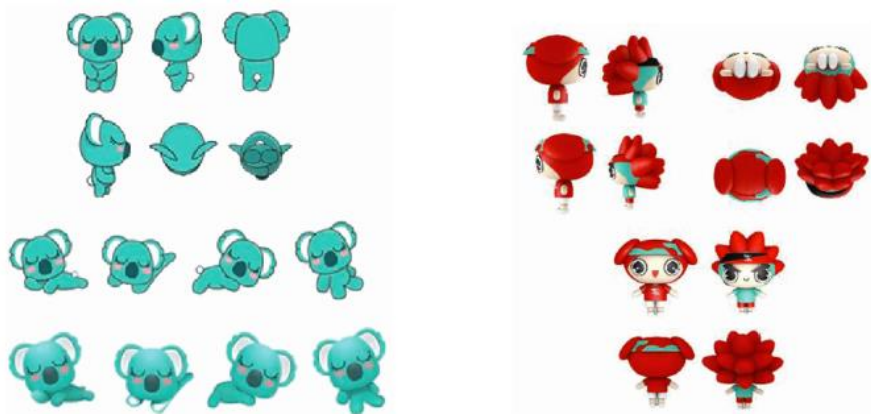


(事例の図は複数面からの実物の写真であるが、はっきり見えず、識別できないため、立体形状を確定することができず、立体的形状からなる商標出願の方式要件に適合していないため、立体的形状からなる商標とみなしてはならない)



(事例の図として三つの面図があるが、見本のみでは立体形状を識別、確定することができず、立体的形状からなる商標出願の方式要件に適合していないため、立体的形状からなる商標とみなしてはならない)

E. 複数の立体形状を含む

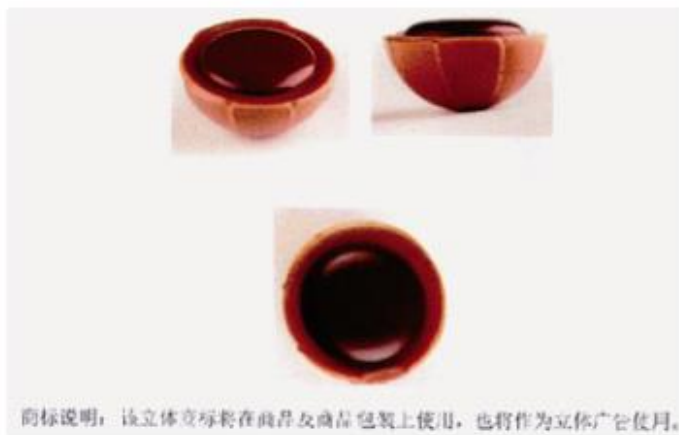


(事例の図は複数面図ではあるが、複数の立体形状を示すものであり、立体的形状からなる商標出願の方式要件に適合していないため、立体的形状からなる商標とみなしてはならない)

### 3.1.4.2.2 商標の説明及び使用方法

出願人は、商標の説明の中で、立体的形状からなる商標の商品や役務における使用方法について説明しなければならない。出願人は、商標の説明の中で、立体的形状からなる商標の見本を文字によって記述することも、商標の中で権利を主張しない部分について専用権を放棄することもできる。

例：



(商標の説明：この立体的形状からなる商標は、商品及び商品の包装に使用され、また、立体的形状からなる広告としても使用されるものである)



(商標の説明：商標は、奶蓋貢茶人形の立体的形状からなるものである。指定色：白色、黒色、茶色、肌色、暗赤色。使用方法：商標は、指定商品の広告宣伝、展覧、販促及びその他のビジネス活動に用いるものである)



商標说明：申请商标为申请人自创立体图形商标，本立体商标使用方式为作为产品外形使用。

(商標の説明：出願商標は、出願人が創作した立体的形状からなる図形商標である。この立体的形状からなる商標の使用方法は、商品の外形として使用することである)



商標说明：此商标将用于产品包装和品牌日常推广宣传使用，主要涉及花盆等商品上。

(商標の説明：この商標は、商品の包装及びブランドの日常の広報宣伝に用いるものであり、主に植木鉢等の商品に係るものである)

### 3.1.4.3 色彩の結合商標

色彩の結合商標とは、2種類以上の色彩が特定の方式で結合されたものによって構成される商標のことである。わが国では、現在、色彩の結合のみを商標として登録出願することを受け入れており、単一の色彩を商標として登録出願することを受け入れていない。

色彩の結合に係る商標登録出願をする場合、願書の「商標出願声明」の欄において、「色彩の結合に係る商標登録出願をする」を選択するとともに、「商標の説明」欄に色彩の名称と色番号を明記し、商標の使用方法を説明しなければならない。声明しなかった場合、色彩の結合商標としては審査しない。

#### 3.1.4.3.1 見本

色彩の結合に係る商標登録出願をする場合、出願人は、はっきりと見えるカラーの見本を提出しなければならない。商標見本は、色彩の結合方法を示すカラーブロックか、又は色彩の使用位置を示す図形の輪郭でなければならない。その図形の輪郭は、商標の構成要素ではないため、破線で示さなければならない、実線で示してはならない。

#### 3.1.4.3.2 商標の説明及び使用方法

出願人は、商標の説明の中で、色彩の結合商標の商品又は役務における使用方法について説明しなければならない。

(1) 出願人は、カラーブロックで色彩の結合方法を示すか、又は破線による図形輪郭で色彩の使用位置を示す。商標の説明において、色彩の名称と色番号を明記しなければならない、各色の割合等の関連情報を説明することができる。さらに、商標の説明の中で、ビジネス活動における、色彩の結合商標の具体的な使用方法についても記入しなければならない。

例：



(商標の説明：この色彩の結合商標は、緑色、無煙炭色とオレンジ色の 3 色の結合から構成される。内訳として、緑色 (Pantone 368C) は 60%、無煙炭色 (Pantone 425C) は 30%、オレンジ色 (Pantone 021C) は 10%を占め、図に示したように並び、ガソリンスタンドの外観に用いる。このうち、緑色はガソリンスタンドのルーフ、無煙炭色はガソリンスタンドの柱、オレンジ色は給油機の外部全体に用いる)

例：

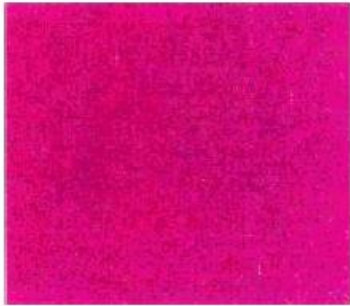


(商標の説明：この色彩の結合商標は、緑色と黄色の 2 色の結合から構成される。こ

のうち、緑色は Pantone 364C、黄色は Pantone 109C であり、緑色は車体、黄色は車輪に用いる。破線の部分は、色彩の当該商品における位置を示す。車両の輪郭と外形は、商標の構成要素ではない)

(2) 出願人は、2 種類以上の色彩の結合を商標見本として提出しなければならない、単一の色彩について登録出願してはならない。

例：



(単一の色彩—マゼンタ、色彩の結合ではない)

#### 3.1.4.4 音商標

音商標とは、商品又は役務の出所を識別するための音声自体で構成される商標のことである。音商標は、一節の曲など音楽的な音声によっても、自然界の音声、人間又は動物の音声など非音楽的な音声によっても構成されることができる。さらに、音楽性と非音楽性を兼ね備えた音声により構成されることもできる。音声標章に係る商標登録出願をする場合、願書の「商標出願声明」の欄において、「音声標章に係る商標登録出願をする」を選択するとともに、「商標の説明」の欄において、商標の使用方法について説明しなければならない。声明しなかった場合、音商標としては審査しない。

##### 3.1.4.4.1 音声見本

音声標章に係る商標登録出願をする場合、要件に適合する音声見本を提出しなければならない。音声見本は、一つの音声ファイルに保存しなければならない。紙で提出する場合、音声ファイルは、書き込み禁止ディスクに保存しなければならない。なお、そのディスクの中には、その音声ファイルしかないものとする。電子データで提出する場合、要件に従って、正確に音声見本をアップロードしなければならない。音声見本の音声ファイルフォーマットは、wav 形式又は mp3 形式（音声ファイルフォーマット）とし、5MB（データの容量単位）未満とする。音声見本は、聞こえやすく、識別しやすいものでなければならない。

##### 3.1.4.4.2 音商標の記述

音声標章に係る商標登録出願をする場合、商標見本において、登録出願に係る音商標について記述しなければならない。音商標の記述は、音声見本と一致するものでなければならない。商標の記述には、五線譜、略譜、文字による説明、文字による記述が含まれる。音商標の商標見本は、見本がはっきりし、識別できるという一般要件に適合する

ものでなければならない。

商標の記述は、音声見本と一致するものでなければならない。例えば音声見本に歌詞がある場合、商標の記述において、歌詞の説明をしなければならないことに注意が必要である。商標の記述全体（五線譜又は略譜、及び文字による説明を含む）は、一つの商標見本として作成しなければならない。記述は、正確かつ完全で、客観的で理解しやすいものでなければならない。

#### (1) 音楽的な音商標の記述

音楽的な音商標は、五線譜又は略譜により記述し、さらに文字による説明を付け加えなければならない。五線譜又は略譜及び文字による説明は、音商標の商標見本となる。五線譜又は略譜は、はっきりとしたものであって、正確かつ完全なものでなければならず、音部記号、声調記号、拍子記号（リズム）、小節、音符、休止符、変化記号（嬰記号、変記号、本位記号）等を含むことができる。文字による説明においては、オーケストレーションについて記述してもよい。

例 1：

Majestically

该申请声音商标共 9 小节，主要由降 B 大调音乐和弦组成，和弦部分由四分音符、八分音符和十六分音符组成。

（この商標見本における文字による説明の内容：この出願音商標は、計 9 小節からなり、主に変ロ長調和音からなり、和音の部分は四分音符、八分音符と十六音符からなる）

例 2：





(この商標見本における文字による説明の内容：この出願音商標は、「変ニ長調、変ニ長調、変ト長調、変ニ長調及び変イ長調」の五つの音符からなる音楽及び和音が連続したメロディーである)

例 3 :



商标为一段音乐，共 13 个音符，按顺序为：  
E, D, F 升调, G 升调, C 升调, B, D, E, B, A, C 升调, E, A.

(この商標見本における文字による説明の内容：この商標は、順次にホ、ニ、嬰へ、嬰ト、嬰ハ、ロ、ニ、ホ、ロ、イ、嬰ハ、ホ、イの計 13 音符からなる音楽である)

## (2) 非音楽的な音商標の記述

非音楽的な音商標は、文字により記述しなければならない。文字による記述は、その音商標の商標見本となる。文字による記述は、正確かつ完全で、客観的で理解しやすいものでなければならない。

例 1 :

本件音商標は、牛が石板の道を 2 歩、歩いた牛のひづめの音及びその後続く鳴き声 (clip, clop, moo 牛のひづめ音と牛の鳴き声のオノマトペ) からなる。

例 2 :

本件音商標は、始めは両手でドラムの縁を叩く音が 1 回、次にだんだん強くなるドラムを叩く音が 12 回、その後、だんだん弱くなるシンセサイザーの顫音になり、最後はゴ

ルフクラブのスイング音とカッターの音を合わせて終了する。

### (3) 音楽性と非音楽性を兼ね備えた音商標の記述

音楽性と非音楽性を兼ね備えた音商標については、五線譜や略譜で音楽的な部分を記述し、文字による説明を付け加え、さらに文字によって非音楽的な部分について記述しなければならない。文字による説明においては、オーケストレーションについて記述することができる。

例 1：



该声音商標是中国国际广播电台广播节目的开始曲，全长 40 秒，共 18 小节，四分之二拍慢板节奏，G 大调和 C 大调交替转换。前四小节为整段声音商標前奏部分，曲调为 G 大调；中间 11 小节为整段声音商標主题部分，曲调为 C 大调，其中第十二、十三小节播音员报出“中国国际广播电台”的呼号后音乐延续两小节，主题部分结束；最后三小节钢琴再次奏响主题音乐，转调回 G 大调，该声音商標结束。

(この商標見本における文字による説明の内容：この音商標は、中国国際放送局の放送番組のオープニングソングであり、全長は 40 秒、計 18 小節、四分の二拍子のアダージョ、ト長調とハ長調の交替転換である。始めの 4 小節は音商標全体の前奏部分であり、曲調はト長調である。中ほどの 11 小節は音商標全体の主題部分であり、曲調はハ長調であり、途中の第 12、13 小節でアナウンサーが「中国国際放送局」のコールサインを発した後、音楽が 2 小節続き、主題部分が終わる。最後の 3 小節において、チェレスタが再度主題の音楽を奏で、ト長調に変調し、この音商標は終了する)

例 2：



此声音商標由人声组成，音频采用四四拍，E 大调。商標总共两小节，第一小节为 1 个八分音符，第二小节第一拍为 2 个八分音符，第二拍为 2 个八分音符，以二分休止符结束。

此声音商標由“hello kugou”组成，其中“hello”是英文发音，“kugou”是酷狗的中文拼音，用女声发出“hello kugou”的声音。

(この商標見本における文字による説明の内容：この音商標は、人の声からなり、音声は四四拍子、ホ長調を採用している。商標は、計 2 小節からなり、第 1 小節は一つの八分音符であり、第 2 小節の第 1 拍子は二つの八分音符であり、第 2 拍子は二つの八分

音符であり、二分休止符で終了する。この音商標は、「hello kugou」からなり、このうち、「hello」は英語発音であり、「kugou」は酷狗の中国語ピンインであり、女性の声で「hello kugou」を発している)

#### 3.1.4.4.3 商標の説明及び使用方法

出願人は商標の説明の中で、音商標の商品や役務における使用方法を説明しなければならない。即ち、具体的にどのような方法で又はどのような場合において音商標を使用するのかについて説明しなければならない。例えば、商品の電源を入れる・落とす場面又は使用過程における商標の使用、役務の開始、終了又は提供中の使用、経営又は役務の提供場所におけるの使用、会社公式サイトでの使用、ラジオ放送、テレビ放送、ネットワーク又は屋外等における広告宣伝での使用等。

例：

「スマートフォン、MP3、MP4 等のデジタルデバイスの起動時に使用する通知音楽」  
（「望子成龍小霸王」音商標）

「ラジオ放送局の放送開始の時に再生して使用する」（「中国国際放送局」の音商標）

「主に出願人が制作した映画、ビデオ、音声製品のオープニングで使用する、又は広告宣伝に使用する」（ある映画会社の「和音」音商標）

「出願人の指定する商品・役務に使用し、具体的に出願人が提供するアプリケーションにおけるメッセージ通知時の短い『ディディディディディ』の音に現れる」（「ディディディディディ」の音商標）

「宣伝ビデオ、コマーシャル、展覧及びイベントの中で、商品と役務の出所の識別に用いる」（「YAHOO」の音商標）

#### 3.1.5 商品・役務の項目

商標登録出願は、規定の商品及び役務の区分表に従って、商標を使用する区分及び商品又は役務の項目の名称を記入しなければならない。商品又は役務の項目の名称が商品及び役務区分表に掲載されていない場合は、当該商品又は役務の説明を添付しなければならない。

商標登録出願人は、一つの出願において、複数区分の商品又は役務の項目について同一商標に係る登録出願をすることができる。記入の際には、区分に対応する区分番号及び商品又は役務の項目の名称を記入しなければならない。

申告する商品又は役務の項目は、項目の名称の記述がはっきりとし、正確なものでなければならない。また、願書の提出時に施行されている商品及び役務の区分表の区分原則に適合していなければならない。他の区分の商品又は役務の項目と区別がつくものでなければならない。曖昧で、広範囲で、その所属区分を確定できない名称又は誤認させやすい名称を避けなければならない。項目の名称は、公衆の言語習慣と文字使用規則にも適合するものでなくてはならない。

商品及び役務の区分表については、商標登録部門が対外的に公布した「類似商品及び役務の区分表」を参照すること。

#### 3.1.6 共同出願人

記載要件については、第一部分第一章の 4「出願書類の審査」の関連内容を参照すること。

### 3.2 本人確認書類、権利能力証明書類

具体的な要件については、第一部分第一章の 5.1「本人確認書類、権利能力証明書類」を参照すること。

### 3.3 商標代理委任状

具体的な要件については、第一部分第一章の 5.1「商標代理委任状」を参照すること。

### 3.4 出願資格

(1) 商標登録出願の出願人は、商標法第 4 条の規定に適合していなければならない。出願人が提出した本人確認書類によって、規定に適合していることが証明されている場合、別途、権利能力証明書類を提出する必要はない。出願人が本土（大陸）の自然人である場合、統一社会信用コードが記載されている個人事業者営業許可証、農村土地請負経営契約書の複写物（出願区分は自営の農産物及びその加工副産物に限る）等、出願人が従事している生産経営活動を証明する権利能力証明書類を提供しなければならない。

(2) 商標代理機構は、その代理する商標登録出願のほか、他の商標に係る登録出願してはならない。

### 3.5 団体商標の関連書類

団体商標とは、団体、協会又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員による商業活動において使用され、その使用者の当該組織の構成員資格を証明する商標のことである。

団体商標に係る登録出願をする場合、商標登録出願の一般的な書類の要件を満たすほかに、出願人は、使用管理規則（団体組織の構成員名簿を含む）も提出しなければならない。

地理的表示を団体商標として登録する場合、出願人又はその委託機構が監督検査能力を持っていることを証明する証明書類、その地理的表示の表示地域を管轄する県級以上の人民政府又は業界主管部門による授権文書、地理的表示が表示する商品の生産地域範囲の証明、地理的表示が表示する商品の特別な品質、信用又はその他の特徴がその地理的表示の表示地域の自然要因又は人的要因によって決定される旨の関連説明、地理的表示に係る商品が客観的に存在していることの証明及び信用状況の証明も提出しなければならない。

### 3.6 証明商標の関連書類

証明商標とは、特定の商品又は役務に対して監督能力を有する組織に管理され、当該組織以外の組織又は個人がその商品又は役務について使用し、当該商品又は役務の原産地、原料、製造方法、品質又はその他の特別な品質を証明するために用いる標章のことである。

証明商標に係る登録出願をする場合、商標登録出願の一般的な書類の要件を満たすほかに、出願人は、使用管理規則及び出願人又はその委託機構が監督検査能力を有することを証明する証明書類も提出しなければならない。

地理的表示を証明商標として登録する場合、その地理的表示の表示地域を管轄する県級以上の人民政府又は業界主管部門による授權文書、地理的表示が表示する商品の生産地域範囲の証明、地理的表示が表示する商品の特別な品質、信用又はその他の特徴がその地理的表示の表示地域の自然要因又は人的要因によって決定される旨の関連説明、地理的表示に係る商品が客観的に存在していることの証明及び信用状況の証明も提出しなければならない。

### 3.7 その他の書類

商標登録部門が提出の必要があると判断したその他の書類。例えば、出願人が未成年である場合、出願人の法定代理人の証明資料を提供しなければならない。

## 4 審査の結論

### 4.1 方式審査の合格

方式審査を経て、出願書類が『商標法』及びその実施条例の関連規定に適合している商標登録出願については、補正により方式審査の要件に適合するようになった商標登録出願を含め、方式審査に合格したものと認定しなければならない。

### 4.2 補正の必要がある状況

出願手続きがおおよそ整っている又は出願書類が規定におおよそ適合しているが、以下の状況があつて補正の必要がある場合、出願人に補正を通知する。

#### 4.2.1 出願事項

(1) 出願人が自然人であつて、要件に従つて本人確認書類の番号を記入していない場合

(2) 願書における出願人の住所が本人確認書類と一致しない、又は住所を詳細に記入していない場合

(3) 願書における出願人の名称又は住所に中国語簡体字以外の漢字が含まれている場合。例えば、出願人の名称、外国出願人の国内受取人の名称に繁体字、日本語文字が含まれている、又は外国出願人の中国語名称が完全に中国語に翻訳されていない場合

(4) 外国出願人が、願書における出願人の名称又は英語の名称或いは住所を記入していない、英語名称或いは英語住所が本人確認書類と一致しない、又は英語名称或いは英語住所に英文字以外の文字が含まれている場合

(5) 外国出願人が、願書における「出願人の国籍・地域」を記入していない、又は記入した内容が本人確認書類と一致しない場合

(6) 外国出願人が、願書における「外国出願人の国内受取人」、「国内受取人の住所」、「郵便番号」欄を記入していない、又は記入した内容が正確でない場合（例えば、中国本土（大陸）の住所でない場合）

(7) 国内出願人が、願書における「外国出願人の国内受取人」、「国内受取人の住所」欄を記入した場合

(8) 「商標出願声明」の欄において、立体的形状、色彩の結合又は音声標章に係る商標登録出願をすと声明せずに、「商標の説明」の欄に立体的形状、色彩の結合又は音声標章に係る商標登録出願をすと明記している場合（注意：補正によっても、出願人が「商標出願声明」の欄に声明しなかった場合、立体的形状、色彩の結合又は音声標章に係る商標登録出願ではないものとみなし、添付された関連書類に係る審査をしない）

(9) 願書における出願人の印章が、出願人の名称と一致しているが、公印でない場合（例えば、契約用印鑑等）

(10) 団体商標又は証明商標に係る登録出願と声明したが、関連書類を添付していない、又は添付された関連書類が揃っていない場合

(11) 出願事項において、『商標法』及びその実施条例の規定に従って、補正しなければならないその他の状況が存在している場合

#### 4.2.2 商標見本と音声見本

(1) 願書における商標見本がはっきりせず、図形や文字の識別が困難である場合

(2) 商標見本に商標登録である旨の記載が含まれている場合、又は商標見本における文字や商標デザインについて説明する必要がある場合

(3) 立体的形状に係る商標登録出願をすと声明したが、商標見本が要件に適合しない場合、又は願書において商標の使用方法を報告しなかった場合

(4) 色彩の結合に係る商標登録出願をすと声明したが、商標見本が要件に適合しない場合、願書において商標の使用方法を報告しなかった場合、又は願書において色彩の名称又は色番号を明記していない場合

(5) 音声標章に係る商標登録出願をすと声明したが、商標の記述又は音声見本が要件に適合しない場合、願書において商標の使用方法を報告しなかった場合、又は音声見本を添付していない場合

#### 4.2.3 商品・役務の項目

(1) 商品又は役務の項目の名称に係る記述が、規範的、具体的、明確でない場合

(2) 商品又は役務の項目が、出願区分に該当しない場合

(3) 商品又は役務の項目が、複数区分に係る又は区分が明確でない場合

(4) 商品又は役務の項目が、中国において受け入れられないものである場合

(5) 地理的表示商標の出願にあたって、指定商品が正確でない場合

#### 4.2.4 委託事項

(1) 商標代理機構に委託したが、願書における代理機構の印章が公印でない（例えば代理印鑑等）、又は代理人が願書に署名していない場合（署名が明らかに氏名でない場合を含む）。

(2) 商標代理機構に委託したが、委任状の原本を提出していない、委任状における委託者の国籍、委託事項の記入内容が正確でない、又は委託者の印章が公印でない場合（例えば契約用印鑑等）。

#### 4.2.5 その他

(1) 出願人が未成年であるのに、出願人の法定代理人の証明資料を提供していない場合

(2) 審査を経て、出願人からその他の関連資料を提出する必要がある場合

### 4.3 不受理となる状況

出願手続きが整っていない、規定に従って出願書類が記載されていない等、以下の状況に該当する場合には、出願を受理せず、書面により出願人にその旨を通知する。

効率確保の審査原則に基づいて、受理後に出願書類に瑕疵があると発見した場合には、通常、実体審査官が状況に応じて審査意見書を発行するか、又は拒絶査定を下す。

#### 4.3.1 出願事項

(1) 商標登録出願の書式が規範的でない、又は使用した書式が正確でない場合

(2) 願書において、出願人の名称又は出願人の住所を記入していない場合

(3) 紙で出願する場合において、商標登録願書が印字又は印刷されたものでない、又は印刷した内容がはっきりせず、識別できない、又は印章が文字の上に押されて商標登録願書の一部の内容がはっきりせず、識別できなくなり、後続の審査に影響を及ぼした場合

(4) 外国出願人の出願人の名称又は出願人の住所が中国語に翻訳されていない場合、又はその英語名称又は英語住所が英語で規範的に記載されていない場合

(5) 願書における出願人の名称、印章（署名）が、提出された本人確認書類と一致しない場合

(6) 2 又は 2 よりも多い出願人が、同一商標について共同で登録出願すると声明したが、願書の別紙を提出していない場合、又はその他の共同出願人の本人確認書類を提出していない場合

(7) 証明書類が外国語であるが中国語訳を提出していない場合、又は中国語訳が願書の内容と一致しない場合

#### 4.3.2 商標見本と音声見本

(1) 願書の見本枠に商標見本を印刷しなかった或いは貼り付けなかった場合、又は印刷した或いは貼り付けた商標見本が規定の範囲を超えた場合

- (2) 補正後に商標見本を変更した場合
- (3) 補正後においても商標見本がはっきりせず、図形や文字の識別が困難である場合
- (4) 補正後においても商標見本に商標登録標章が含まれている場合
- (5) 立体的形状に係る商標登録出願をすと声明したが、補正後においても商標見本が要件に適合していない場合、又は願書において商標の使用方法を報告していない場合
- (6) 色彩の結合に係る商標登録出願をすと声明したが、補正後においても商標見本が要件に適合していない場合、願書において商標の使用方法を報告していない場合、又は願書において色彩の名称又は色番号を明記していない場合
- (7) 音声標章に係る商標登録出願をすと声明したが、補正後においても商標の記述或いは音声見本が要件に適合していない場合、願書においても商標の使用方法を報告していない場合、又は音声見本を添付していない場合

#### 4.3.3 商品・役務の項目

- (1) 願書に商品又は役務の項目の名称を記載していない場合
- (2) 補正後においても商品又は役務の項目の名称が出願要件に適合していない場合
- (3) 補正後の商品又は役務の項目が、元の出願範囲を超えた場合

#### 4.3.4 委託事項

- (1) 商標代理機構に委託した場合であって、代理機構が願書に押印していないとき、又は印章がはっきりせず、識別できないとき、又は願書や委任状における代理機構の名称が一致しないとき
- (2) 商標代理機構に委託したが、代理委任状を提出していない場合。2 又は 2 よりも多い出願人が、同一商標について共同で登録出願をすと声明したが、その他の共同出願人の委任状を提出していない場合
- (3) 商標代理機構に委託した場合であって、委託者が委任状に押印或いは署名していないとき、委託者の印章（署名）がはっきりせず識別できないとき、又は委託者の名称が願書における出願人の名称と一致しないとき
- (4) 商標代理機構に委託した場合であって、委任状に代理機構の名称が記載されていない又は願書の内容と一致しない場合

#### 4.3.5 その他

- (1) 出願人が本人確認書類を提出していない場合、提出した書類が出願人と一致しない場合、書類がはっきりせず、識別できない場合、書類が記載されている有効期間を過ぎて効力を失った場合、又は明らかな偽造の事実が存在する場合
- (2) 出願人（その他の共同出願人）が書類を提供していない場合、提供された書類が、従事している生産経営活動を効果的に証明できず、商標法第 4 条「自然人、法人又はその他の組織が生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合、商標局に商標登録出願しなければならない」旨の関連規定に適合していない場合
- (3) 農村請負経営者が、自らが生産する農産物及びその加工副産物以外に係る商標登録出願をした場合



(4) 商標代理機構が、商標の出願代理役務以外に係る商標を出願した場合。例えば、出願人の営業許可証の経営範囲に明確に「商標代理」や「知的財産権代理」が含まれているにもかかわらず、第 45 区分の類似群 4506 に関連する役務以外の商品又は役務の項目について出願した場合

(5) 願書の内容が書き直されて後続の審査に影響を及ぼすにもかかわらず、出願人や代理機構が当該書き直し部分に押印又は署名し、確認していない場合

(6) 商標出願が商標法第 8 条の要件に適合しない場合

(7) 出願人に補正を要求したが、期間が満了しても出願人が補正をしていない又は補正が要求に従っていない場合

(8) 受理すべきでないその他の事由が存在する場合

## 5 出願人による優先権の要求

### 5.1 申告による要求

出願人が商標法第 25 条に基づいて優先権を要求する場合、『商標登録願書』において「初回出願に基づく優先権」を選択し、「出願・展示国家・地域」「出願・展示日」「出願番号」欄を記載する。

出願人が商標法第 26 条に基づいて優先権を要求する場合、『商標登録願書』において「展示会に基づく優先権」を選択し、「出願・展示国家・地域」「出願・展示日」欄を記載する。

出願人は、同時に優先権証明書類（原本と中国語訳を含む）を提出しなければならない。優先権証明書類を同時に提出できない場合には、「優先権証明書類を後ほど提出する」を選択し、出願日から 3 ヶ月以内に提出しなければならない。

### 5.2 審査内容

(1) 出願人が優先権を要求する場合、願書において声明しなければならない。声明しなかった場合は、優先権を要求しなかったものとみなす。

(2) 優先権を要求する場合、優先権証明書類を同時に又は商標登録出願を提出した 3 ヶ月以内に提出しなければならない。証明書類が外国語によるものである場合、中国語訳を同時に添付しなければならない。中国語訳を添付しなかった場合、その証明書類を提出しなかったものとみなす。期限を過ぎても優先権証明書類を提出しなかった場合、優先権を要求しなかったものとみなす。

### 5.3 優先権の有効事由

(1) 書面により、初回出願に基づく優先権を要求する旨を声明した場合であって、願書における「出願・展示国家・地域」「出願・展示日」「出願番号」欄を漏れなく記載し、かつ、規定の期限内に商標法第 25 条及び商標法実施条例第 20 条の規定に適合する優先

権証明書類（原本と中国語訳を含む）を提出したときは、優先権は有効である。

(2) 書面により、展示会に基づく優先権を要求すると声明する場合であって、願書における「出願・展示国家・地域」「出願・展示日」欄を漏れなく記入し、かつ、規定の期限内に商標法第 26 条の規定に適合する優先権証明書類（原本と中国語訳を含む）を提出したときは、優先権は有効である。

#### 5.4 優先権の無効事由

(1) 初回出願に基づく優先権を要求したが、願書の「出願・展示国家・地域」「出願・展示日」「出願番号」欄を漏れなく記載していない場合

(2) 展示会に基づく優先権を要求したが、願書の「出願・展示国家・地域」「出願・展示日」欄を漏れなく記載していない場合

(3) 商標登録出願の出願日が、「出願・展示日」から 6 ヶ月以上経過した日になっている場合

(4) 優先権証明書類（原本と中国語訳を含む）を同時に提出しなかった場合、又は出願日から 3 ヶ月以内に追加提出をしていない場合

(5) 優先権証明書類（原本と中国語訳を含む）が規定に適合しない場合

(6) 優先権証明書類（原本と中国語訳を含む）の記載内容が、願書における「出願・展示国家・地域」「出願・展示日」「出願番号」欄の記載内容と一致しない場合

## 6 登録出願の取り下げ

出願人は、その登録出願に係る商標の登録が許可されるまで、当該商標の登録出願の取り下げを申請することができる。

### 6.1 申請書類

出願人が商標登録出願を取り下げる場合には、以下の書類を提出しなければならない。

(1) [商標登録出願取り下げ申請書]

(2) 押印又は署名により確認される本人確認書類

(3) 商標代理機構に委託する場合、代理の内容及び権限を明記した商標代理委任状を提出しなければならない。

上記書類のほか、原出願の出願人の名義が変更された場合には、変更後の出願人の名義で商標登録出願の取り下げを申請し、関連登記機関が発行した出願人の名義変更に係る証明書類の複写物を同時に提出しなければならない。

### 6.2 内容及び要件

(1) 申請書類が、要件に適合しているか（第一部分第一章 4「出願書類の審査」及び 5「その他の出願書類の審査」を参照すること）

(2) 取り下げ申請人が登録商標を出願した出願人と一致しているか

(3) 取り下げを申請する商標登録出願がまだ審査中であるか

商標登録出願の取り下げ申請を提出するにあたって、手数料を納付する必要はないが、既に納付した商標登録受理手数料については返済しない。

### 6.3 審査の結論

#### 6.3.1 取り下げの許可

審査の結果、規定に適合している場合、取り下げを許可する。

#### 6.3.2 不受理

以下のいずれかに該当する場合、その取り下げ申請を受理しない。

(1) 申請書類が揃っておらず、記載要件に適合していない場合

(2) 取り下げ申請人が、商標登録出願をした出願人と一致しない場合

(3) 取り下げ申請をした商標登録出願が既に登録を許可されている場合

(4) 取り下げ申請をした商標登録出願が既に拒絶されている場合

(5) 商標登録出願取り下げを受理すべきでないその他の事由が存在する場合

## 第三章 異議の方式審査

### 1 法的根拠

『商標法』第 18 条、第 33 条、第 72 条

『商標法実施条例』第 5 条、第 6 条、第 9 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 18 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 97 条

### 2 はじめに

異議の方式審査には、異議申立及び関連資料、異議答弁書及び関連資料、異議申立人変更及び申立取り下げ等の内容の審査が含まれる。異議申立の方式審査は、商標出願の方式審査の一般要件に従うが、異議手続きに関する特別な規定も存在する。

#### 2.1 基本要件

- (1) 異議申立は、法律で定めた異議期限内に提出しなければならない。
- (2) 異議申立人は、商標法第 33 条が定める権利能力に関する要件に適合していなければならない。
- (3) 法定事由に基づいて提出する。
- (4) 申立書及びその他の申立資料が揃っている。
- (5) 規定に従って異議申立費用を納付する。

#### 2.2 異議申立の資料

異議申立にあたって提出しなければならない資料は、主に以下のものを含む。

- (1) 商標異議申立書
- (2) 異議申立人の本人確認書類
- (3) 明確な異議事由、事実及び法的根拠。さらに関連証拠資料を添付する。内容が多い場合、別紙として[異議申立事由書]を付け加えることができる。
- (4) 商標法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 30 条、第 31 条、第 32 条の規定に違反するとして異議を申し立てる場合、異議申立人は、先行権利者又は利害関係者であることを示す権利能力証明書類を提出しなければならない。
- (5) 商標代理機構に異議申立を委託する場合、代理委任状を提出しなければならない。

### 3 方式審査

#### 3.1 異議申立の期限

異議申立の法定期限は、初歩的審査を経て公告された日から 3 ヶ月以内とする。商標法実施条例第 12 条の規定に従って、異議申立期限の起算日は、初歩的審査を経て公告された日の翌日から起算し、初歩的審査を経て公告された当日は期限内に計上しない。異議申立期限は、商標の初歩的審査を経て公告された最後の月の対応する日を期限の満了日とし、その月に対応する日がない場合は、当月の最後の日を期限の満了日とする。期限の満了日が休日である場合、当該休日後の最初の営業日を期限の満了日とする。

### 3.1.1 郵送で提出する場合

郵送方式で提出する場合、異議申立人が発送した消印の日付に準ずる。消印の日付がはっきりしていない又は消印がない場合、商標登録部門が実際に受領した日に準ずる。

異議申立人が、商標法実施条例第 9 条に基づいて実際の消印の日付を主張する場合、県級以上の郵政部門が発行した赤色公印付きの実際の受け渡し日の証明を提出することができる。

書留便に二つの発送消印がある場合、審査・照合を経て中国郵政集団の公式サイトで記録している郵便路情報と一致する発送消印の日付を採用する。

### 3.1.2 郵便企業以外の宅配業者を経由して引き渡す場合

宅配業者の集荷日に準ずる。集荷日が明確でない場合、商標登録部門が実際に受領した日に準ずる。ただし、異議申立人が実際の集荷日に関する証拠を提出できる場合を除く。

### 3.1.3 直接手渡し

異議申立人が対面で手渡しする場合、商標登録部門が記録した受領日に準ずる。

### 3.1.4 電子方式による提出

異議申立人が電子方式で提出する場合、商標登録部門が商標の電子出願書類を受信した時間に準ずる。異議申立人の電子資料が正常に受信されなかった場合は、提出しなかったものとみなす。

## 3.2 異議申立の主体

先行権利者、利害関係者は、初歩的審査を経て公告された商標が、商標法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 30 条、第 31 条、第 32 条の規定に違反していると考えた場合、法定期限内に商標登録部門に異議を申し立てることができる。何人でも初歩的審査を経て公告された商標は、商標法第 4 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 19 条第 4 項の規定に違反していると考えた場合、法定期限内に商標登録部門に対して異議を申し立てることができる。

先行権利者とは、先行権利の所有者のことである。先行権利については、先行商標権、商号権、著作権、意匠権、氏名権及び肖像権を含むがこれらに限定されない。

利害関係者とは、係争商標の登録出願により、関連する先行権利が損害される又は弱まり、その利益が侵害される可能性がある主体であり、以下を含むがこれらに限定されない。

- (1) 先行商標権及びその他の先行権利の被許諾使用者
- (2) 先行商標権及びその他の先行権利の合法的継受者
- (3) 先行商標権の質権者
- (4) 先行商標権及びその他の先行権利者の支配株主
- (5) 関連する人身権について特別授權書類を提出している被許諾者
- (6) 証拠を有し、先行商標権及びその他の先行権利と利害関係があることを証明できるその他の主体

係争商標の登録出願により影響を受けるのみで、先行権利と直接的な利害関係を有しない主体については、「利害関係者」と認定すべきではない。

異議申立人が利害関係者であるかどうかの判断は、原則として異議申立時の状況に準ずる。

何人には、自然人、法人又はその他の組織が含まれる。

### 3.3 内容及び要件

#### 3.3.1 申立書

商標異議事項の処理にあたっては、中国語を使用しなければならない。

異議申立書については、商標登録部門が正式に発布した規範的書式を採用しなければならない。紙の書類を提出する場合、印字又は印刷されたものでなければならない。

異議申立書及び関連証拠資料については、1式2部を提出し、正本又は副本であることを明記しなければならない（異議申立人が営業秘密に係わると特記した資料は除く）。証拠資料には目次及びページ番号を付けなければならない。

異議申立人が自ら異議を申し立てる場合、異議申立書は異議申立人が押印又は署名したものでなければならない。代理機構に委託する場合、異議申立書は代理機構の公印を押し、代理人が署名したものでなければならない。

異議申立人は、証拠資料を補足する必要がある場合、異議申立書における声明にチェックを入れ、異議申立日から3ヶ月以内に提出しなければならない。

1件の異議申立では、初歩的審査を経た1件の商標に対してのみ、異議を申し立てることができる。複数区分を指定する1件の商標に対して異議を申し立てる場合、異議申立人は1通の異議申立書に複数区分を明記することも、異議申立対象商標の区分ごとにそれぞれ異議を申し立てることもできる。

#### 3.3.2 本人確認書類

異議申立人は、本人確認書類を提出しなければならない。異議申立人の名称は、異議申立人の印章、異議申立人の本人確認書類と完全に一致するものでなければならない。

具体的な要件については、第一部分第一章 5.1「本人確認書類、権利能力証明書類」を参照すること。

#### 3.3.3 明確な異議申立に係る事由と事実及び法的根拠

異議申立は、明確な請求と事実根拠がなければならない。

商標法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 30 条、第 31 条、第 32 条の規定に基づいて異議を申し立てる場合、関連する先行権利の情報を明確にしなければならない。当該先行権利の情報には、権利の種類と権利の対象に関する情報を含むが、これらに限定されない。

商標法第 4 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 19 条第 4 項の規定に基づいて異議を申し立てる場合、明確な事実根拠と関連する証拠資料を提出しなければならない。

### 3.3.4 権利能力証明書類

商標法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 30 条、第 31 条、第 32 条の規定に違反するとして異議を申し立てる場合、異議申立人が先行権利者又は利害関係者であることを示す権利能力証明を提出しなければならない。

#### 3.3.4.1 書類の提出

異議申立人は、先行権利の種類に応じ、先行権利者又は利害関係者の権利能力の証明資料として以下のものを提出することができる。

(1) 先行登録又は先行出願商標に基づいて異議を申し立てる場合、申立書に商標登録番号又は商標出願番号を明記しなければならない。

(2) 先行使用商標に基づいて異議を申し立てる場合、先行使用の証拠を提出しなければならない。先行使用の証拠は、使用する商標の標識、商品又は役務、使用日と使用者を示すものでなければならない。

(3) 代理又は代表関係を主張し、特定関係者による抜け駆け登録を理由として異議を申し立てる場合、被異議申立人との間に代理又は代表関係又はその他の特定関係の存在を証明できる証拠を提供しなければならない。

(4) 地理的表示の保護に基づいて異議を申し立てる場合、地理的表示の関連資料を提供しなければならない。

(5) 先行商号権に基づいて異議を申し立てる場合、企業の営業許可証、個人事業者営業許可証等の証書の複写物又は登記部門が発行した異議申立人の商号情報を記入しており、かつ、商号の登記、使用日は被異議申立商標の登録出願日より早いことを示すことができる資料を提出しなければならない。

(6) 先行著作権又は意匠権に基づいて異議を申し立てる場合、著作権又は専利権証書、制作委託契約書、著作権又は専利権譲渡契約書又は作品公開発表の証明の複写物等を提出しなければならない。

(7) 先行氏名権に基づいて異議を申し立てる場合、自然人の身分証明書又はパスポートを提出しなければならない。芸名、筆名、別名、雅号等に基づいて権利を主張する場合、自然人とその名称の対応関係を証明できる書類の複写物も提出しなければならない。

(8) その他の先行権利を主張する場合、先行権利の存在を証明する証明書類を提出しなければならない。

#### 3.3.4.2 権利能力証明書類の一般要件

(1) 先行権利の権利証書又は証明書類は、対応する権利の発効時期が被異議申立商標の出願日より早いことを証明できるものでなければならない。

(2) 異議申立人が利害関係者である場合、使用許諾契約書、代理契約書、販売契約書、フランチャイズ契約書、譲渡契約書、制作委託契約書、仲介契約書、出資証明書、権利譲渡受理通知書、地理的表示の表示地域の関連事業者の証明書等、その主張する先行権利と直接的な利害関係があることを証明する書類を提出しなければならない。

(3) 異議申立人の本人確認書類と権利能力証明書類が同一である場合又は重複する場合は、どちらか一つを提出すればよい。

(4) 異議申立人が先行権利者又は利害関係者であることの証明及び証拠資料は、異議を申し立て時に提出しなければならない。

### 3.3.5 商標代理委任状

異議申立人は、商標代理機構に異議事項の処理を委託する場合、代理委任状を提出しなければならない。代理委任状には、委託者の名称、住所、被異議申立商標の名称、代理権限、代理事項及び授権期日が明記され、委託者の署名や印章がなければならない。代理機構に異議申立を委託する場合、委任状における代理事項は、「商標異議申立」でなければならない。

異議申立人が我が国の香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の申立人である場合、法に基づいて設立された商標代理機構に委託しなければならない。商標代理委任状における委託者の名称、住所、委託事項は、中国語に翻訳されていなければならない。

異議申立人が外国主体である場合、法に基づいて設立された商標代理機構に委託しなければならない。商標代理委任状における委託者の名称、住所、委託事項は、中国語に翻訳されていなければならない。

商標代理委任状は、原本でなければならない。

同一代理機構は、同一商標異議事件において、双方当事者の代理を同時に行ってはならない。

## 3.4 審査の結論

### 3.4.1 受理

商標登録部門は、商標異議申立を受け取った後、審査を経て、受理の条件に適合するものを受理し、異議申立人に受理通知書を発送する。

### 3.4.2 不受理

商標登録部門は、商標異議申立を受け取った後、審査を経て、受理の条件に適合しないものを受理せず、書面により異議申立人にその旨を通知する。

異議申立が以下のいずれか一つに該当する場合、それを受理しない。

(1) 異議申立が法定期限内に提出されなかった場合。すなわち、対象となる商標が未だ初歩的審査を経て公告されていない場合、初歩的審査を経て公告された当日に異議申し立てが提出された場合、及び、異議申立期日が法律で定めた異議申当期限を超えた場合の3パターンがある。



(2) 異議申立人の権利能力、異議申立事由が商標法第 33 条の規定に適合していない場合

(3) 異議申立において、本人確認書類が欠けている場合（外国人又は外国企業が提出した本人確認書類が外国語である場合には、中国語訳を添付しなければならないが、これが添付されていない場合は、証明書類を提出しなかったものとみなす）。

(4) 異議申立に明確な異議事由、事実及び法的根拠がない場合

(5) 同一異議申立人が同じ事由、事実と法的根拠に基づき、同一商標に対する異議を再び申し立てた場合。異議申立人が同じ事由で連続して直接提出する場合及び代理機構に委託して提出する場合、並びに異議申立人が同じ事由で連続して異なる代理機構に委託して提出するパターンを含む。申立書の受領日に基づき、1 件目の異議申立の受理を確保することを前提として、後続の異議申立を受理しない。

(6) 異議申立において、規定に従って、中国語を使用していない場合

(7) 規定に従って、異議申立費用を納付していない場合

(8) 我が国の香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の申立人が、法に基づいて設立された商標代理機構に、異議申立を委託しなかった場合

(9) 外国人又は外国企業が、法に基づいて設立された商標代理機構に、異議申立を委託しなかった場合

(10) 異議申立人が補正しなかった場合、又は要求に従った補正がなされなかった場合

(11) 異議申立人が商標異議申立の取り下げを請求し、かつ、異議申立が受理されていない場合

(12) 『商標法』及びその実施条例に従って、受理しないその他の事由が存在する場合

### 3.4.3 補正

商標登録部門は、商標異議申立を受け取った後、審査を経て、補正させる必要がある場合、書面により異議申立人に通知し、規定の期限内に補正するよう要求する。

異議申立の補正が必要である事由には、以下のものが含まれる。

(1) 被異議申立商標が初歩的審査を経て公告された期日、商標登録番号、被異議申立商標の名称、被異議申立商標の区分等に係る記載に誤りがある場合

(2) 被異議申立人が、被異議申立商標の出願人と一致しない場合

(3) 代理機構に委託したが、商標異議申立書の表紙に代理機構の公印が押されておらず、代理人の署名がない場合

(4) 異議申立人が自ら異議申立をする場合であって、異議申立人が押印又は署名をしていない場合

(5) 郵便で発送したが、異議申立の消印の日付がはっきり見えない又は消印がない場合

(6) 郵政以外の宅配業者を経由して提出したが、宅配業者の集荷日が明確ではない場合

(7) 代理機構に委託したが、代理委任状がない場合又は代理委任状の記入が間違っ

おり、完全ではない場合

(8) 異議申立書の副本を提供しなかった場合、又は正本、副本が一致しない場合（営業秘密に関するものであり、かつ、その旨を声明した場合を除く）。

(9) 1 件の商標異議申立で、複数の商標に対して異議を申し立てている場合

(10) 我が国の香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の申立人の本人確認書類の翻訳が間違っている場合

(11) 外国申立人の本人確認書類の翻訳が間違っている場合

(12) 『商標法』及びその実施条例に従って補正の必要があると考えられるその他の事由が存在する場合

異議申立補正に対する回答文書は、補正通知書とともに提出しなければならない。補正を経て、要件に適合するようになった異議申立については、通過させる。期限が過ぎても補正されなかった場合又は要求に従った補正がされなかった場合、その異議申立を受理しない。

## 4 答弁資料の審査

### 4.1 答弁資料の要件

異議申立に対する答弁資料は、以下の要件に適合するものでなければならない。

(1) 被異議申立人は、『商標異議答弁通知書』を受け取った日より 30 日以内に異議答弁資料を提出し、『商標異議答弁通知書』を提出しなければならない。

(2) 答弁人の名義は、被異議申立商標の登録出願人の名義と一致するものでなければならない。答弁人の名義を変更したにもかかわらず、商標登録部門に対して商標登録出願人の名義変更を行っていない場合であっても、答弁の過程において、企業登記機関が発行した変更証明を提供することを条件として、変更後の名義で答弁することができる。

(3) 答弁人が答弁資料を直接提出（郵送を含む）する場合、答弁書に答弁人の押印又は署名がなければならない。

(4) 代理機構に答弁を委託する場合、商標代理委任状を添付しなければならない。答弁書の最後のページには、代理機構の公印を押さなければならない。委任状に委託事項及び委託期日を記入しなければならない。委託者が法人又はその他の組織である場合、公印を押さなければならない。委託者が自然人である場合、署名しなければならない。

(5) 被異議申立人が我が国の香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の申立人である場合、法に基づいて設立された商標代理機構に答弁を委託しなければならない。

(6) 被異議申立人が外国主体である場合、法に基づいて設立された商標代理機構に答弁を委託しなければならない。

(7) 異議申立人の代理機構は、被異議申立人の代理として答弁してはならない。

### 4.2 審査の結論

(1) 答弁人が、規定期限内に答弁し、かつ、資料が規定に適合している場合、これを通過させる。

(2) 答弁資料を補正させる必要がある場合、商標登録部門は、書面により答弁人に通知し、規定の期間内に指定した内容に従って補正するよう要求する。

答弁者が要求に従って補正した場合、答弁資料を通過させる。期限を過ぎても補正しなかった場合又は要求に従った補正がなされなかった場合は、答弁しなかったものとみなす。

## 5 補足証拠資料の審査

異議申立又は答弁後に関連証拠資料を補足する必要がある場合、当事者は、商標異議申立書又は答弁書において声明し、かつ、商標異議申立書又は答弁書を提出した日から3ヶ月以内に提出しなければならない。

### 5.1 補足証拠資料の要件

異議補足証拠資料は、異議申立補足証拠資料と異議答弁補足証拠資料に分けられる。補足証拠資料については、以下の要件に適合するものでなければならない。

(1) 補足証拠資料は、異議申立書又は答弁書を提出した日から3ヶ月以内に提出しなければならない。

(2) 異議申立補足証拠資料は、正本、副本の1式2部を提出する必要がある。

(3) 異議申立人が自らが提出する場合、異議申立補足証拠資料は、異議申立人が押印又は署名したものでなければならない。代理機構に委託する場合、異議申立補足証拠資料は、代理機構が押印し、代理人が署名したものでなければならない。署名又は押印された印章は、異議申立又は答弁資料と一致するものでなければならない。ただし、異議申立人が代理機構の変更申請をした場合を除く。

### 5.2 審査の結論

(1) 関連補足証拠資料が期限内に提出され、かつ、規定に適合している場合、これを通過させる。

(2) 補足証拠資料を補正させる必要がある場合、商標登録部門は、書面により当事者に通知し、規定の期間内に指定した内容に従って補正するよう要求する。

当事者が要求に従って補正した場合、補足証拠資料を通過させる。期限を過ぎても補正しなかった場合又は要求に従った補正がなされなかった場合、補足証拠資料を提出(答弁)しなかったものとみなす。

### 5.3 異議申立当事者による代理機構の変更申請

異議申立当事者が代理機構の変更申請をする場合、補足証拠資料の形で元の代理機構との委託関係を解除し、新たな代理機構に委託する旨の声明と、新たな代理委任状を提出しなければならない。

## 6 異議申立人の変更

### 6.1 関連解釈

異議申立人の変更とは、異議申立から異議決定が下されるまでの間に、異議申立人が異議申立を提出した根拠となる先行権利が無関係の第三者に移転され、その第三者が異議申立人の主体的地位を受け継ぎ、後続の異議手続きに参加し、相応の結果を負うことをいう。

先行権利の移転には、異議申立人と第三者の間の自由意思による譲渡も、合併、継承、訴訟等の事由による法定移転も含まれる。

先行権利の移転は、合法的で、有効、かつ、完全なものでなければならない。それにより、異議申立人が適格者としての権利能力を失い、第三者が適格者として権利能力を取得する。

### 6.2 異議申立人変更の審査

#### 6.2.1 申請資料

異議申立人の変更にあたって、第三者は、異議申立補足証拠資料の形で商標登録部門に対して書面による申請をするものとし、以下の資料を同時に提出しなければならない。

- (1) 異議申立人変更の書面による申請。申請書について、所定の書式はない。
- (2) 本人確認書類
- (3) 先行権利の移転証明
- (4) 元異議申立人が変更同意したことを示す書類

異議申立人変更の書面による申請においては、第三者が異議申立人の主体的地位を受け継ぎ、後続の異議手続きに参加し、対応の結果を負うという明確な意思表示がなければならない。先行権利の移転証明には、先行権利移転の双方主体、移転期日、権利範囲及び法的効力等の内容が含まれていなければならない。

#### 6.2.2 関連要求

(1) 商標登録部門は、異議申立人の変更を許可した後、後続の異議関連の発行書類をすべて変更後の異議申立人（元第三者）に送達し、異議決定書において、その変更状況を説明するものとし、単独で変更決定は出さない。変更後の異議申立人は、後続の手続きに参加するが、既に完了した手続きを再度行うことはできない。

異議申立人の変更を許可しない場合、元の手続きを進める。

(2) 変更後の異議申立人が代理機構に異議手続きへの参加を委託する場合、代理委任状を改めて提出しなければならない。提出しなかった場合は、自ら処理するものとみな

す。

変更後の異議申立人は、法定の証拠補足期限内に証拠資料を提出することができる。期限が満了した後に作成した証拠、又は、当事者がその他の正当な理由があり期限が満了する前に提出できなかった証拠が、期限が満了した後に提出された場合、商標登録部門は、当該証拠を被異議申立人に送付し、証拠調べを行った後、採用することができる。元異議申立人が表した意見や提出した証拠については引き続き有効であり、変更後の異議申立人は、取り下げ又は否認してはならない。

### 6.2.3 変更を許可しない事由

異議申立人が以下のいずれかの状況に該当する場合、変更を許可しない。

- (1) 先行権利の移転前において、異議申立が法に基づいて受理されないものである場合
- (2) 異議申立人変更の申請資料が揃っていない場合又は重大な瑕疵が存在している場合
- (3) その他変更を許可すべきでない事由が存在する場合

## 7 商標異議申立取り下げの審査

商標登録部門が決定を下すまで、異議申立人は、書面により商標登録部門に申立の取り下げを要求し、理由を説明することができる。商標登録部門が、取り下げてもよいと判断した場合、異議手続きは終了する。

### 7.1 書類の要件

商標異議申立の取り下げは、以下の要件に適合するものでなければならない。

(1) 異議申立を取り下げる請求人の名義は、異議申立人の名義と一致するものでなければならない。

(2) 被異議申立商標の情報及び異議申立取り下げに係る区分情報の記載は、正確なものでなければならない。

(3) 異議申立人が異議申立取り下げの請求を直接提出する場合、請求書に異議申立書に押印された印章又は署名と一致する異議申立人の印章又は署名がなければならない。代理機構に提出を委託する場合、代理機構の公印が押され、代理人の署名があるものでなければならない。

(4) 代理機構に取り下げ請求の提出を委託する場合、商標代理委任状を添付しなければならない。委任状に委託者の印章（異議申立書に押印された印章と一致するものでなければならない）を押印し、代理権限、代理事項及び授權期日を明記しなければならない。代理事項は、「異議取り下げ請求」でなければならない。

(5) 異議申立人が押印又は署名した本人確認書類の複写物を提出しなければならない。証書及び押印や署名は、異議申立時のものと一致するものでなければならない。

(6) 被異議申立人の代理機構は、異議申立人の商標異議取り下げ請求を代理することはできない。ただし、被異議申立商標の異議申立人への譲渡が許可された場合を除く。

## 7.2 審査の結論

(1) 審査を経て、商標異議取り下げ請求が規定に適合している場合、商標登録部門は、『商標異議取り下げ請求許可通知書』又は『異議終了通知書』を発行する。『商標異議取り下げ請求許可通知書』については、異議申立人を送付先とし、被異議申立人に副本を送付する。『異議終了通知書』は、双方当事者に送達する。異議申立がまだ受理されていない場合、異議申立人に『異議申立不受理通知書』を送付する。

(2) 審査を経て、異議取り下げ請求を補正させる必要がある場合、書面により、請求人に対して指定期限内に補正するよう通知する。補正を経て、規定に適合した場合、取り下げを許可するか、又は事案を終了する。補正後においても規定に適合していない場合、商標登録部門は、異議取り下げ請求を許可せずに、異議申立人に対して『商標異議取り下げ請求不許可通知書』を送付する。

(3) 異議申立人が書面による資料を提出し、商標異議取り下げ請求を提出しない旨を表明した場合、その異議取り下げ請求を許可しない。

(4) 異議申立に係る代理機構と、取り下げ請求に係る代理機構が異なる場合、元の異議申立に係る代理機構に通知書の副本を送付する。

## 8 被異議申立商標に対する関連異議申立を取り下げられた場合の扱い

被異議申立商標の取り下げが許可された場合、商標登録部門は、関連する異議事案を終了するとともに、書面により双方当事者に通知する。

## 9 商標異議申立の拒絶

受理した異議申立が受理の条件に適合していない場合、又は、受理の条件に適合しない新たな状況が生じていることを発見した場合、それを拒絶し、書面によりその旨を当事者に通知する。

## 第四章 審判の方式審査

### 1 法的根拠

『商標法』第4条、第5条、第8条、第18条、第19条、第34条、第35条、第44条、第45条、第54条、第72条

『商標法実施条例』第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第15条、第16条、第49条、第51条、第53条、第57条、第58条、第59条、第61条、第62条

### 2 はじめに

商標審判とは、商標登録部門が『商標法』の関連規定に基づいて関連商標紛争事項を審理することをいう。

商標審判事案には、拒絶査定不服審判、登録不許可の決定に対する再審、無効審判の不服審判、取消不服審判、無効審判の5パターンが含まれる。

拒絶査定不服審判、登録不許可の決定に対する再審、無効審判の不服審判、取消不服審判は、審判類事案である。

### 3 方式審査

#### 3.1 申請主体

商標審判請求を提出する請求人は、『商標法』が定める権利能力に関する要件に適合していなければならない。

審判類事案：請求人は、原審手続きの当事者でなければならない。審判の対象となる商標について譲渡、移転が発生した場合、譲受人は審判の権利能力を継承することができる。

無効審判事案：いかなる組織や個人であっても、商標法第44条第1項の規定に従い、登録商標の無効審判請求をすることができる。

先行権利者、利害関係者は、商標法第45条第1項の規定に従い、登録商標の無効審判請求をすることができる。

先行権利者、利害関係者の具体的な要件については、第一部分第三章 3.2「異議申立主体」を参照すること。

#### 3.2 期限

請求人は、法律で定めた期限内に商標審判請求をしなければならない。

審判類事案：請求人は、原審に係る手続きの決定を受領した日から 15 日以内に、商標登録部門に対して審判請求をしなければならない。原審に係る決定がまだ出されていない場合、請求人は審判請求をすることができない。

無効審判事案：商標法第 44 条第 1 項に基づいて請求する無効審判事案は、期限の制限を受けない。国際登録商標の無効審判請求をする場合、係争商標の国際登録出願の拒絶期限満了後に請求しなければならない。拒絶期限が満了した時に、係争商標がまだ拒絶査定不服審判又は異議関連の途中で、登録許可決定の発効後に請求しなければならない。

商標法第 45 条第 1 項に基づいて請求する無効審判事案については、係争商標の登録日から 5 年以内に請求しなければならない。悪意による登録に対して、馳名商標所有者は、5 年という期間の制限を受けない。国際登録商標に係る無効審判請求をする場合、係争商標の国際登録出願の拒絶期限が満了した日から 5 年以内に請求しなければならない。拒絶期限が満了した時に、係争商標がまだ拒絶査定不服審判又は異議関連の途中で、登録許可決定の発効日から 5 年以内に請求しなければならない。

『商標法』第 3 次改正が 2014 年 5 月 1 日に施行された以降において、異議手続き又は登録不許可の決定に対する再審手続きを経て登録を許可された商標に対して無効審判請求をする場合には、その商標の登録公告が改めて掲載された後に請求しなければならない。

### 3.2.1 送達日の確定

送達日とは、原審手続きにおける書類が送達された期日のことである。送達日の確定は、審判期限の計算に関係するものであり、方式審査の重要な内容でもある。

(1) 郵送方式で送達する場合、請求人は、原審手続きにおける書類の書留郵便の封筒の原本を提出することで、送達日を証明するための証拠とすることができる。消印がはっきりしている場合、受取の消印の日付に準ずることができる。消印がはっきりしていない場合、書類が発送された日から 15 日経過したときに送達があったものとみなす。ただし、請求人が実際の送達日を証明できる場合は除く。

請求人が書留郵便の封筒を提出することができない場合、書留郵便のバーコードにより検索した郵便ルートに関する情報を提出しなければならない。商標登録部門は、書類発送情報に合わせて総合的に判断し、実際の送達日を確定する。

請求人が、実際の送達日が書留郵便の消印、郵便ルートに関する情報と一致しないと主張する場合、県級以上の郵政部門が発行した公印付きの証書の原本を提出することができる。その証書には、実際の送達日及び郵政部門の担当者、連絡先等を明記しなければならない。商標登録部門が審査及び確認をし、実際の送達日を確定する。

(2) 公告方式で送達する場合、公告発布日から 30 日経過したときに送達があったものとみなす。請求人が公告期間内に受け取った場合、実際の受取日を送達日とする。公告期間が満了した後に受け取った場合、公告発布日から 30 日経過する日を送達日とし、請求人が実際に資料を受け取った日は、公告送達期間の計算に影響を及ぼさない。



(3) 電子データで送達する場合、書類が送信された日から 15 日経過したときに送達があったものとみなす。書類の送信日は、商標登録部門のオンラインサービスシステムが記録した期日に準ずる。

(4) マドリッド協定議定書に基づく国際登録商標の送達は、世界知的所有権機関 (WIPO) の通知書に記載される、国際事務局から請求人への転送日に準ずる。

### 3.2.2 提出日の確定

提出日とは、審判請求を提出した日をいう。提出日の確定は、その審判請求が法定期限を超えたかどうかの判断に関係するものであり、方式審査の重要な内容である。

(1) 郵送方式で提出する場合、請求人が発送した消印の日付に準ずる。宅配方式で提出する場合、宅配業者の集荷日に準ずる。

消印の日付及び宅配便の集荷日がはっきりしていない又は消印の日付や宅配便の受取日がない場合、商標登録部門の実際の受領日に準ずる。ただし、請求人が実際の提出日を証明できる場合は除く。

(2) 請求人が、実際の提出日が消印の日付と一致しないと主張する場合、県級以上の郵政部門が発行した公印付の証書の原本を提出することができる。その証書には、実際の提出日及び郵政部門の担当者、連絡先等を明記しなければならない。商標登録部門が審査及び確認をし、実際の提出日を確定する。

(3) 電子データで提出する場合、商標登録部門が商標の電子データによる請求書類を受領した日に準ずる。請求人の電子データによる資料が正常に受領されなかった場合、提出しなかったものとみなす。

### 3.2.3 期限の計算

『商標法』及びその実施条例で定めた各種期限が開始する当日は、期限に計上されない。期限を年又は月で計算する場合、期限の最後の月の対応する日を期限の満了日とする。その月に対応する日がない場合、その月の最後の日を期限の満了日とする。期限の満了日が休日である場合は、休日後の最初の営業日を期限の満了日とする。

審判請求の提出日は、期限の満了日までの日でなければならず、遅くとも期限の満了日の同日とする。

## 3.3 審判の範囲

商標登録部門が下した商標登録出願拒絶査定に対する不服審判請求は、拒絶査定不服審判事案の審判範囲に該当する。商標登録部門が下した初歩的審査を経た商標登録不許可の決定に対する不服審判請求は、登録不許可の決定に対する再審事案の審判範囲に該当する。商標登録部門が下した登録商標を取消す又は取消さない決定に対する不服審判請求は、取消不服審判事案の審判範囲に該当する。商標登録部門が下した登録商標の無効審判の決定に対する不服審判請求は、無効審判の不服審判事案の審判範囲に該当する。既に登録した商標について無効審判請求をする場合、無効審判事案の審判範囲に該当する。

請求人は、審判請求の形式により、商標登録出願、分割出願、商標変更申請、商標更新申請、商標譲渡申請、商標異議申立、商標取消請求、行政不服審査請求、投書・陳情等審判の範囲に該当しない資料を提出してはならない。

請求人が審判請求を取り下げた後、同一事実と事由に関する再度の審判請求をしてはならない。

審判裁定又は決定が出された後、何人も同一事実と事由に関する再度の審判請求をしてはならない。ただし、登録不許可の決定に対する再審手続きを経て登録を許可された後、登録商標の無効審判請求をする場合を除く。

### 3.4 内容及び要件

商標審判請求にあたっては、紙又は電子データで、書面による請求資料を提出しなければならない。書面による請求資料として、対応する事案種別の審判請求書を作成、ダウンロード又は参照して記入しなければならない。紙で提出する場合、印字又は印刷しなければならない。詳細については、第一部分第一章 4.1「出願書類の基本要件」を参照すること。電子データで提出する場合、商標オンラインサービスシステムの要求するデータフォーマットに適合していなければならない。詳細については、第五部分第二十五章 3「電子出願の受取」を参照すること。

請求人が商標登録部門のオンラインサービスシステムを通じて審判請求をする場合、対応する審判事案のルート選択に注意を払わなければならない。

#### 3.4.1 表紙

表紙の内容には、出願商標・係争商標、登録番号、区分、請求人の名称と連絡先、商標代理機構に委託したか、商標代理機構に委託した場合には当該商標代理機構の名称、連絡先等の情報を含まれる。補足証拠資料を提出する必要があるか場合、表紙にチェックをいれる必要がある。

請求人は、請求書の表紙に記載する出願商標・係争商標の名称、登録番号、区分、商標登録部門の書類発行番号、請求人の名称、連絡先、組織機構コード証番号等の内容を正確に記載しなければならない。請求人が自然人である場合、表紙に署名しなければならない。請求人が法人又はその他の組織である場合、表紙に公印を押さなければならない。請求人が商標代理機構に委託する場合、商標代理機構は、表紙に公印を押さなければならない。電子データで請求する場合、商標オンラインサービスシステムがリアルタイムに生成し、ユーザーがプレビューし、確認した表紙の情報に準ずる。

#### 3.4.2 明確な審判事由、事実及び法的根拠

商標審判を請求するには、明確な審判請求がなければならず、請求人はその審判請求の根拠となる商標法令の条項を列記し、対応する事実と事由を詳細に陳述しなければならない。

#### 3.4.3 証拠

商標審判を請求するにあたっては、証拠を提出することができる。請求人が証拠を提

供する場合、相応の証拠目録を作成し、本文の後に添付しなければならない。

請求人又は商標代理機構は証拠目録に署名又は押印し、証拠資料に番号を付け、かつ、その番号が証拠目録と一致するようにしなければならない。提出する証拠が外国語によるものである場合、その外国語証拠を翻訳しなければならない。証拠資料が正本、副本ともある場合、正本、副本は一致しなければならない。一致しない場合、証拠目録の正本、副本の備考において説明しなければならない。

#### **3.4.4 代理委任状**

請求人が商標代理機構に商標審判事項を依頼する場合、代理委任状を提出しなければならない。代理委任状には、委託事項と代理権限を明記しなければならない。請求人が外国人又は外国企業である場合、商標代理委任状には、委託者の国籍も記載しなければならない。請求人が自然人である場合、代理委任状に署名しなければならない。請求人が法人又はその他の組織である場合、代理委任状に押印しなければならない。

同一の商標代理機構は、登録不許可の決定に対する再審、取消不服審判、無効審判事案において、双方当事者の代理を同時に行ってはならない。

#### **3.4.5 本人確認書類**

本人確認書類の具体的な要件については、第一部分第一章 5.1「本人確認書類、権利能力証明書類」を参照すること。

商標審判請求人は、本人確認書類を提出しなければならない。本人確認書類の名義は、審判請求書の表紙に記載される請求人の名義と一致するものでなければならない。

#### **3.4.6 権利能力証明書類**

商標法第 45 条第 1 項の規定に従って登録商標の無効審判請求をする場合、請求人は、先行権利者又は利害関係者の権利能力証明書類を提出しなければならない。権利能力証明書類の具体的な要件については、第一部分第一章 5.1「本人確認書類、権利能力証明書類」を参照すること。

審判類事案：請求人が提出した本人確認書類でその請求資格を示すことができる場合、本人確認書類を権利能力証明書類と同一のものとみなす。請求人の名義が変更された場合、名義変更確認通知書等、関連する証明書類を提出する必要がある。

無効審判事案：商標法第 44 条第 1 項の規定に従って、登録商標に対する無効審判請求をする場合、請求人が提出した本人確認書類によってその請求資格を示すことができれば、本人確認書類を権利能力証明書類と同一のものとみなす。具体的な要件については、第一部分第一章 5.1「本人確認書類、権利能力証明書類」を参照すること。

### **3.5 審査の結論**

#### **3.5.1 受理**

商標審判請求が方式審査を経て、要件に適合している場合、それを受理し、請求人にその旨を通知する。

#### **3.5.2 不受理**

商標登録部門が商標審判請求を受け取り、方式審査を行った後、その請求の主体が適格でない、法定期限を超えている、商標審判の範囲に該当しない、又は、審判費用を納付していないことのうち、いずれか一つの事情がある場合、不受理の決定を下し、請求人にその旨を通知する。

### 3.5.3 補正

商標登録部門が商標審判資料を受領し、方式審査を行った後、補正を必要とする関連事情があると判断した場合、請求人に補正するよう通知する。

審判請求が補正を必要とする事情については、以下のものが含まれる。

- (1) 表紙を提出しなかった又は表紙情報の記載に誤りがある場合
- (2) 審判類事案にもかかわらず、原審手続きの決定を提出していない場合
- (3) 審判類事案にもかかわらず、原審手続きの決定が送達された証拠を提出していない場合
- (4) 具体的な審判請求、事実、事由と法的根拠が明記されていない場合
- (5) 請求書・補足資料について、被請求人の人数に応じて、対応する部数の副本を提出しなかった場合
- (6) 提出した証拠資料の正本、副本が一致しておらず、かつ、説明がない場合
- (7) 請求人が商標法第 30 条、第 31 条の規定に従って無効審判請求をした際に、引用商標を明記しなかった場合
- (8) 請求人が提出した証拠資料において、逐一に分類し番号を付けた証拠目録を作成しておらず、証拠資料の出所、証明しようとする事実等の具体的な事項に係る概要説明をしていない場合
- (9) 代理機構に委託したが、代理委任状がない場合又は請求人が代理委任状に署名、押印しなかった場合
- (10) 提出した本人確認書類・権利能力証明書類がはっきり読めない場合又は署名・押印が証明書類の記載と一致していない場合
- (11) その他補正しなければならない事情が存在する場合

請求人は、規定の期限内に通知書の要求に従って、補正しなければならない。

補正後においても規定に適合していない審判請求については、受理せず、書面によりその旨を請求人に通知し、理由を説明する。期限が満了しても補正しなかった場合、請求が取り下げられたものとみなし、商標登録部門は、書面によりその旨を請求人に通知しなければならない。

### 3.5.4 方式審査の終了

商標審判事案の方式審査期間において、以下の事情に該当する場合であって、商標登録部門が審査を経て、事案を終了してもよいと判断するときは、審判を終結し、事案を終了して、当事者に通知する。

- (1) 請求人が死亡した場合、終了した後相続人がいない場合、又は相続人が審判に係る権利を放棄し、相応の書面による説明がある或いは相応の証明が提供されている場合
- (2) 請求人が、書面による資料を提出し、自らの意思に基づいて審判請求を取り下げ

る意思を示した場合

(3) 自ら又は調停により和解を達成し、請求人が書面による資料又は和解契約等を提出して審判請求の取り下げを求めた場合

(4) 審判を終了させるべきその他の事情があって、相応の書面による声明がある場合又は請求人が審判終了請求を提出した場合

### 3.5.5 方式審査による拒絶

方式審査において受理した商標審判請求が受理の条件に適合していない場合、又は、受理の条件に適合しない新たな状況が生じていることを発見した場合、商標登録部門は、審査を経て、請求を拒絶し、請求人にその旨を通知する。

### 3.5.6 みなし取り下げ

請求人が、規定の期限内に、補正通知の要求に従って補正しなかった場合、審判請求が取り下げられたものとみなし、商標登録部門は、みなし取り下げ通知を出す。

## 4 答弁資料の審査

審判請求に被請求人が存在する場合、商標登録部門は、受理後、請求書の副本及び関連証拠資料を適時に被請求人に送達し、被請求人に答弁するよう通知しなければならない。被請求人は、答弁通知書を受け取った日より30日以内に答弁資料を提出しなければならない。規定の期限内に答弁しなかった場合であっても、審理に影響を及ぼさない。

### 4.1 答弁資料の要件

審判答弁資料の要件は、異議答弁資料の具体的な要件と一致するものである。第一部分第三章4.1「答弁資料の要件」を参照すること。

### 4.2 審判答弁資料に係る審査の結論

(1) 答弁者が規定の期限内に答弁し、かつ、資料が要件に適合する場合、商標登録部門は、適時に答弁資料の副本を請求人に送達し、請求人に証拠調べを行うよう通知しなければならない。請求人は、証拠交換通知を受け取った日より30日以内に証拠調べの意見を提出しなければならない。規定の期限内に証拠調べの意見を提出しなかった場合であっても、審理に影響を及ぼさない。

(2) 答弁資料を補正させる必要がある場合、商標登録部門は、書面により答弁者に通知し、規定の期限内に指定した内容に従って補正するよう要求する。審判答弁が補正後においても規定に適合していない場合、又は規定の期限内に補正されなかった場合、答弁しなかったものとみなされるが、審理に影響を及ぼさない。

審判答弁を補正させる必要がある事情には、以下のものが含まれる：答弁通知書及びその送達証拠を提出していない場合。答弁書の内容がはっきりせず、読めない場合。答弁書・答弁補足資料の正本、副本が一致せず（副本を提出していない場合を含む）、かつ、

説明がない場合。答弁者が提出した証拠資料について、逐一に分類し、番号を付けた証拠目録を作成しておらず、証拠資料の出所、証明しようとする事実等の具体的な事項に係る概要説明をしていない場合。代理人に委託すると声明したが、商標審判代理委任状を提出しなかった場合又は商標審判代理委任状に署名・押印しなかった場合。提出した本人確認書類がはっきりしていない場合又は署名・押印が証明書類の記載と一致しない場合。並びに、審査を経て補正しなければならないその他の状況が存在する場合。

## 5 補足証拠資料の審査

当事者が審判請求をした場合又は審判答弁を提出した後に関連する証拠資料を補足する必要がある場合、請求書又は答弁書の中で声明し、請求書又は答弁書の提出日より3ヶ月以内一括で提出しなければならない。請求書又は答弁書において声明しなかった場合又は期限が満了しても提出しなかった場合、補足を放棄したものとみなす。

### 5.1 補足証拠資料の要件

審判補足証拠資料の具体的な要件は、異議補足証拠資料の具体的な要件と一致するものである。第一部分第三章5.1「補足証拠資料の要件」を参照すること。

### 5.2 審査の結論

(1) 関連補足証拠資料が期限内に提出され、かつ、規定に適合している場合、それを通過させる。

(2) 補足証拠資料を補正させる必要がある場合、商標登録部門は、書面により当事者に通知し、規定の期限内に指定した内容に従って補正するよう要求する。補正後においても規定に適合していない場合、又は規定の期限内に補正しなかった場合、当該補足証拠資料を提出しなかったものとみなす。

## 6 代理の変更及び解除の審査

当事者が商標代理機構に商標審判事項を委託し、代理権限を変更する場合、代理関係を解除する場合、又は、代理人を変更する場合、適時に書面により商標登録部門に知らせなければならない。

当事者が商標代理機構との委託関係を変更したり、解除したりするにあたっては、相応の代理の変更に関する資料又は代理の解除に関する資料を提出しなければならない。審査を経て、資料が要件に適合すると判断した場合、代理関係の変更又は解除を認める。

当事者が同一商標代理機構に委託する場合であって、代理権限を変更するときは、署名又は押印した代理権限の変更に関する説明書類、及び、変更後の代理事項又は代理権限を含む商標代理委任状を提出しなければならない。当事者が別の商標代理機構に委託

する場合には、署名又は押印した、元の商標代理機構との委託関係を解除する声明及び新しい代理委任状を提出しなければならない。当事者が商標代理機構との委託関係を解除する場合、署名又は押印した委託関係解除に関する声明を提出しなければならない。委任状の審査については、本章 3.4.4「代理委任状」を参照すること。

## 7 審判請求を取り下げる場合の審査

当事者は、法に基づいて、自身の商標審判に関連する権利を処分する権利がある。当事者が審判請求の取り下げを請求する場合、『商標法』の要件に適合しなければならない。

審判請求の取り下げを請求する場合、審判取り下げ請求書及び権利能力証明書類を提出する必要がある。商標代理機構に委託する場合、代理委任状を提出する必要がある。

当事者は、審判取り下げ請求書の関連情報を正確に記入し、取り下げ理由について説明しなければならない。当事者が提出する権利能力証明書類の名義は、請求人の名義と一致し、署名又は押印されていなければならない。当事者が商標代理機構に審判請求の取り下げを依頼する場合、審判請求の取り下げ又は審判請求の放棄の代理権限を明記した代理委任状を提出しなければならない。詳細については、本章 3.4.4「代理委任状」を参照すること。

## 第五章 登録商標取消請求の方式審査

### 1 3年連続不使用による登録商標取消請求の方式審査

#### 1.1 法的根拠

『商標法』第18条、第49条第2項、第72条

『商標法実施条例』第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第17条、第66条

#### 1.2 請求書類及び要求

3年連続不使用による登録商標取消請求（以下「3年不使用取消請求」という）の方式審査は、主に請求書類に対する書面審査であり、請求書類が揃っているか、要件に適合しているかを審査する。

(1) 請求書に記入した商標登録者、登録番号、商標、区分、取消商品又は役務の項目は、ファイルの記録情報と一致するものでなければならない。

(2) 取消対象商標は、有効な登録商標でなければならない。かつ、登録から3年以上経過したものでなければならない。

(3) 具体的な取消事由を明記しなければならない。取消事由として、取消対象商標の3年連続不使用に関連する状況を説明し、初歩的調査の証拠を列記しなければならない。

(4) 代理機構に委託する場合、委任状と本人確認書類は、要件に適合するものでなければならない。

請求書類は、方式審査の一般要件を満たさなければならない（第一部分第一章「方式審査の一般要件」を参照する）。

#### 1.3 登録商標の登録から3年以上経過の計算

取消対象商標は、有効な登録商標であり、かつ、登録から3年以上経過したものでなければならない。要件に適合しない場合、その取消請求を受理しない。

##### 1.3.1 国内登録商標

通常、3年の起算点は、商標登録の公告日とする。

##### 1.3.2 マドリッド協定議定書に基づく国際登録商標

(1) 通常、国際登録商標の中国での拒絶期限の満了日を当該商標登録の3年満了の起算点とする。

『標章の国際登録に関するマドリッド協定』に基づいて行う商標国際登録に係る拒絶期限の満了日は、商標登録部門が受領した出願書類に明記されている「通知期日」に12ヶ月を加えた日とする。『標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書』に基



づいて行う商標国際登録に係る拒絶期限の満了日は、商標登録部門が受領した出願書類に明記されている「通知期日」に18ヶ月を加えた日とする。同時に『標章の国際登録に関するマドリッド協定』と『標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書』の締約国である場合、議定書第9条の6の規定に基づき、拒絶期限の満了日は、商標登録部門が受領した出願書類に明記されている「通知期日」に12ヶ月を加えた日とする。

(2) 領域指定手続きにおいて一部拒絶する場合、許可される部分の商品又は役務に関しては、当該商品又は役務について中国を指定した拒絶期限の満了日から起算しなければならない。

(3) 拒絶期限の満了時においても、拒絶査定不服審判又は異議関連手続きに係属している場合には、登録査定が発効日から起算する。

(4) 拒絶期限の満了前に、拒絶査定不服審判又は異議関連手続きで下した登録査定が既に発効した場合には、拒絶期限の満了日から起算する。

## 1.4 書類の送達

『使用証拠提供通知書』が送付先の当事者に送達されたことをもって送達とみなし、副本の宛先となっている当事者が当該通知を受領した場合であっても、送達の根拠にはならない。

### 1.4.1 送付先

(1) 登録者が本土（大陸）の自然人、法人又はその他の組織である場合、商標ファイルに記録された登録者住所により、直接登録者に送達する。調査の結果、国家企業信用情報公示システムにおける登録者の名義・住所情報が変更されている場合、当該システムが表示した変更後の名義・住所に送達することができる。登録者の名義、住所の変更がされている場合、変更後の名義、住所に送達することができる。

(2) 登録者がわが国の香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の自然人、法人又はその他の組織である場合、商標ファイルに記録された書類受取人に宛てて、直接登録者に送達する。書類の受取人を指定していない場合は、当該商標の直近の業務代理機構を送付先とする。

(3) 登録者が外国主体である場合、商標ファイルに記録された書類受取人に宛てて、直接登録者に送達する。書類の受取人を指定していない場合は、当該商標の直近の業務代理機構を送付先とする。

(4) マドリッドシステムを経由して登録した国際商標については、世界知的所有権機関のサイトに記載された登録代理人の名義及び住所により、登録者に送達する。代理人がない場合、登録者の通信名義及び住所により、登録者に送達する。登録者の通信名義及び住所がない場合、登録者の登記した名義及び住所により、登録者に送達する。

### 1.4.2 カーボンコピー

実際の有効送達比率を高め、商標登録者の権益を守るために、『使用証拠提供通知書』の副本を以下の関連する当事者に送付することを選択することができる。

(1) 譲渡中の商標については、譲受人と譲渡人の代理機構を副本の宛先に入れることができる。

(2) 凍結又は抵当状態になっている商標については、凍結側又は抵当権者を副本の宛先に入れることができる。

(3) 譲渡、変更、更新、許諾登録等の業務が完了した商標については、直近の業務を委託した商標代理機構を副本の宛先に入れる。

(4) 登録者がこれまでに行なったその他の商標業務の商標代理機構を副本の宛先に入れることができる

#### 1.4.3 送達公告

商標登録者を送付先とした送達ができなかった場合、又は、送付した郵便物が戻ってきた場合には、商標登録部門は、送達公告を掲載し、公告日から 30 日経過したときに送達があったものとみなす。

副本として送付した郵便物が戻ってきた場合であっても、送達公告を掲載しない。

#### 1.5 3年連続不使用の3年の確定

『使用証拠提供通知書』において、登録者に提供を求める使用証拠がカバーする 3 年の期限についての説明をしなければならない。当該 3 年の期限は、請求人が商標登録部門に当該登録商標の取消を請求した日から、3 年遡るものとする（例えば、2020 年 10 月 20 日に商標登録部門が取消請求を受領した場合、登録者は 2017 年 10 月 20 日から 2020 年 10 月 19 日にかけて当該商標を使用した証拠を提供しなければならない）。

#### 1.6 使用証拠の受領

登録者は『使用証拠提供通知書』の要求に従って、規定の期限内に使用証拠を提出しなければならない。登録者が提出する説明資料と使用証拠資料には、目次を付け、当該目次の順番に従って装本されなければならない。提出した使用証拠は、通常、返済しない。

規定の期限を超えて登録者が使用証拠を提出したものの、それが商標登録部門が関連の審査手続きを終わらせるまでであれば、当該部分の証拠については、記録されている使用証拠として参照、採用することができる。

商標登録部門が関連の審査手続きを終わらせた後に提出された使用証拠は、記録されている使用証拠として審査しない。

#### 1.7 審査過程における変更

審査の過程において、名義、住所又は代理の変更が発生した場合：

(1) 取消請求人又は商標登録者に係るその主管部門で登記された名義又は住所が変更となった場合、変更後の名義で請求の補足資料を提供及び説明し、変更に関する証明を

提出しなければならない。

(2) 請求人が取消請求に係る代理機構の変更を請求し、登録者が使用証拠の提供に係る代理機構の変更を請求するにあたっては、請求の補足資料を提供し、関連する状況について説明をし、請求人が押印、署名し、相応の委託事項を明記した新しい商標代理委任状を提供しなければならない。新しい代理機構及びその代理人は、補足資料に押印及び署名をして、確認しなければならない。

## 1.8 方式審査の結論

方式審査を経て、請求手続きが要件に適合しない場合、同じ内容の取消請求を再度提出した場合、取消が請求される商品又は商標が既に無効になった場合、又は商標登録から3年経過していない場合は、請求を受理しない。

請求手続きがおおよそ整っている又は請求書類がおおよそ適合し、補正によって受理の条件に適合するようになる場合、請求人に補正するよう通知する。期限を過ぎても補正されていない、補正した後も要件に適合しない、又は要求に従った補正がなされなかった場合、それを受理しない。

受理の条件に適合する場合、それを受理し、書面により請求人にその旨を通知し、登録者に『使用証拠提供通知書』を送付する。請求人が商標手数料を納付しなかった場合又は要求に従って全額を納付しなかった場合、それを受理せず、書面により請求人にその旨を通知する。

## 1.9 取り下げ請求

請求人が3年不使用取消請求の取り下げを請求する場合であって、商標登録部門による当該事案に対する関連審査手続きがまだ終わっていないときは、審査を経て、取り下げを許可することができる。

### 1.9.1 取り下げ請求書類

請求書類はについて、方式審査の一般要件を満たさなければならない（第一部分第一章「方式審査の一般要件」を参照すること）。

請求人が3年不使用取消請求の取り下げを行う際に委託した代理機構が、元の3年不使用取消請求の代理機構と一致しない場合、代理機構変更の書類を合わせて提出しなければならない。

### 1.9.2 内容及び要件

取り下げ請求は、主に以下の事項に基づいて審査する。

(1) 元の3年不使用取消請求の審査が既に終わっているか。

(2) 取り下げ請求人が、3年不使用取消の請求人と一致するか。

(3) 取り下げ請求人が委託した代理機構が、登録者答弁の代理機構又は商標登録者の書類受取人、登録代理人と同一代理機構であるか。

### 1.9.3 審査の結論

商標登録部門が3年不使用取消請求について既に審査決定を出した場合は、取り下げ請求を受理しない。

取り下げ請求が要件に適合しない場合、それを受理せず、3年不使用取消請求の審査を続ける。

取り下げ請求が要件に適合している場合、それを受理し、取り下げを許可する。その3年不使用取消請求事案は終了とし、審査を終了する。

## 2 一般名称となった商標の取消請求の方式審査

### 2.1 法的根拠

『商標法』第18条、第49条第2項、第72条

『商標法实施条例』第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第17条、第65条

### 2.2 方式審査の内容

方式審査は、主に請求書類に対する書類審査であり、請求書類が揃っているか、要件に適合しているかを審査する。

(1) 請求書に記入する商標登録者、登録番号、商標、区分、取消商品又は役務の項目は、商標登録情報と一致するものでなければならない。

(2) 具体的な取消事由を明記しなければならない。取消事由として、被請求商標が一般名称になっていることを示す関連状況について説明し、関連証拠を添付しなければならない。請求書類及び証拠資料は、1式2部提出しなければならない。

(3) 代理機構に委託する場合、委任状は規定要件に適合していなければならない。

(4) 取消対象商標は、有効な登録商標でなければならない。

### 2.3 請求書類

請求書類は、方式審査の一般要件を満たさなければならない（第一部分第一章「方式審査の一般要件」を参照すること）。なお、取消事由書及び関連の証拠資料を添付し、登録者に転送するために副本を1部提供する必要がある。

### 2.4 方式審査の結論

具体的な内容については、本章1.8「方式審査の結論」を参照すること。

### 2.5 答弁通知書の送達

取消請求を受理した後、登録者に答弁するよう通知しなければならない。答弁通知書が送付先の当事者に送達されたことをもって送達とみなし、副本の宛先となっている当事者が当該通知書を受領した場合であっても、送達根拠にはならない。

送付先の当事者に対して答弁通知書を発送する際には、請求側の証拠資料の副本を添付する必要がある。副本を送付する当事者に対して、添付する必要はない。

登録者は、答弁通知の要求に従って、規定の期限内に事由と証拠を提出しなければならない。登録者が提出する資料と証拠には目次を付け、当該目次の順番に従って装本されなければならない。提出した証拠は、通常、返済しない。

規定の期限を超えて、登録者が証拠を提出したものの、それが商標登録部門が関連の審査手続きを終わらせるまでであれば、当該部分の証拠については、記録されている使用証拠として参照、採用することができる。

関連の審査手続きを終わらせた後に提出された使用証拠は、取消審査における記録されている証拠とはしない。

その他の具体的な内容については、本章 1.4「書類送達」を参照すること。

## 2.6 審査過程における変更

具体的な内容については、本章 1.7「審査過程における変更」を参照すること。

## 2.7 取り下げ請求

具体的な内容については、本章 1.9「取り下げ請求」を参照すること。

## 第二部分 商品・役務及び商標検索要素の分類

### 第六章 商品・役務の分類

#### 1 はじめに

商標法第4条、第22条、商標法実施条例第13条、第15条、第93条の規定によると、自然人、法人又はその他の組織は、生産経営活動の中で、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合、商標登録出願をしなければならない。商標出願をする際には、商標登録出願人は、規定の商品分類表に従って、商標を使用する商品区分と商品名称を記入し、報告しなければならない。商品に使用すると指定された商標は商品商標であり、役務に使用すると指定された商標は役務商標である。商標登録のための商品及び役務の分類表は、商標登録部門が制定し、発布するものとする。

中国は、ニース協定の加盟国として、「商標登録のための商品及び役務の国際分類」（ニース分類）を採用している。商標登録部門は、ニース分類の商品・役務の項目を類似群に分け、実情を踏まえて、我が国における常用商品・役務の項目の名称を追加し、「類似商品及び役務の区分表」を作成している。

#### 2 商品及び役務分類の概要

現行のニース分類は、商品と役務を45の分類に分けている。このうち、商品は第1類から第34類まで計34分類であり、役務は第35類から第45類まで計11分類である。

「類似商品及び役務の区分表」はニース分類に基づいて制定されている。「類似商品及び役務の区分表」の45分類の下に、分類の見出し、分類の注釈、商品及び役務の項目の名称が含まれる。分類の見出しは、当該分類に属する商品又は役務の項目の範囲を示す。分類の注釈は、当該分類に主にどんな商品又は役務の項目が含まれるか、或いは、含まれないかについての説明するものである。「類似商品及び役務の区分表」に記載された商品又は役務の項目の名称は、標準名称である。

ニース分類は、毎年1回改訂される。「類似商品及び役務の区分表」は、改訂に伴い調整される。出願人は、出願時に施行されているニース分類と「類似商品及び役務の区分表」に基づいて、申告しなければならない。例えば、出願日が2021年の商標登録出願については、商品又は役務の項目を分類する際にニース分類2021年の第11版を適用し、出願日がこれより前の商標登録出願については、対応するニース分類の版を適用する。

ニース分類の改訂にあたっては、一部の商品又は役務の項目の分類及び受容性を調整することがある。出願人は、出願時において、既に失効した又はまだ発効していない商

品又は役務の項目の名称を申告することはできない。例えば、2017年のニース分類では、「薬用石鹼」が第3類から第5類に移動となった。出願人が2016年に第5類で「薬用石鹼」を出願した場合、又は2017年に第3類で「薬用石鹼」を出願した場合、いずれも是正を要求される。

### 3 商品・役務の項目の申告原則

(1) 商標登録をする際には、ニース分類に基づいて申告しなければならない。

(2) 出願人は、標準名称を申告することも、「類似商品及び役務の区分表」に記載されていない商品・役務の項目名称を申告することもできる。出願人が「類似商品及び役務の区分表」にない商品・役務の項目を申告する場合には、分類の見出し、分類の注釈に基づいて、標準名称と照合して分類を申告しなければならない。

例えば、ナットシェル製の工芸品の場合については以下のとおりである；分類の見出しによると、「未加工又は半加工の骨、角、クジラの骨や真珠母貝」は第20類に属し、分類注釈において、第20類は「主に家具及びその部品を含み、木材、コルク、葦、籐、柳の枝、角、骨、象牙、クジラの骨、シェル、琥珀、真珠母貝、海泡石及びこれらの材料の代用品又はプラスチックから制作される製品」であると説明されている。また、「木、ワックス、石膏又はプラスチック製芸術品」は第20類の標準名称である。上記を踏まえると、「ナットシェル製工芸品」は第20類で申告しなければならないといえる。

また、遺伝子検査サービスの場合については、以下のとおりである；分類の見出しによると、「科学技術サービス及びそれに関連する研究とデザインサービス」は第42類に属し、分類注釈において、第42類は特に「医療目的のために行う科学研究サービス」を含むと説明されている。「医療サービス」は第44類に属し、分類注釈において、第44類は特に「X線検査や血液サンプル採取等、診療所サービス及び医学実験室が提供し、診断と治療に用いる医学分析サービスを含む」と説明されている。遺伝子検査は、広範に科学研究と医療に用いられるため、「遺伝子検査（科学研究の目的）」は、第42類で申告しなければならない。「遺伝子検査（医療目的）」は第44類で申告しなければならない。

(3) 分類の見出し、分類の注釈に基づいて、標準名称と照合した場合であっても分類できないときは、商品・役務の分類原則に従って申告する。

### 4 商品及び役務の分類に係る原則

商品及び役務の項目の分類を行う際には、通常、以下の原則に従う。

#### 4.1 商品の分類に係る原則

(1) 商品が完成品である場合、原則として機能や用途により分類する。

例えば、手袋類は、具体的な製品の機能、用途に基づいて分類しなければならない。「手袋（被服）」は被服にあたり、第25類で申告しなければならない。「事故防止用手袋」

は救護用品にあたり、第 9 類で申告しなければならない。「医療用手袋」は医療用補助器具にあたり、第 10 類で申告しなければならない。「絶縁手袋」は絶縁用品にあたり、第 17 類で申告しなければならない。「家事用手袋」は家事用品にあたり、第 21 類で申告しなければならない。「運動用手袋」は体育とスポーツ用品にあたり、第 28 類で申告しなければならない。「使い捨て手袋」は、その商品の機能、用途が明確でないため、非規範名称である。例えば、「医療用使い捨て手袋」は第 10 類で申告しなければならないが、「家事用使い捨て手袋」は第 21 類で申告しなければならない。

(2) 商品が複数の機能を組合せてなる完成品である場合、その主要な機能又は用途に基づいて分類しなければならない。

例えば、「書籍付きの電子音響装置」の主要な機能は、電子音響装置であり、第 9 類で申告しなければならないが、「電子音響装置付きの書籍」の主要機能は書籍であり、第 16 類で申告しなければならない。

(3) 商品が、原材料、未加工品又は半製品である場合、原則として、それを構成する原材料で分類する。

例えば、分類の見出しによると、「金属建築材料」は第 6 類に属するので、「建築用金属トリムパネル」については、第 6 類で申告しなければならない。同様に、「金属製人工魚礁」については、金属材料から製造されるため、第 6 類で申告しなければならない。

(4) 商品を構成する原材料により分類する場合であって、それが複数種類の異なる原材料から製造されているものであるとき、原則として、主要な原材料によって分類する。

例えば、「乳飲料（牛乳が主原料である）」は、乳製品として第 29 類で申告しなければならないが、「牛乳入りコーヒー飲料」の本質は、コーヒー飲料であるため、第 30 類で申告しなければならない。

(5) 商品が、他の製品を構成する一部であり、かつ、その商品が、通常の場合において、その他の用途に用いられないものであるときは、当該商品は、原則として、その構成する製品と同一区分に分類される。

例えば、「電話機の受話器」は、「電話機」を構成する一部であり、第 9 類で申告しなければならない。

(6) 商品を入れるための専用容器は、原則としてその商品と同一区分に分類される。

ここにおける「専用」とは、それのみに用いることを指す。すなわち、その専用容器については、その商品を入れるために特別に設計され、特殊な形状や外観を有するものである。

例えば、「専用化粧ポーチ」は、化粧用品を入れるために特別に設計されているものであり、第 21 類で申告しなければならない。「非専用化粧ポーチ」は、第 18 類で申告しなければならない。

## 4.2 役務の分類に係る原則

「類似商品及び役務の区分表」に記載されている標準名称と照合し、役務の属する業



界に基づいて、役務の目的、内容、方式、対象等の要素を踏まえて総合的に判断する。

例えば、「コマーシャルの制作」は広告類サービスにあたり、第 35 類で申告しなければならないが、「コマーシャル以外の映画の制作」は娯楽サービスにあたるため、第 41 類で申告しなければならない。「テレビショッピング番組の制作」は、広告類サービスにあたり、第 35 類で申告しなければならない。

レンタルサービス、コンサルティングサービス、フランチャイズサービスについては、以下の原則に基づいて、分類することができる。

(1) レンタルサービスについては、原則として、物品の貸し出しによって実現するサービスと同一区分に分類される。

例えば、「電話機の貸与」で実現するのは、通信サービスであるため、第 38 類で申告しなければならない。貸借サービスは、レンタルサービスと類似するため、同じ分類原則を採用しなければならないが、ファイナンスリースについては、金融サービスであり、第 36 類に属する。

(2) 助言、情報又はコンサルティングを提供するサービスは、原則として、提供するサービスが関わる物事と同一区分に分類される。電子方式（電子、コンピュータネットワーク等）により助言、情報又はコンサルティングを提供する場合でも、これらのサービスの分類に影響を及ぼさない。

例えば、「輸送情報の提供」は第 39 類で申告し、輸送サービスと同一区分としなければならない。「金融に関するコンサルティング」は、第 36 類で申告し、金融サービスと同一区分としなければならない。「ウェブサイト経由による金融情報の提供」については、「金融情報の提供」の区分と同じく、第 36 類で申告しなければならない。

(3) フランチャイズサービスは、原則としてライセンサーの提供するサービスと同一区分に分類される。

例えば、「フランチャイズによるビジネス管理」は、第 35 類で申告し、ライセンサーの提供するビジネス管理サービスと同一区分としなければならない。

## 5 商品及び役務の項目の申告に係る基本要件

出願人は、商標登録出願をする際に、「類似商品及び役務の区分表」に記載されている標準名称を優先的に使用しなければならない。申告時には、具体的な商品・役務の項目の名称、すなわち「類似商品及び役務の区分表」における 6 桁のコードの前に記載された具体的な名称を記入しなければならないが、分類番号、分類の見出し、分類の注釈、類似群番号、類似群名称、項目番号を記入してはならない。

出願人は、商標登録部門が発布した「類似商品及び役務の区分表」以外の受容できる商品・役務の項目の名称を選択することもできる。出願人が、「類似商品及び役務の区分表」の標準名称及び「類似商品及び役務の区分表」以外の受容できる名称を使用する場合には、出願時に施行されているニース分類及び「類似商品及び役務の区分表」の版に従って申告しなければならないが、出願時にすでに失効している又はまだ発効していない商

品・役務の項目の名称を申告してはならない。

出願人は、商標登録出願をする際に、「類似商品及び役務の区分表」以外の他の商品・役務の項目の名称を申告することもできるが、その申告は以下の要件に適合するものでなければならない。

(1) 出願時に施行されているニース分類及び「類似商品及び役務の区分表」の版における分類の原則に適合するものでなければならない。

(2) 申告する商品・役務の項目の名称は、商品・役務の項目について正確に記述したものでなければならない。当該名称は、その商品又は役務の項目と、他の種類の商品又は役務の項目とを十分に区別できるようにするものでなければならない。曖昧で、広すぎて、その所属する区分を確定できない又は誤認させやすい商品又は役務の項目の名称については、使用を避けなければならない。

例えば、コンピューター関連製品について、「コンピューターハードウェア」は第 9 類に属し、「コンピューターハードウェア設置、保守及び修理」は第 37 類に属し、「コンピューターハードウェアの設計と開発に関するコンサルティング」は第 42 類に属し、「コンピューターソフトウェア（記録済みのもの）」は第 9 類に属し、「コンピューターソフトウェアのインストール」「コンピューターソフトウェアの設計」は第 42 類に属する。出願人が、「コンピューターシステムの設置」を申告する場合、コンピューターハードウェアの設置とコンピューターソフトウェアの設置を含む可能性があり、2 種類の設置サービスはそれぞれニース分類の異なる区分に当たるので、その申告名称は規範的ではない。出願人が「コンピューターオペレーティングシステムのインストール」を申告する場合については、受容可能な規範的名称である。

(3) 申告する商品・役務の項目の名称は、国の常用言語文字法、句読点用法及び社会公衆の言語習慣に適合するものでなければならず、規範簡体字を使用して記述しなければならず、誤字や当て字、繁体字があってはならない。

(4) 出願人は、商品又は役務の項目に関する説明を添付することができる。説明資料は、商品又は役務の項目について解釈するための補足的な説明にすぎず、商品又は役務の項目の名称に係る構成部分ではない。出願人が商品又は役務の項目に関する説明資料を添付したとしても、当該商品又は役務の項目の名称自体は、上記のすべての申告要件に適合するものでなければならない。

## 第七章 商標の文字検索要素の分類

### 1 はじめに

商標の文字検索要素の分類は、文字商標の事前サーチと審査がしやすくなるように行う基礎的な作業であり、漢字、少数民族の文字、外国文字、数字を含む商標の文字部分を対象に設定する。

### 2 商標呼称

本章における商標呼称は、ファイル記録の表示に供され、審査官に当該商標見本の主な内容を知らせるために用いられるものであり、商標見本の具体的な内容を詳細に定義するものではない。商標呼称は、称呼しやすいことを原則とし、商標見本の文字の主要な部分のみをピックアップする。商標登録部門の各種書類における商標に対する記述は、各種書類の要件に従う。

#### 2.1 商標呼称の確定原則

立体的形状からなる商標の商標呼称は、「立体的形状」であり、色彩の結合商標の商標呼称は「色彩の結合」であり、音商標の商標呼称は「音商標」である。その他の種類の商標の商標呼称は、以下の原則に従って確定する。

(1) 商標が図形のみからなる場合、商標呼称は「図形」である。商標が文字と図形の結合である場合、図形部分については、商標呼称に書き込まれない。

(2) 商標に漢字、アルファベットと数字が含まれている場合、商標呼称は、文字の主要な部分（漢字は対応する簡体字である）を含み、慣例に従った順番で並べなければならない。各部分の間に 1 字開けて適切に隔てることができる。例えば、「妃麗思 FINESS」「1 課 3 練」「E 心 E 意」「九佳益 9+1=?」「Y+X/2」「6@8」「8.1-9.1」「W&WS」「9:00」等。

商標が漢字とピンインからなる場合であって、ピンインが漢字と対応しているときは、ピンインは商標名称に書き込まれない。

(3) 少数民族の文字（モンゴル文字、満族文字、チベット文字等）、英語でない文字は図形として扱う。

(4) 文字の装飾、図案化が明らかである場合は、図形として扱う。作字、非規範漢字は、図形として扱う。

#### 2.2 商標呼称の修正

商標登録出願の審査が既に完了している場合、商標呼称は原則として修正しない。た

だし、商標呼称に誤字がある場合は除く。

本指南の制定前に旧基準に従って確定した商標呼称は、修正しない。

### 3 文字検索キーワードの基本要件

文字検索キーワードは、漢字、ピンイン、英文字、意識、頭文字、数字の 6 種類に分けられ、単独で割り当てることも、組み合わせで割り当てることもできる。

同一種類の文字でも、そのフォント、サイズ、色等の視覚効果に大きな差異がある場合には、全体として一つの検索キーワードを割り当てるほか、その要部についてもそれぞれ検索キーワードを割り当てなければならない。



商標呼称：風韻飄

漢字キーワード：風韻飄、風韻、飄

ピンインキーワード：FENG YUN PIAO、FENG YUN、PIAO



商標呼称：BLUE FOREST

意識キーワード：藍色森林、藍色、森林

漢字キーワード：藍色森林、藍色、森林

ピンインキーワード：LAN SE SEN LIN、LAN SE、SEN  
LIN

英語キーワード：BLUEFOREST、BLUE、FOREST

同一キーワードにおける文字は、慣例に従った順序で並べる。慣例に従った順序が判断し難い場合は、左から右へ、上から下へ読み取った順序で並べる。出願人が順序について説明した場合は、その説明を参照して割り当てることができる。

### 4 漢字キーワード

商標に漢字が含まれている場合、漢字キーワードを割り当てなければならない。漢字の間に特殊記号がある場合、その記号を除いた漢字全体のキーワードを割り当てる。漢字キーワードについては、同時にそれと対応するピンインキーワードを割り当てなければならない。



商標呼称：愛米&仙奴

漢字キーワード：愛米仙奴

ピンインキーワード：AI MI XIAN NU



商標呼称：卡路・約翰

漢字キーワード：卡路約翰

ピンインキーワード：KA LU YUE HAN

#### 4.1 多音字

商標に多音字が含まれている場合は、ピンインキーワードは、通常、慣例に従った読

み方の組み合わせでなければならない。

和平

商標呼称：和平  
漢字キーワード：和平  
ピンインキーワード：HE PING

朝阳

商標呼称：朝陽  
漢字キーワード：朝陽  
ピンインキーワード：CHAO YANG、ZHAO YANG

星乐飞

商標呼称：星樂飛  
漢字キーワード：星樂飛  
ピンインキーワード：XING LE FEI、XING YUE FEI

商標見本に読み方が明記されている場合は、指定の読み方で割り当てる。

长康  
changkang

商標呼称：長康  
漢字キーワード：長康  
ピンインキーワード：CHANG KANG

商標は多音字が含まれる常用連語であるが、商標見本に付けている読み方が慣例に従った読み方と一致しない場合は、付けられているピンインキーワードを割り当てるほか、慣例に従った読み方の組み合わせについても割り当てなければならない。

人參  
RENCAN

商標呼称：人參  
漢字キーワード：人參  
ピンインキーワード：REN CAN、REN SHEN

事例において、「REN CAN」は指定された読み方であるが、「REN SHEN」が慣例に従った読み方であり、「REN CAN」の読み方については割り当てない。

#### 4.2 単一でない順序で並べる

(1) 常用の固定の連語は、固定の組み合わせにより漢字キーワードを割り当てる。

天工開物

商標呼称：天工開物  
漢字キーワード：天工開物  
ピンインキーワード：TIAN GONG KAI WU

(2) 「齋、堂、坊、庁、印」等の特殊用語については、原則として慣例に従った称呼方法により漢字キーワードを割り当てる。



商標呼称：玉合堂  
漢字キーワード：玉合堂  
ピンインキーワード：YU HE TANG

(3) 銅貨形等、一部の固定の特殊形状は、原則として、その形状の固定の読み方で漢字キーワードを割り当てる。



商標呼称：開元通宝  
漢字キーワード：開元通宝  
ピンインキーワード：KAI YUAN TONG BAO

(4) 並び順を判断できない場合は、流れに沿って、慣習に適合する（近代における書き込みの順序、伝統的な書き込みの順序等を含む）ことを原則とし、漢字の並び順を確定する。どうしても判断ができない場合、左から右へ、上から下への順に書き込まれたものとして、漢字キーワードを割り当てる。



商標呼称：維冰康陽  
漢字キーワード：維冰康陽、冰陽維康  
ピンインキーワード：WEI BING KANG YANG、BING YANG WEI KANG

#### 4.3 特殊フォント

(1) 漢字が行書、草書、篆書等の書道書体、又は繁体字やその他の非常用書体である場合、対応する簡体字により漢字キーワードを割り当てなければならない。



商標呼称：龍鳳  
漢字キーワード：龍鳳  
ピンインキーワード：LONG FENG



商標呼称：徳宝  
漢字キーワード：徳宝  
ピンインキーワード：DE BAO

(2) 漢字の一部が装飾されているが、漢字であると明らかに識別できる場合、漢字キーワードを割り当てる。割り当てる際、装飾された漢字と作字の区別に注意しなければならない。



商標呼称：龍  
漢字キーワード：龍  
ピンインキーワード：LONG

商標呼称：潤壇  
漢字キーワード：潤壇、潤  
ピンインキーワード：RUN TAN、RUN

漢字の一部が装飾され、残りの部分が独立漢字である場合についても、漢字キーワードを割り当てなければならない。



商標呼称：姝麗  
漢字キーワード：姝麗、朱麗  
ピンインキーワード：SHU LI、ZHU LI

(3) 商標に作字が含まれる場合、作字の部分は図形とみなし、漢字キーワードを割り当てない。



商標呼称：図形

(4) 商標に日本語が含まれている場合、日本語の部分は図形とみなし、漢字キーワードを割り当てない。下記の例において、「発」は日本語の漢字である。



商標呼称：達  
漢字キーワード：達  
ピンインキーワード：DA

## 5 ピンインキーワード

商標見本にアルファベットがあり、かつ、ピンイン規則に適合している場合、ピンインキーワードを割り当てなければならない。ピンインキーワードには、大文字のアルファベットとスペースしか用いてはならない。

(1) ピンインのみからなる商標、又は商標のピンイン部分が漢字部分と一致しない場合、ピンインキーワードを割り当てるほか、英語キーワードも割り当てなければならない。



商標呼称：安居  
漢字キーワード：安居  
ピンインキーワード：AN JU  
（「AN JU」は「安居」のピンインである）



商標呼称：特耐 SHENG JIANG  
漢字キーワード：特耐  
ピンインキーワード：TE NAI、SHENG JIANG  
英語キーワード：SHENG JIANG

(2) 複数種類の組み合わせ方式がある場合、慣習に従った組み合わせ方式で、それぞれのピンインキーワードを割り当てなければならない。



商標呼称：AOLIE  
漢字キーワード：AO LIE、AO LI E  
ピンインキーワード：AOLIE

## 6 英語キーワード

検索キーワードが三つ以上のアルファベット（スペースと「&」を含む）である場合、英語キーワードとみなす。英語キーワードには、大文字のアルファベット、スペースと「&」しか用いてはならない。

(1) 漢字がない英語商標には、すべて英語キーワードを割り当てなければならない。商標の英語部分が漢字部分のピンインでない場合、英語部分には英語キーワードを割り当てなければならない。

TABCIN

商標呼称：TABCIN  
英語キーワード：TABCIN



商標呼称：雷臨三一 LELINSANI  
漢字キーワード：雷臨三一  
ピンインキーワード：LEI LIN SAN YI  
英語キーワード：LELINSANI

(2) 英語商標に中国語の意味が含まれている場合、意識キーワード及びそれに対応する漢字キーワード、ピンインキーワードを割り当てなければならない。



商標呼称：FLOWER  
意識キーワード：花  
漢字キーワード：花  
ピンインキーワード：HUA  
英語キーワード：FLOWER

(3) アルファベットの前に数字、句読点が含まれている場合、数字、句読点を除いた英語キーワードを割り当てる。

KO&CO

商標呼称：KO&CO  
英語キーワード：KOCO

Jochem's

商標呼称：JOCHEM S  
英語キーワード：JOCHEMS  
特例：商標が二つのアルファベットの間に&を加える形で構成されている場合、頭文字キーワードを割り当てるほかに、全体として英語キーワードを割り当て



なければならない。

The logo consists of the letters 'A' and 'G' in a bold, serif font, with an ampersand (&) between them.

商標呼称：A&G  
英語キーワード：A&G  
頭文字キーワード：AG

(4) 英語の一部が装飾されているが、アルファベットであると明らかに識別できる場合は、装飾された部分をアルファベットに還元し、英語キーワードを割り当てる。さらに、装飾された部分を除いて英語キーワードを割り当てる。また、状況に応じて頭文字キーワードを割り当てる。

The logo features the word 'Godsus' in a bold, sans-serif font. The letter 'G' is stylized with horizontal lines through it.

商標呼称：GODSUS  
英語キーワード：GODSUS、ODSUS  
頭文字キーワード：G

The logo shows the word 'Anazor' in a bold, sans-serif font. The letter 'z' is stylized with a vertical line through it.

商標呼称：ANAZOR  
英語キーワード：ANAZOR、ANAZR

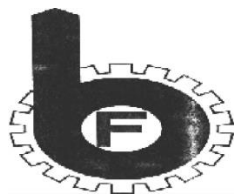
## 7 頭文字（イニシャル）キーワード

検索キーワードが一つ又は二つのアルファベットである場合は、頭文字キーワードとみなす。頭文字キーワードには、一つ又は二つの大文字アルファベットしか用いてはならない。

(1) 商標の英語部分が一つ又は二つのアルファベットのみである場合は、頭文字キーワードを割り当てなければならない。

The logo is a stylized letter 'D' with a decorative border of small crosses.

商標呼称：D  
頭文字キーワード：D

The logo features a stylized lowercase 'b' with a gear-like border, and a small 'F' inside the 'b'.

商標呼称：BF  
頭文字キーワード：BF、B、F

The logo shows the chemical formula 'H2O' in a bold, sans-serif font.

商標呼称：H2O  
数字キーワード：2  
頭文字キーワード：HO

特例：商標が二つのアルファベットの間に&を加える形で構成されている場合、頭文字キーワードを割り当てるほかに、全体として英語キーワードを割り当てなければならない。

ない。



商標呼称：A&G  
英語キーワード：A&G  
頭文字キーワード：AG

(2) 商標の英語部分が三つ以上のアルファベットで構成されており、そのうちの一つ又は二つのアルファベットのフォント、サイズ、色等の視覚効果が、その他の部分と比較して、大きな差異を有する場合、全体として英語キーワードを割り当てるほか、状況に応じて頭文字キーワードを割り当てなければならない。



商標呼称：GEB  
英語キーワード：GEB  
頭文字キーワード：G、EB



商標呼称：POLAVISOR  
英語キーワード：POLAVISOR、POLAISOR  
頭文字キーワード：V

(3) アルファベットが装飾されているが、アルファベットであると明らかに認識できる場合、頭文字キーワードを割り当てなければならない。



商標呼称：K  
頭文字キーワード：K

過度に装飾されている場合、割り当てず、図形検索の対象としてもよい。



商標呼称：図形

(4) 商標が一つ又は二つのアルファベットの重複からなる場合、その重複アルファベットは頭文字キーワードを割り当て、さらに状況に応じて英語キーワードを割り当てなければならない。



商標呼称：G 図  
頭文字キーワード：G

アルファベット全体が図案化されている又は背景図案になっている場合は、キーワードを割り当てない。



商標呼称：図形  
(頭文字キーワード「V」を割り当てない)

## 8 数字キーワード

(1) 商標にアラビア数字が含まれている場合、数字キーワードを割り当てる。漢数字が含まれている場合、漢字キーワードを割り当てる。



商標呼称：505 五味清  
漢字キーワード：五味清  
ピンインキーワード：WU WEI QING  
数字キーワード：505



商標呼称：九九久牛王  
漢字キーワード：九九九、久牛王  
ピンインキーワード：JIU JIUJIU、JIU NIU  
WANG

(2) ローマ数字には、数字キーワードを割り当てず、アルファベットで英語キーワードを割り当てる。さらにローマ数字を除いた英語キーワードを割り当てる。



商標呼称：NXT II  
英語キーワード：NXT II、NXT

(3) 数字と漢字、記号等が混じって並べられ、全体の意味が数字、漢字部分の意味と大きな違いがある場合は、状況に応じて、全体の漢字キーワードを追加しなければならない。



商標呼称：1課3練  
漢字キーワード：課練、一課三練  
ピンインキーワード：KE LIAN、YI KE SAN LIAN  
数字キーワード：13



商標呼称：1+1  
漢字キーワード：一加一  
ピンインキーワード：YI JIA YI  
数字キーワード：11

## 9 意識キーワード

商標に英語が含まれ、かつ、その英語が中国語の意味を持つ場合、意識キーワード及びそれに対応する漢字キーワード、ピンインキーワードを割り当てなければならない。意識キーワードは、ファイル記録の表示に用いるだけのものであり、審査の際には、それに対応する漢字キーワード、ピンインキーワードで検索を行う。

英語の意味は、常用の意味に準ずるのが原則である。英語が二つ以上の中国語意味を持つ可能性がある場合において、具体的にどの中国語の意味を採用するかは、直接的に商標の実体審査の検索結果及び審査の結論に影響を及ぼすため、審査官は審査の際には、英語商標の具体的な状況を踏まえて、意味を確定しなければならない。

商標に少数民族の文字又は英語以外のその他の外国語が含まれている場合、審査においては、実際の必要性に応じて、意識キーワード及びそれに対応する漢字キーワード、ピンインキーワードを割り当てるかを確定する必要がある。

## 10 特殊事情

### 10.1 句読点及び特殊記号

(1) 「・」「@」等の句読点や英語の特殊記号についてキーワードを割り当てる際には、当該部分を取り除き、対応する規則に従って割り当てなければならない。商標呼称は、状況に応じて留保することができる。

(2) 「π」「φ」「Ю」「ぢ」「Ω」「Σ」等、アルファベットや文字以外のものについて商標呼称と検索キーワードを割り当てる際には、当該部分を取り除く。

商標の構成において、外国語の部分のほとんどがアルファベットで、アルファベットでない文字がわずかにしかなく、かつ、アルファベットに類似している場合は、類似するアルファベットにより、これらのアルファベットでない文字を代替させた英語キーワードを追加することができる。

The logo for NEOESTE features the word "NEOESTE" in a serif font. The letter "O" is replaced by a stylized globe icon.

商標呼称：NETE

英語キーワード：：NETE、NEOETE

(それぞれ「O」「E」で「Ω」「Σ」を代替する)

### 10.2 顕著な特徴がない又は欠けている部分

審査しやすさと検索効率を高めるために、原則として、顕著な特徴を有している文字部分に対してのみ検索キーワードを割り当てる。「橋牌」(ブリッジ)の「牌」の漢字等、文字に顕著な特徴を有しているかどうか判断できない、又は「好運饅頭」「太陽紅木」等、申告する商品・役務の項目に合わせて総合的に判断しなければならない場合もあるので、判断し難いときは、出願人が専用権の放棄を声明したかどうかを問わず、商標の原本によって検索キーワードを割り当てる。審査官が実体審査を行う際には、実情を踏まえて専用権を放棄した部分を確定し、キーワードを修正しなければならない。

(1) 商標が URL である、又は、「牌」「公司」「実業」「集団」等を含むものである場合、商標原本によって割り当てるほか、「WWW」や「COM」「牌」「公司」「実業」「集団」等の文字を取り除いたものについて、対応する規則に従ってキーワードを割り当てる。

The logo for BAO DE SHI YE consists of the Chinese characters "保得实业" in a bold, black, sans-serif font, with "BAO DE SHI YE" written in a smaller, black, sans-serif font below it.

商標呼称：保得実業

漢字キーワード：保得実業、保得

ピンインキーワード：BAO DE SHI YE、BAO DE

The logo for 皇牌 features the Chinese characters "皇牌" in a stylized, purple, sans-serif font. The character "牌" is larger and more prominent than "皇".

商標呼称：皇牌

漢字キーワード：皇牌、皇

ピンインキーワード：HUANG PAI、HUANG

The logo for www.vcotto.com features the text "www.vcotto.com" in a black, sans-serif font.

商標呼称：WWW.VCOTTO.COM

英語キーワード：WWWVCOTTOCOM、VCOTTO

(2) たばこの標章におけるタール含有量、タバコの種類、酒類標章におけるアルコール含有量、酒の種類、醸造年度、日焼け止め製品における日焼け止め指数等の顕著でない部分については、キーワードを割り当てない。

## 第八章 商標の図形要素の分類

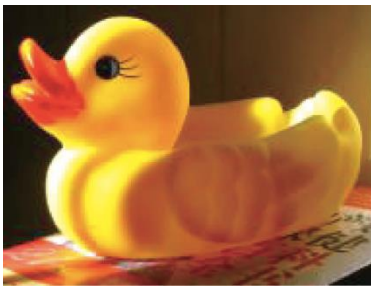
### 1 はじめに

商標の図形要素の分類は、図形商標の事前サーチと審査がしやすくなるように行う基礎的な作業である。中国における商標の図形要素の分類に関する基準は、「商標の図形要素の国際分類」（ウィーン分類）を踏まえて、商標の図形要素の国際分類の原則を参照して、中国の商標実務と結びつけて制定したものである。

### 2 図形要素の分類を行う必要がある場合

#### 2.1 商標に図形が含まれる場合

図形商標の図形要素分類は、その構成要素や具体的な用途を考えず、図形商標の実際の形状のみに基づいて分類しなければならない。



3. 7. 6、4. 2. 20、29. 1. 15

（このあひるの図形商標は、プラスチック製かセラミック製か、アクセサリか玩具かを考慮せず、図形の形状のみに基づいてその分類を確定する）



7. 1. 8-10、29. 1. 15

（この建物は図形商標であり、それは煉瓦構造か木製か、真実のものか描いたものかを考慮せず、図形の形状のみに基づいてその分類を確定する）

#### 2.2 商標に文字又はアルファベットが含まれる場合

(1) 規範漢字については、図形要素の分類を行う必要はない。古代の文字又は類似漢

字である場合は、図形要素の分類を行わなければならない、28.17 を割り当てる。



28.17



28.17

漢字の図案化が明らかな場合も、図形要素の分類を行い、図形の特徴に基づいて、対応する図形要素のコードを付けなければならない。



3.3.1; 3.3.24; 28.17



5.3.1; 5.3.11-15; 29.1.12

(2) 少数民族の文字及び英語を除いた外国語の文字には、図形要素の分類を行わなければならない。このうち、日本語の文字には 28.3、その他の文字には 28.19 を割り当てる。

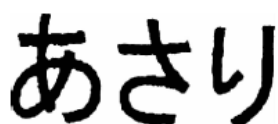


28.19



阿依布拉克

28.19



28.3



28.19

(3) 規範的な英語には、図形要素の分類を行う必要はない。顕著な図形的な特徴を有しているものについては、図形要素の分類を行わなければならない。



3.7.4; 5.3.11-15



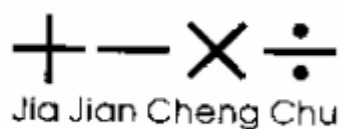
18.1.7-9

### 2.3 商標に記号が含まれる場合

句読点、数学記号、音楽記号、男性記号又は女性記号、貨幣記号等については、図形要素の分類を行わなければならない。



24. 17. 1



24. 17. 5



24. 17. 10



24. 17. 25

### 2.4 商標に数字が含まれる場合

規範的なアラビア数字と中国語数字については、図形要素の分類を行う必要はない。ローマ数字のみの場合、図形要素の分類を行わなければならない、27. 7. 1-23 を割り当てる。



27. 7. 1 - 23



27. 7. 1 - 23

ローマ数字がその他の図形（時計、計器等）を構成する一部分である場合、単独では割り当てない。例えば、下図のローマ数字は、円形と共同で時計を構成しているので、単独では割り当てない。





2.3.5、2.3.8、17.1.1 (27.7.1-23 を省略)

## 2.5 商標について色が指定されている場合

商標が着色見本である場合、色彩数で色彩要素のコード（白色は色彩数にカウントしない）を割り当て、具体的な色彩を割り当てない。

色彩要素コードを割り当てるほか、見本自身に対して図形要素の分類を行わなければならない。



18.1.7-8; 29.1.13



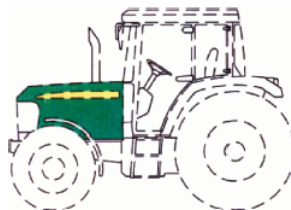
5.3.16; 29.1.15

## 2.6 色彩の結合商標

色彩の結合商標については、色彩要素コードのみを割り当てる。



29.1.12

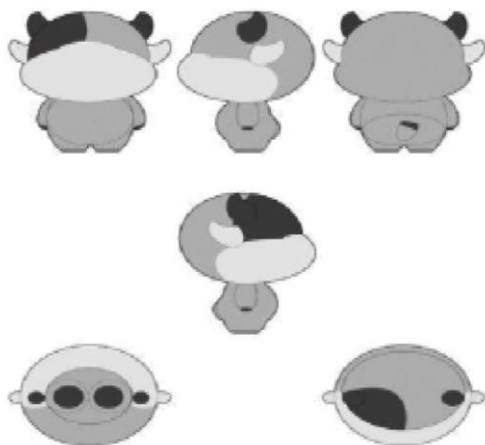


29.1.12

## 2.7 立体的形状からなる商標

立体的形状からなる商標については、商標の全体的形状に基づいて図形要素の分類を行わなければならない。各投影図については、単独で図形要素を割り当てない。立体的形状の中の独特な特徴を有する図形部分については、図形要素を割り当てなければならない。

ない。立体的形状からなる商標が着色見本である場合、色彩要素コードも割り当てなければならない。



#### 4.2.20

(事例において、上面図、平面図は円形図案であるが、商標全体は立体形状のキャラクターであり、上面図、平面図については、単独で割り当てない)



3.1.6、4.2.20、19.1.1-11、10.3.7、29.1.15

(上図における財布と扇子図案には独特な特徴があり、図形要素を割り当てなければならない)

### 3 図形要素割り当ての原則

#### 3.1 図形要素コード

「商標図形要素の国際分類」により、図形要素は29の大分類に分けられ、各大分類はさらにいくつかの中分類に細分化され、各中分類はさらにいくつかの小分類に細分化される(少数だが、中分類までしか細分化されないものもある)。このうち、小分類につい

ては、さらに主要小分類と補助小分類に分けられる。商標に対して図形要素の分類を行う際には、まず商標の所属するカテゴリーを確定してから、相応のカテゴリーから、対応する中分類、小分類と補助小分類を見つける。

図形要素コードとしては、主に以下の数種類が用いられる。分類の際には、商標の具体的な状況に応じて、選択し、使用しなければならない。

(1) 大分類、中分類、小分類



5.3.6

(2) 大分類、中分類、小分類-補助小分類



18.1.7-9

(3) 大分類、中分類、小分類-補助小分類-補助小分類



1.1.1-10-2


(4) 大分類、中分類。



3.15

### 3.2 商標の顕著な部分に対して図形要素の分類を行う

商標に対して、図形要素の分類を行う必要があるかどうか、図形要素の分類を如何に行うかについては、商標の実際の状況に基づいて判断しなければならない。複雑な図形商標又は複数種類の図形要素を含んでいる場合には、商標の顕著な部分と全体像を把握し、図形の顕著な部分と、その他の商標と同一又は類似するかを判断する上で決定的な役割を果たす部分に対してのみ、図形要素の分類を行う。その他の顕著でない部分については、図形要素コードを省略する。例えば、下図における記号「&」は、左図において図形要素コードを割り当てる必要がないが、右図においては割り当てなければならない。



図形において、ある部分が顕著であるかどうかは、主に三つの面から決定する。

- (1) 視覚上の特異性
- (2) 図形全体に占める面積の大きさ
- (3) 目立つ位置に配されているか



18. 3. 2

(26. 11. 2-13 を省略)



7. 11. 1

(26. 11. 3-13 を省略)



6. 1. 2、28. 19

(26. 1. 12 を省略)



1. 13. 1-10、24. 1. 5

(1. 1. 1-9-2 を省略)

### 3.3 図形要素を省略できない状況

図形商標が同等な明らかな特徴を有する複数種類の図形要素から構成されている場合、

すべての図形要素コードを割り当てなければならない、省略してはならない。



2.9.1、2.9.14



1.3.2-15、5.7.2

商標の一部を構成する各部分の図形の大きさが異なるが、いずれも明らかな特徴を有している場合、すべての図形要素コードを割り当てなければならない、省略してはならない。



5.7.14、5.7.10



5.3.16、2.9.1、2.9.14

### 3.4 図形要素を追加する必要がある状況

図形の表現が二つの図形コードの間にある、又は図形を少し変化させた場合に、他の図形コードに対応する図形と同一又は類似する可能性があるときは、関連するすべての図形コードを、できる限り付けなければならない。



5.3.16、5.3.6

(図形は4枚の葉である。最も下の葉は小さく、存在するかどうか定まらない状態である。仮に上の3枚の葉しかない図形商標がある場合、両者は非常に類似することになるため、関連するすべての図形コードを、できる限り付けなければならない)



4.1.2、2.5.2

(図形は天使である。天使の翼が小さく、翼をなくしたら、男の子の図形になる。両者は類似するので、関連するすべての図形コードを、できる限り付けなければならない)

### 3.5 図形が背景又は非顕著部分である場合

商標において、文字又はアルファベットが顕著な部分である場合、背景のみ又は顕著

でない部分となる図形については、図形要素の分類を行わなくてもよい。



省略：26.1.4



省略：25.1.9-10



省略：1.15.11



省略：26.2.1、26.11.1-12

(以上の商標について、文字又はアルファベット等の顕著な部分がなく、図形部分のみから構成される場合、図形要素を省略してはならない)

## 第九章 商標その他検索要素の分類

### 1 はじめに

審査の便宜を図るため、音商標については別途音声要素コードを設ける。

音商標は、音声性質と音楽でない性質の二種類に分ける。音声要素の具体的な分類は以下の通りである。

### 2 音楽性質の音商標

音楽性質の音商標。例えば、楽曲、音声要素コードはS1である。

### 3 音楽でない性質の音商標

音楽でない性質の音商標、音声要素コードはS2である。そのうち、

- (1) 人の声、音声要素コードはS2.1である。
- (2) 動物の声、音声要素コードはS2.2である。
- (3) 自然界の音、音声要素コードはS2.3である。
- (4) 機械設備の音、音声要素コードはS2.4である。
- (5) その他音声、音声要素コードはS2.5である。

### 4 音声要素の分類原則

音商標に音楽性質があるかどうかにより音声要素コードを確定する。音楽性質と音楽でない性質の両方を有する音商標については、それぞれ音声要素コードを分類する。例えば、一つの音商標に音楽と子供の声で歌った「通信的好邻居（訳注：通信が良くなるの意）」から構成される場合、その音声要素コードはS1とS2.1とする。音商標の文字の内容については、別途文字検索要素を分類する。

音商標の中の五線譜については図形要素として分類しない。音商標の中の五線譜でない場合は、図形要素分類を行わなければならない。図形要素の分類は24.17.10とする。

## 第三部分 その他商標業務に対する審査<sup>1</sup>

### 第十章 商標変更類申請

#### 1 商標登録者/出願人の名称又は住所の変更

##### 1.1 法的根拠

『商標法』第 41 条

『商標法実施条例』第 17 条第 1 項、第 30 条

『団体商標及び証明商標の登録と管理に関する弁法』第 13 条、第 14 条

##### 1.2 変更申請の書類

申請書類は、方式審査の一般的な要件を満たさなければならない（第一部分第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること）

名義を変更する場合、登記機関により発行された変更証明書類を提出する。変更証明書類については、登記機関がその変更を許可した書類の複写物、若しくは登記機関のウェブサイトからダウンロードした変更状況ファイル記録のいずれでもよいが、その信用性を確認するために申請人の押印又は署名が必要である。申請人名義に複数回の変更が行われた場合、変更回数に応じた申請をする必要はなく、一つの申請を通じて現在の名義に変更することができる。ただし、申請時にその名義が複数回変更されたことを証明できるすべての変更証明書類を提出しなければならない。

外国企業又は外国人が中国語の訳名のみを変更する場合、その外国企業又は外国人による中国語訳名の変更声明書を変更証明書類として提出しなければならない。

住所のみを変更する場合、変更証明書類の提出は不要である。

##### 1.2.1 共有商標に係る申請書類の特別な要件

共有商標に該当する場合、申請人はその申請書にある「共有商標であるか」に対して「はい」を選択するものとし、共有商標でない場合は「いいえ」を選択するものとする。

共有商標に係る出願人と登録者名義、住所を変更する場合、代表者が申請し、最初のページの申請人名義/住所については、変更後の代表者の名義/住所を記入する。代表者の名義/住所を変更しない場合、最初のページにある変更前名義/住所を記入する必要がある。

---

<sup>1</sup> この部分に係る商標業務の申請書類はすべて方式審査の一般的な要件を満たさなければならない。方式審査の通常の法的根拠である商標法実施条例第 5 条、第 6 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条は以下で省略する。



ない。その他の名義/住所を変更する共有者は、申請書の別紙（別紙を更に増やすことができる）に順を追って記入する。変更がない場合、別紙に記入する必要はない。共有商標でない場合、別紙の記入と提出は不要である。

### 1.2.2 団体商標・証明商標に係る変更申請書類の特別な要件

申請書類は、方式審査の一般的な要件を満たさなければならない（第一部分第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること）

#### 1.2.2.1 団体商標・証明商標の出願人/登録者の名義に係る変更申請

団体・証明商標の出願人/登録者の名義の変更を申請する場合、以下の書類を提出する。

(1) 申請人の身分証明書類の複写物（営業許可証の副本）

(2) 登記機関により発行された変更証明。変更証明については、登記機関がその変更を許可した書類の複写物、若しくは登記機関の公式ウェブサイトからダウンロードし、印刷した関連ファイル記録のいずれでもよい。登録者が企業である場合、市場監督管理部門による変更証明を提出しなければならない。登録者が事業単位又は社会团体などのその他の組織である場合、主管機関による変更証明を提出しなければならない。変更前の名義と変更後の名義は、申請書の変更前の名義と申請人名称と一致するものでなければならない。外国企業又は外国人が中国語訳名のみを変更する場合、当該外国企業又は外国人は、中国語訳名の変更を申請する声明書を提供しなければならない。

(3) 変更後の団体商標/証明商標の使用に関する管理規則

#### 1.2.2.2 団体商標/証明商標の使用に関する管理規則に係る変更申請

団体商標/証明商標の使用に関する管理規則の変更を申請する場合は、変更後の団体商標/証明商標の使用に関する管理規則を提出する。地理的表示の地域範囲の変更に係るものである場合、地理的表示製品の地域範囲を認定する歴史的資料又は地理的表示の所在地県級以上の人民政府或いは業界主管部門が発行した地域範囲の変更証明書類を提出する必要がある。

#### 1.2.2.3 団体商標の団体構成員リストに係る変更申請

団体商標の団体構成員リストの変更を申請する場合、変更後の団体商標の団体構成員リストを提出する。

## 1.3 申請人

名義、住所の変更を申請する者は、商標登録者/出願人でなければならない。

## 1.4 商標

変更申請できる商標には、有効に登録された商標と登録申請中の商標が含まれる。

無効状態にあると認定された商標については、その変更申請を許可しない。

## 1.5 すべての登録商標の一括変更

登録商標の変更を申請する場合、商標法実施条例第30条第2項の規定により、商標登録者は、登録したすべての商標を一括で変更しなければならない。

既に登録申請が受理されている商標についても、他の登録商標とともに変更手続を行うことができる。

## 1.6 審査の結論

変更申請に対しては、審査を経て、補正、不許可、みなし放棄及び登録許可の四種類の審査の結論が出される可能性がある。

### 1.6.1 補正及び補正通知書への回答に対する審査

以下のいずれかの状況に該当する場合、申請人に補正を通知する。

(1) 商標が更新期限の猶予期間にあり、申請人に直ちに更新手続を行うよう通知した場合

(2) 変更を申請した商標が既に質権登録を行ったか、又は差し押さえられた場合

(3) 登録者がそのすべての商標を一括して変更しなかった場合

(4) 登録機関が発行した変更証明書類における変更事項が、申請した変更事項と一致しない場合

(5) 審査により問題点又は疑問点が発見され、申請人による更なる説明と補足資料の提供が必要であるその他の状況が存在する場合

申請人が補正通知書を受領した後、所定の期限内に通知書の要求に従って是正した場合、商標登録部門は、申請人の補正内容に基づいて当該変更申請を審査する。

申請人が所定の期限内に補正できなかった場合であっても、商標登録部門が審査の結論を出すことには影響しない。

### 1.6.2 不許可

以下のいずれかに該当する場合、許可をしない。

(1) 申請人が商標登録者でない場合（例えば、変更申請書に誤った登録番号を記入した場合、商標が既に他人に譲渡されている場合）

(2) 同じ内容の変更申請手続が既に行われ、再び変更手続を行う必要がない場合

(3) 商標が無効になった場合

(4) 申請書類が規定に合致せず、かつ、補正により是正することができない場合

(5) 商標が人民法院に差し押さえられ、又は既に質権登記が行われ、かつ、人民法院又は質権者の書面による同意を得ていない場合

(6) 申請人と申請書に記載された変更前の当事者が異なる民事主体であって、変更申請を行うべきでない場合（例えば、企業の再編等がされている場合）

(7) その他変更を許可すべきでない状況が存在する場合

### 1.6.3 申請の放棄とみなす

既に一括変更するよう補正通知が出された変更申請については、放棄されたものとみなす。審査を経て、登録者のすべての商標を一括して変更しなかった状況に対して、補

正通知が出された後、以下の状況が存在する場合、当該変更申請については放棄されたとみなす。

(1) 補正通知が出された後、その他を一括して変更する手続をしなかった場合

(2) 補正通知が出された後、申請人が異なる意見を提出したが、審査によりその意見が成立しなかった場合。

#### 1.6.4 変更の許可

審査により、変更申請が完全に規定に合致した場合、商標登録部門はその変更を許可し、公告し、かつ、登録者に対応する変更証明を発行する。

### 1.7 変更申請の取り下げ及び審査の中止

#### 1.7.1 変更申請の取り下げ

申請人が変更申請を取り下げる場合、書面より、商標登録部門に対して申請を提出しなければならない。取り下げの申請を受け取った後、当該変更申請が未だに許可されておらず、かつ、取り下げの理由が合理的であることを確認した場合には、商標登録部門は、その取り下げを許可し、かつ、当該変更申請に対する審査を終了する。

申請の取り下げに対する審査は、主に申請書類に対する審査である。原則として、変更申請の取り下げを提出するルートは、元の変更申請と一致するものでなければならない。すなわち、同一の代理機構を通じて手続しなければならない。異なる代理機構を通じて変更申請とその取り下げの手続が行われた場合、元の変更申請に対し、取り下げ事項を確認するよう補正通知を発行する。その目的は二つであり、一つは、取り下げの意思が相対的に真実であることを確保すること、もう一つは元の変更代理機構に取り下げの事実を知らせることである。

当事者の名称・住所について登録機関で変更を行った後に、登録商標に係る申請人名義・住所を変更するための申請を商標登録部門に提出した場合、これは既に発生している客観的な事実に対する確認手続に該当する。商標法の関連規定により、変更申請を行うことは申請人の義務とされているため、通常、申請人は関連変更申請を取り下げるべきではない。

#### 1.7.2 審査の中止

審査の過程において、以下の状況が発生した場合、審査を中止することができる。

(1) 変更申請に対して、利害関係者が商標登録部門に対して、書面により、異議を申し立てた場合には、当事者に対して処理のルートと指定期限を告知した後、指定期限内に当該変更申請に対する審査を中止する

(2) 異議申立又は審査事項により確かに審査を中止する必要がある場合には、関係部門による書面での理由と期限の説明を経て、指定期限内に当該変更申請に対する審査を中止する

(3) 質押又は財産保全により変更を許可することができない場合であって、当事者に通知した後、当事者が一定の期限において質権又は財産保全に関する事項を処理するこ

とを申請したときは、当該期限内に当該変更申請に対する審査を中止する

(4) 変更商標の権利が不安定な状態にある場合（例えば、更新期限の猶予期間にある場合、拒絶査定不服審判の結果を待っている場合、訴訟結果を待っている場合等）

(5) その他審査を中止すべき状況が存在する場合

## 2 商標登録出願人の代理機構の変更

### 2.1 法的根拠

『商標法』第 41 条

『商標法実施条例』第 17 条第 1 項

### 2.2 申請人

代理機構変更の申請人は、商標登録者でなければならない。

### 2.3 商標

代理機構の変更を申請する商標は、商標登録出願に係る商標でなければならない。すなわち、出願手続中の商標（拒絶査定不服審判中、異議申立中、登録不許可の決定に対する再審中の商標を含む）である。商標代理機構の変更とは、出願人が登録出願をした後に、その登録出願の代理人の変更を申請することを指す。

商標登録が許可された後、出願人は代理機構の変更手続きを行う必要がない。

3 年連続不使用による取り消し、無効宣告などの事件の代理機構を変更する場合、直接当該事件の審理部門に対し、補足資料として、代理機構の変更申請を提出しなければならない。

### 2.4 審査の結論

代理機構の変更申請に対しては、審査により、補正、許可、不許可の 3 種類の審査の結論が出される可能性がある。詳細については、本章 1.6「審査の結論」を参照すること。

## 3 書類受取人の変更

### 3.1 法的根拠

『商標法』第 41 条

『商標法実施条例』第 17 条第 1 項

### 3.2 申請人

中国香港特別行政区、マカオ特別行政区と台湾地区の自然人、法人又はその他の組織は、書類受取人の変更を申請することができる。

外国人の出願人は、書類受取人の変更を請求することができる。

その他の出願人は、書類受取人の変更を申請する必要がなく、提出された書類受取人変更申請については、許可しない。

書類受取人に関する内容については、第一部第一章 4.3「出願人の連絡先情報/送達先情報」を参照すること。

### 3.3 商標

商標が登録出願審査中である場合或いは既に初歩的審査された後、未だに登録されていない場合、又は既に登録が許可された場合のいずれに該当するときであっても、書類受取人の変更を申請することができる。詳細については、本章 1.4「商標」を参照すること。

### 3.4 審査の結論

書類受取人の変更申請に対しては、審査を経て、補正、許可、不許可の 3 種類の審査の結論が出される可能性がある。詳細については、本章 1.6「審査の結論」を参照すること。

## 4 商標出願／登録事項の訂正

### 4.1 法的根拠

『商標法』第 38 条

『商標法実施条例』第 29 条

### 4.2 申請書類

申請書類は、方式審査の一般的な要件を満たさなければならない(詳細については、第一部第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること)。

申請人は、申請を提出する際、訂正する内容を申請書において具体的に説明しなければならない。

商標登録証、変更/譲渡/更新証明書類に誤りがあった場合、申請人は、訂正申請を提出する際に、証明書を再発行するかどうかを明記しなければならない。証明書を再発行する場合、元の証明書が電子形式で発行された場合を除き、訂正を申請する際に元の証明書を返送しなければならない(電子方式で訂正申請を提出した場合、別途、郵便物又は手紙速達で返送し、かつ、相応する電子出願書類を添付しなければならない)。

### 4.3 申請人

商標出願/登録事項の訂正申請をする場合、申請人は、商標出願人/登録者でなければならない。

#### 4.4 訂正を申請する商標

訂正を申請できる商標には、登録商標と出願中の商標が含まれる。

#### 4.5 訂正範囲と訂正事項

商標訂正申請の範囲は、商標出願書類又は登録書類にある明らかな誤りであり、かつ、商標出願書類又は登録書類の実質的な内容にかかわらないものでなければならない。主に以下のような状況が含まれる。

- (1) 商標登録部門の書類記録における、登録者の名義、住所に係る明らかな誤り
- (2) 商標出願及び変更、譲渡、更新など他の申請書類における明らかな誤字
- (3) その他の商標出願又は登録書類の実質的な内容にかかわらない明らかな誤り

商標の権利主体の変更、権利内容又は権利保護範囲の変更はいずれも実質的な内容にかかわるものである。

#### 4.6 審査の結論

訂正申請に対しては、審査を経て、補正、許可、不許可の審査の結論が出される可能性がある。申請人が訂正申請を提出する際に関連証明を再発行することを明記した場合、許可後に関連証明を発行しなければならない。その他の詳細については、本章 1.6「審査の結論」を参照すること。

# 第十一章 商標権の処分に係る申請

## 1 登録商標/登録出願の譲渡と移転

### 1.1 法的根拠

『商標法』第 42 条

『商標法実施条例』第 17 条、第 31 条、第 32 条、第 87 条

『団体商標及び証明商標の登録と管理に関する弁法』第 16 条

### 1.2 譲渡申請の書類

申請書類は、方式審査の一般的な要件を満たさなければならない(第一部第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること)。

#### 1.2.1 申請書類の要件

譲渡申請書類が紙の方式で提出された場合、双方は申請書の所定の位置に押印又は署名しなければならない。電子方式で提出された場合、双方が共同で署名した譲渡合意声明書類をカラースキャンし、アップロードしなければならない(当事者が法人である場合、法定代表者又は法定代表者が授権した者が署名しなければならない、その他の組織である場合は、責任者が署名しなければならない)。

商標法第 4 条は、譲受人が経営活動に従事していることを証明する権利能力証明書類を提供しなければならないと規定している。権利能力証明書類の具体的な要件については、第一部第一章 5.1.1.2 「権利能力証明書類」を参照すること。

相続などの事由により商標移転申請を行う場合、関連する証明書類又は法律文書を提供しなければならない。

申請人が自ら提供したその他の申請書類、例えば公正証書、譲渡協議書などについては、審査の参考書類とする。

#### 1.2.2 移転申請の特別要求

商標登録者が既に死亡又は終了した場合、商標を継承する当事者の一方が申請手続を行う。手続の際に、譲渡側の身分証明書類の提供ができない場合は、その提出を免除することができる。申請書において、譲渡側による押印又は署名ができない場合、空白にすることができる。なお、商標権を継承する権利を有する証明書類又は法律文書を提供する必要がある。

(1) 法人が解散、破産した場合であって、清算過程において移転手続を行うときは、相応の清算組織又は破産管理人が譲渡人押印箇所を押印し、又は譲渡に同意する声明を提供する(簡易抹消公示期間中の法人は、投資者全員が署名又は押印した譲渡同意文書を提供しなければならない)。清算組織は、その成立及び登録機関に届け出た関連書類を提

供しなければならない(簡易抹消公示期間中の法人は、簡易抹消を申告したことを証明する資料及び投資者全員の身分証明書類を提供しなければならない)。破産管理人は、人民法院により破産管理人と指定された裁定書及びその身分証明書類を提供しなければならない。その他の組織の清算期間における商標権の処分は、法人の場合を参照して処理する。

(2) 合併、分割、再編などの理由により、移転手続きを行う場合、会社の登記機関による関連登記証明、及び商標権の帰属を証明する合併/吸収協議書などに関連する証明書類の複写物を提供しなければならない。

(3) 個人事業主の営業許可証を抹消した後、個人事業主の経営者(家族経営の場合は経営に参加する家族)は、その商標権を処分することができる。手続きを行う際には、個人事業主の経営者の証明、経営者の身分証明書の複写物、経営者が署名した譲渡書類を提供しなければならない。個人独資企業、パートナー企業等の出資者又は設立者が無限責任を負うその他の組織が終了した後、清算時に商標権の処理を遺漏したことを証明できる証拠がある場合は、個人事業主の場合を参照して、出資者、パートナー又は設立人が商標権を処分する

(4) 自然人が死亡した場合、相続公証等の当該商標の相続権を有することを証明できる証明書類又は法律文書を提供しなければならない(すべての相続人の身分証明書、戸籍簿又はその他の身分証明/被相続人の死亡証明/すべての相続人と被相続人との間の親族関係証明/相続を放棄した場合は、相続権を放棄する声明を提供する/相続人が既に死亡した場合、代位相続人又は転相続人は上述の内容を参照して資料を提供することができる/被相続人は生前遺言又は遺言扶養協議書があった場合、すべての遺言書又は遺言扶養協議書を提出する/生前において配偶者と夫婦の財産に関する約定があった場合、被相続人は書面の約定協議書を提出する)。相続人に関しては、その経営資質を証明する個人事業主の営業許可証などの権利能力証明書類の提出を免除することができる。

(5) 人民法院の判決又は裁定によって執行される登録商標の移転については、人民法院が商標登録部門に執行協力通知書を送付する。申請人は、別途移転申請を提出し、関連する法律文書を添付しなければならない。法律文書に明記された被執行者、購入者、執行対象と申請書の譲渡人、譲受人、譲渡商標とは一致しなければならない。譲受人に関しては、その経営資質を証明する個人事業主営業許可証などの権利能力証明書類の提出を免除することができる。

### 1.2.3 団体商標、証明商標の譲渡/移転に係る申請書類の特別な要求

#### 1.2.3.1 団体商標の譲渡/移転を申請する場合

- (1) 譲渡人により押印された譲渡人身分証明書類の複写物
- (2) 譲受人により押印された譲受人権利能力証明書類の複写物
- (3) 譲受人により押印された譲渡後の団体商標使用管理規則
- (4) 譲渡後の団体構成員リスト
- (5) 商標譲渡契約書

譲渡人と譲受人の権利能力証明書類の要件については、下編第九章 4.1「団体商標特



有事項の審査」を参照すること。

#### 1.2.3.2 証明商標の譲渡/移転を申請する場合

- (1) 譲渡人により押印された譲渡人権利能力証明書類の複写物
- (2) 譲受人により押印された譲受人権利能力証明書類の複写物
- (3) 譲受人により押印された譲渡後の証明商標使用管理規則
- (4) 譲受人監督検定能力の証明
- (5) 商標譲渡契約書

譲渡人と譲受人の権利能力証明書類の要件については、下編第九章 4.2「証明商標特有事項の審査」を参照すること。

#### 1.2.3.3 地理的表示団体商標/地理的表示証明商標の譲渡/移転を申請する場合

- (1) 県レベル以上の人民政府又は業界主管部門が当該地理的表示の譲渡を許可した許可書類
- (2) 譲渡人により押印された譲渡人権利能力証明書類の複写物
- (3) 譲受人により押印された譲受人権利能力証明書類の複写物
- (4) 譲受人により押印された譲渡後の商標使用管理規則
- (5) 譲受人監督検定能力の証明書類
- (6) 商標譲渡契約書

譲渡人と譲受人の権利能力証明書類の要件については、下編第九章 6「地理的表示団体商標と地理的表示証明商標の特有事項の審査」を参照すること。

#### 1.2.4 申請書類の審査方式

商標登録部門は、紙の形式で譲渡申請書類を審査する。

書面審査を通じて申請資料が明らかに常識に合わないことを発見し、その真実性に合理的な疑いが生じた場合、又は審査過程において関連する申請資料が虚偽であると訴える手がかりを受領した場合、商標登録部門は、補正通知をもって、補足説明と証拠、電子方式で提出された申請書類の紙の原本の提供を譲渡各当事者に通知するなど、その他の方式で申請書類の真実性を更に確認することができる。

申請書類が前述の要件に合致しない場合、補正通知をもって申請人に補足資料を提出させなければならない。申請書類が補正を通じても要求を満たすことができない場合、又は補正を経ても要件に合致しなかった場合、譲渡申請を許可しない。

### 1.3 双方の民事主体資格の譲渡

商標の譲渡/移転申請は、異なる民事主体間で発生する商標権の移転行為であり、譲渡当事者は、相応する民事主体資格及び相応する民事権利能力と行為能力を備えなければならない。

同一民事主体の名称が変更された場合、相応する変更申請をしなければならない。

#### 1.3.1 譲渡人

譲渡申請の譲渡人は商標の登録者でなければならず、譲渡人は書類に記録された登録

者の関連状況と一致するものでなければならない。

登録者は、登録機関にて名称を変更した後、その名義下のすべての登録商標について一括して名義変更申請を行う必要があり、商標登録部門は、変更申請が許可された後に、その譲渡申請を審査する。

商標登録者には、自然人、法人、非法人組織の3種類の民事主体が含まれる。

自然人の民事権利能力と民事行為能力は、『民法典』の関連規定に従って定義する。個人事業主は、自然人として処理し、個人事業主としての責任者が身分証明書類を提供し、譲渡書類に署名するものとするが、家族経営の個人事業主については、経営に参加している家族構成員が共同で決定する。

法人は、独立した民事権利能力と民事行為能力を有する。法人がその処分権を行使するとき、その法定代表者又は法人が委託した者が代表として行使する。

非法人組織に関しては、法人の場合を参照して処理することができる。

### 1.3.2 共有商標

共有商標の共有者全員は、全体として商標権を共有する。共有商標の譲渡申請は、共有者全員の合意による同意を得なければならない。

## 1.4 商標

譲渡を申請する商標については、有効に登録された商標又は有効な出願商標のいずれでもよい。

### 1.5 同一又は類似の商標を一括して譲渡する

登録商標の譲渡においては、商標登録者が同一又は類似の商品に登録した同一又は類似の商標について、一括して譲渡しなければならない。

譲渡人名義の出願中の同一又は類似の商標も一括して譲渡することができる。

譲渡人名義で中国でも保護されるマドリッド国際登録商標について、譲渡が申請された国内登録商標と同一又は類似の商標を構成する場合、一括して譲渡しなければならない。

既に審査の結論(初歩的審査済み、拒絶査定不服審判、異議申立手続きにある商標を含む)が出された商標出願については、登録商標の場合を参照して、一括して譲渡しなければならない。

### 1.6 商標の同一又は類似及び同一又は類似の商品/役務に関する判断

商標の同一又は類似に関する判断については、下編第五章「商標の同一・類似に関する審査審理」を参照すること。同一又は類似の商品/役務の認定に係る原則については、下編第一章「概要」を参照すること。

譲渡された商標が既に市場で使用されている場合、混同・誤認を招きやすいことを二

つの商標が類似を構成するかの判断をする際の要件とし、混同・誤認を招くことのない商標については、類似商標とは判断しない。

譲渡に係る審査において、譲渡商標と引用商標が混同、誤認を招きやすく、類似商標を構成すると認定する場合、以下の要素を総合的に考慮する必要がある。

(1) 二つの商標の知名度の高さ及び市場シェアの大きさ。商標の知名度が高ければ高いほど、市場シェアが大きければ大きいほど、その知名商品との関連度も高くなり、混同を招く可能性も大きくなる。

(2) 二つの商標表示自体の識別性の強さ。商標の識別性が強いほど、混同を招く可能性も高くなる。

(3) 二つの商標に係る指定された使用商品の原材料、生産製造工程、販売ルート、消費者層の相違の程度。相違が小さければ小さいほど、混同を招く可能性が高くなる。

(4) 譲渡に係る双方の当事者において、二つの商標が類似しているかどうかに対する認識と判断が一致しているかどうか。

(5) 譲渡人、譲受人双方が既に取った措置又は約束した措置が混同を効果的に回避することができるかどうか。一般消費者が、二つの商標に係る商品の提供者を区別できる証拠があるかどうか。

混同を回避し、区別するための措置は、主に譲渡人、譲受人双方が関連合意を達成し、又は株式構造の調整を完了したことによって、事実上実体の区分を完了し、かつ、それぞれの消費者における認知度を高め、消費者における双方に対する識別を促進するための効果的な宣伝措置を取ったことを指す。

消費者が二つの商標の商品提供者を区別できることは、一般消費者の認知レベルを基に、一般的な注意力によって両者を区別することができることを意味する。客観的真實に基づく独立した第三者による市場調査又は調査結果については、関連証拠として参考にすることができる。

## 1.7 混同又はその他の悪影響を招きやすい譲渡

商標法第42条第3項の規定に基づき、商標登録部門は、混同又はその他の悪影響を引き起こしやすい譲渡を許可しないものとする。上記の混同又は悪影響とは、譲渡に係る商標表示自体が混同又は悪影響を引き起こすということではなく、譲渡行為自体により引き起こされることを指す。主に以下の状況が含まれる。

(1) 団体商標、証明商標の譲渡を申請する場合において、譲受人が『団体商標及び証明商標の登録と管理に関する弁法』に規定された権利能力と資質の要件に合致しないとき

(2) 地名を含む商標出願が当該地域以外の他の所有者に譲渡される場合において、当該商標を使用する商品が当該商標に含まれる地名と密接な関連性を有し、公衆に商品の産地、出所を誤認させやすく、関連公衆又は一般消費者による混同を招きやすいとき

(3) 企業の名称の全部或いは一部又は略称を含む商標が、他の企業に譲渡され、市場

に投入された場合において、関連公衆や一般消費者による混同を容易に招くとき

(4) 商標表示自体が特殊な意味を有し、譲渡すると中国の政治、経済、文化、宗教、民族などの社会公共利益、公共秩序又は公序良俗に対して、消極的で負の影響を及ぼす可能性がある場合

(5) 商標法実施条例第 87 条の規定に違反して、代理機構が譲受人となった場合

(6) 登録者が累計して大量に商標を出願し、かつ、大量に商標を譲渡し、譲受人が比較的分散しており、かつ、正当な理由なく関連商標の使用証拠を提供できず若しくは使用意思を説明できない場合、又は、証拠が無効なものである場合、

(7) その他の混同又はその他の悪影響を招きやすい状況が存在する場合

## 1.8 他人の権利に対する影響

譲渡手続は、商標権に対する処分手続であり、他の利害関係者の利益に影響を及ぼす可能性がある。これらの他の利害関係者には、被許諾者（特に独占的・排他的被許諾者）、先に譲渡を申請したが許可されていない譲受人、譲渡を申請した他方の譲受人、協議書を締結したが譲渡申請を提出していない譲受人、商標権の帰属に係る係争者などが含まれる。

審査において、譲渡申請が他人の合法的な先行権利を侵害する可能性があることを発見した場合、譲渡に係る双方の申請人に対して、状況を説明し、関連する証拠を提供するよう通知することができる。

## 1.9 審査の結論

譲渡申請は、実体審査を経て、補正、不許可、みなし放棄、許可の四種類の審査の結論が出される可能性がある。

### 1.9.1 補正及び補正通知書への回答に対する審査

以下のいずれかの状況がある場合、商標登録部門は、申請人に補正を通知することができる。

(1) 申請書に記載された譲渡人の名称と商標登録部門の書類に記録された登録者の名称とが一致しないが、修正することができる場合(変更漏れ、記入ミスなど)

(2) 譲渡人が自然人又は個人事業主である場合であって、申請人の身分証明書番号と商標登録部門の書類に登録された登録者の身分証明書番号が一致しない場合

(3) 商標が既に有効期限の満了に近づいている場合、又は、更新期限の猶予期間に入っている場合であって、申請人に速やかに更新を申請するよう通知したとき

(4) 譲渡される出願商標が既に質権登録されている場合、又は、差し押さえられている場合

(5) 商標登録者が同一又は類似の商品に登録した同一又は類似の商標について、一括して譲渡手続をしていない場合

(6) 審査により問題点又は疑問点が発見され、申請人による更なる説明と補足資料の提供が必要であるその他の状況が存在する場合  
申請人が補正通知書を受領した後、所定の期限内に通知書の要求に従って是正した場合、商標登録部門は、申請人の補正内容に基づいて当該譲渡申請の再審査を行う。

一括譲渡が要求されている商標について、譲渡人は、抹消手続(一部抹消)、商標出願の取り下げ、商品の削減などの方法で譲渡に係る障害を解消することができる。

### 1.9.2 不許可

審査を経て、譲渡申請に以下の状況のいずれかが存在する場合、これを許可しない。

(1) 申請人が商標登録者でない場合（例えば、譲渡申請書に誤った登録番号が記載されている場合、商標は既に他人に譲渡された場合）

(2) 同一内容の譲渡申請が既に行われ、再度の譲渡手続をする必要がない場合

(3) 商標が無効になった場合

(4) 商標が人民法院に差し押さえられ、或いは、質権登記が既に行われ、かつ人民法院又は質権者の書面による同意を得ていない場合

(5) 移転申請を行う際に申請人が提供した証明書類が、当該商標権を継承する権利が申請人にあることを証明できない場合

(6) 混同やその他の悪影響を招きやすい譲渡である場合

(7) その他譲渡を許可すべきでない状況が存在する場合

### 1.9.3 申請の放棄とみなす

審査を経て、同一又は類似商品に登録された同一又は類似の商標について一括して譲渡を行っていない場合であって、補正通知された後にも要求通りに是正されていないときは、当該譲渡申請は放棄されたとみなす。

### 1.9.4 譲渡の許可

審査を経て、譲渡申請が完全に規定に合致した場合、商標登録部門は、譲渡を許可し、公告し、かつ、相応の譲渡証明を譲受人に発行する。

## 1.10 譲渡申請の取り下げと審査の中止

譲渡人、譲受人双方が譲渡申請の取り下げに合意した場合、商標登録部門に共同で申請しなければならない。双方ともに取り下げ申請書の所定の位置に押印又は署名をしなければならない。

その他の内容については、本部分の第十章 1.7「変更申請の取り下げと審査の中止」を参照すること。

## 2 登録商標の使用許諾届出（許諾者・被許諾者の名称の変更、許諾の事前終了）

### 2.1 法的根拠

『商標法』第43条

## 2.2 商標使用許諾届出資料

許諾届出資料は、方式審査の一般的な要件を満たさなければならない(第一部分第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること)。商標使用許諾届出資料として、被許諾者の身分証明書類の複写物を提出しなければならないが、関連する商標使用許諾契約書については提出する必要がない。

## 2.3 許諾者

商標使用許諾の届け出については、商標登録者が手続を行うものとし、許諾者は商標登録者でなければならない。

共有商標について使用許諾の届け出を行う場合は、代表者が届け出を提出するものとし、かつ、共有者全員の同意を得なければならない。

## 2.4 使用許諾される商標

使用許諾される商標は、有効な登録商標でなければならない。

許諾者の登録商標専用権には、制限（例えば、先に質権抵当、譲渡手続が行われた）が存在しない。人民法院により商標の許諾が禁止された場合、関連人民法院から同意書が発行されない限り、届け出てはならない。商標に関して、先に質権登録が行われた場合、質権者が書面による同意書を提出しなければならない。

届け出された商標使用許諾行為は、第三者の利益を損なってはならない。第三者には以下の者を含むが、これらに限定されない。

(1) 譲受人:登録商標に関する届け出を提出する前に(又は同時に)譲渡申請が提出された場合、又は、商標使用許諾届出を提出する前に協議により他人に商標が譲渡された場合であって、当該使用許諾行為について譲受人に通知せず、その同意を得ていないとき

(2) 先行被許諾者:許諾行為が先行被許諾者の利益を損なうことを示す証拠がある場合

(3) その他第三者:許諾商標に関する権利の帰属に係る争議がある第三者、許諾商標に関して利益を有し、かつ許諾行為がその利益を損なう可能性があることを証明する証拠を有するその他第三者

## 2.5 許諾の期限及び許諾商品／役務の項目

許諾の期限:許諾期限は、登録商標の有効期限を超えてはならず、許諾者、被許諾民事主体の存続期間と矛盾してはならず、許諾者(登録者)が当該商標権を取得した時期と

矛盾してはならない。

許諾商品/役務の項目：届出書に記載された使用許諾商品/役務の項目の名称は、商標登録許可証により使用が認定された商品/役務の項目の名称と同じものでなければならず、使用が認定された商品/役務の項目を超えてはならない。

## 2.6 許諾者及び被許諾者の名称の変更

商標使用許諾の届け出の後、許諾期間内において、許諾者又は被許諾者の名称が登録機関で変更された場合、被許諾者は、関連する変更証明書類をもって、許諾者/被許諾者の名称の変更に係る届出手続を行うことができる。手続する際には、以下の書類を送付しなければならない。

- (1) 許諾者/被許諾者の名称変更届出表
  - (2) 許諾者の身分証明書類の複写物
  - (3) 被許諾者が変更された場合、その変更後の身分証明書類の複写物
  - (4) 登録機関が発行した変更証明書類(変更許可書類の複写物又は登録機関のウェブサイトからダウンロードし、印刷された関連ファイル)
  - (5) 代理機構に委託した場合、許諾者により押印又は署名された代理委任状
- 上記届出資料については、方式審査の一般的な要件を満たさなければならない（第一部第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること）

## 2.7 商標使用許諾の事前終了に係る届け出

商標使用許諾が事前に終了した場合、許諾者である商標登録者が商標使用許諾の事前終了に係る届出手続を行うものとする。

電子方式で使用許諾の事前終了届出を申請する場合、許諾人、被許諾人双方が締結した使用許諾の事前終了協議書を添付しなければならない。

## 2.8 許諾届出の取り下げと審査の中止

商標使用許諾届出資料は、届け出の前に取り下げることができ、許諾届出の取り下げは、許諾人である商標登録者が提出する。

その他の内容については、本部分の第十章 1.7「変更申請の取り下げ及び審査の中止」を参照すること。

# 3 登録商標専用権質権登録

## 3.1 法的根拠

『商標法実施条例』第70条

『登録商標専用権質押登録手続に関する規定』（国家知識産権局第三五八号公告）

## 3.2 質権登録申請

### 3.2.1 申請を提出するルート

質権登録申請は、紙による申請で提出しなければならないが、質権者と質権設定者が共同で手続をしなければならない。

### 3.2.2 申請書類

申請書類は、方式審査の一般的な要件を満たさなければならない(第一部分第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること)。

なお、以下のものを別途提出する必要がある。

- (1) 主契約と登録商標専用権質権契約
- (2) 申請人が署名した『商標専用権質権登録手続に関する承諾書』

### 3.2.3 申請書類の要件

主契約については、通常、借入契約、担保契約、与信契約又はその他の質権登録に関連することを証明できる契約根拠である。契約内容は、借入双方又は多方の名称、借入又は与信期限、金額などを含まなければならない。なお、関連契約条項は、法律規定に明らかに違反していることがないものでなければならない。質権設定契約は、単独の契約であってもよく、また、主契約の中の質権設定条項であってもよい。契約書は、一般的に原本の提供が求められている。原本が不足している場合、提供した複写物は契約双方当事者により押印されなければならないが、又は、公証された原本と一致している複写物を提供しなければならない。

質権設定契約の内容は、(1) 質権設定者と質権者の名称(氏名)と住所、(2) 担保されている債権の種類と金額、(3) 債務者が債務を履行する期限、(4) 質権設定された商標(登録番号、商標名称、区分、専用期間など、又は双方により押印された質権設定物品リストを契約書の添付資料として別途提供する)、(5) 担保の範囲、(6) 質権設定財産の引き渡し時間、(7) 流質を禁止する規定となる。

### 3.2.4 質権設定された商標

質権設定された商標は、以下の条件を満たさなければならない。

(1) 質権設定された登録商標は、登録有効期間内のものであって、抹消されておらず、取り消されておらず、また、人民法院に差し押さえられていないものである。

(2) 同一・類似の商標については、一括して質権設定しなければならない。

(3) 質権設定された商標の登録番号、担保債権額と質権設定登録期限は、質権設定契約を根拠とし、質権設定された商標の登録番号、担保債権額は、契約の規定と一致するものでなければならない。ただし、質権設定登録期限については、主契約を参考にして、合理的に延長することができる。質権登録期限の開始日は、申請日より早くなってはならない。

## 3.3 審査の結論



### 3.3.1 登録証書の発行

登録申請書類が揃っており、規定に合致している場合は、これを受理し、受理日を登録日とする。登録日から 2 営業日以内に、双方の当事者に対して『商標専用権質権登録証』を発行する。

『商標専用権質権登録証』には、質権設定者と質権者の名称（氏名）、質権設定された商標の登録番号、担保された債権額、質権登録期限、質権登録日が明記される。

### 3.3.2 補正

質権登録申請が上記の規定に合致しない場合は、申請人に通知し、30 日以内に補正することを認める。申請人が期限を過ぎても補正されていない又は補正が要求に合致しない場合、当該質権登録申請を放棄したものとみなし、書面により、申請人に通知しなければならない。

### 3.3.3 登録不許可

以下のいずれかの状況に該当する場合、登録を許可しないものとする。

(1) 質権設定者の名称が、商標登録部門のファイル記録に記載された名称と一致せず、かつ、関連証明書を提出して商標登録権利者であることを証明することができない場合

(2) 契約の締結が法律法規の強制的な規定に違反した場合

(3) 商標専用権が取り消され、抹消され、又は有効期間の満了後に更新されていない場合

(4) 商標専用権が人民法院によって差し押さえられ、凍結された場合

(5) その他の質権設定の条件に合致しない状況が存在する場合

登録を許可しない場合、商標登録部門は、当事者に通知し、理由を説明する。

### 3.3.4 登録の取り消し

質権登録後、以下のいずれかの状況に該当するようになった場合には、登録を取り消さなければならない。

(1) 前記登録を許可しない場合のいずれかに該当することが発見された場合

(2) 質権契約が無効であり、又は取り消された場合

(3) 質権設定された登録商標が法定手続きによって専用権を喪失した場合

(4) 虚偽の証明書類を提出し、又はその他の欺瞞的な手段で商標専用権の質権登録を取得した場合

登録を取り消す場合、商標登録部門は、当事者に通知しなければならない。

## 3.4 質権登録の変更

質権者又は質権設定者の名称(氏名)が変更された場合、及び質権契約により担保された主債権額が変更された場合、質権設定者と質権者は、書面契約を締結し、かつ、商標登録部門に質権登録変更申請を提出しなければならない。

申請書類は、方式審査の一般的な要件を満たさなければならない(第一部分第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること)。また、以下の書類を別途提出する必要がある。

(1) 主債権の金額が変更された場合、双方が締結した関連する補足協議書又は変更協議書の原本。当該協議書には、変更後の担保債権の金額を明記しなければならない。

(2) 申請人が署名した『商標専用権質権登録事項の変更手続に関する承諾書』

(3) 質権設定者の名称(氏名)が変更された場合、『商標法』及び『商標法実施条例』の関連規定に従って、商標登録部門に対して登録者名義変更手続を申請しなければならない。

### 3.5 質権登録の延長

担保された主契約の履行期限が延長された結果、主債権が期限通りに実現できなかった等の理由により、質権登録期限を延長する必要がある場合、質権設定者と質権者は、質権登録期限が満了する前に、商標登録部門に対して質権登録延長申請を提出しなければならない。

申請書類は、方式審査の一般的な要件を満たさなければならず(第一部分第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること)、なお、以下の書類を別途提出する必要がある。

(1) 当事者双方が署名した延長協議書の原本。協議書に期限延長後の質権期限を明記しなければならない。

(2) 申請人が署名した『商標専用権質権登録期限の延長手続に関する承諾書』。

主債権が期限通りに実現できず、双方が延長に関する合意に達しなかった場合、質権者は関連書面保証書を発行し、債権が実現できなかった関連状況を説明し、延長を申請することができる。商標登録部門が延長の登録を許可した場合、質権設定者に通知しなければならない。

### 3.6 質権登録の抹消

商標専用権の質権登録を抹消する必要がある場合、質権設定者と質権者は商標登録部門に質権登録抹消の申請を提出しなければならない。

申請書類は方式審査の一般的な要件を満たさなければならない(第一部分第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること)。申請人は、別途『商標専用権質権登録抹消手続に関する承諾書』を提出する必要がある。

### 3.7 質権登録証の再発行

質権設定者、質権者が『商標専用権質権登録証』を紛失した場合、商標登録部門に再発行を申請することができる。

申請書類は、方式審査の一般的な要件を満たさなければならない(第一部分第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること)。

## 4 出願した商品／役務の項目の削除

### 4.1 法的根拠

『商標法実施条例』第17条

### 4.2 申請人

削除申請は、商標出願人が提出するものとし、申請書に記載された申請人の名称は、商標登録部門のファイルに記録された出願人名義と一致するものでなければならない。

商品が削除された商標が共有商標である場合、共有者全員が同意しなければならない。

### 4.3 商標

商品／役務の項目の削除を申請する対象は、商標出願中の商標に限られ、初歩的審査公告が掲載された後、登録がまだ許可されていない商標、異議申立中・拒絶査定不服審判中・訴訟過程にある商標が含まれる。

### 4.4 削除を申請する商品／役務の項目

削除を申請する商品／役務の項目は、出願人が出願する際に指定した商品／役務の項目と一致するものでなければならず、原出願で指定された商品／役務の項目の名称をいかなる方法で修飾又は改変してはならない。

### 4.5 審査の結論

#### 4.5.1 不許可

審査を経て、削除申請に以下の状況のいずれかがある場合、申請を許可しない。

(1) 申請人の名称が商標ファイル記録に登録された登録者の名称と一致しない場合

(2) 削除を申請した商品又は役務の項目が商標ファイルの記録と一致しない場合又は既に失効している場合

(3) 商標出願が取り下げられた場合又は商標出願プロセスが終了し、登録が許可されていない場合

(4) 商標の登録が既に許可された場合には、抹消手を申請しなければならない。

#### 4.5.2 削除を許可する

審査を経て、削除申請が規定に完全に合致した場合、商品又は役務の項目の削除を許可する。

## 5 登録商標の抹消

## 5.1 法的根拠

『商標法実施条例』第73条、第74条

## 5.2 申請書類

申請書類は、方式審査の一般的な要件を満たさなければならない(第一部分第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること)。

商標抹消申請は、商標登録者が提出し、申請書に記載された申請人の名称は、商標ファイルに記録された登録者の名義と一致するものでなければならない。

抹消申請手続を行う場合、元の「商標登録証」を返却しなければならない(電子申請の場合は別途郵送にて返却することができる)。返却できない場合には、理由を説明しなければならない。

登録者の名称が登録機関で変更された場合、変更後の名称で抹消を申請し、変更証明書類、変更後の営業許可証などを添付して送付するものとし、変更手続をした後に抹消する必要はない。

また、抹消申請を許可することが、利害関係者に対して影響と損失を与える可能性があることを考慮しなければならない。利害関係者には、主に譲渡申請の譲受人、質権者、被許諾者、司法差押事件の当事者などが含まれる。利害関係者が存在する可能性のある商標の抹消申請に対しては、原則として、利害関係者が抹消に同意することを示す書面文書がない限り、許可してはならない。

## 5.3 商標

登録が許可されていない商標、既に失効した登録商標については、商標の抹消を申請してはならない。

登録者は、その商標の一部の指定商品について、登録を抹消することができる。一部の抹消手続を行う場合、抹消を申請する商品は、商標登録部門のファイルに記録された査定時の使用商品と一致するものでなければならない。

## 5.4 審査の結論

抹消申請は、審査を経て、審査の結論は補正、許可、不許可の三種類の審査の結論が出される可能性がある。

抹消申請が許可された場合、申請人に関連通知を発行し、公告する。当該登録商標専用権又は当該登録商標専用権の当該部分の指定商品における効力は、商標登録部門がその登録抹消申請を受け取った日に終了する。

一部抹消した場合、申請人に一部の商品を抹消した後の「商標登録証」を発行しなければならない。

その他の内容については、本部分第十章 1.6「審査の結論」を参照すること。

## 5.5 抹消申請の取り下げと審査の中止

詳細については、本部分第十章 1.7「変更申請の取り下げと審査の中止」を参照すること。

## 6 登録商標の有効期間が満了し、更新されなかったことによる抹消

### 6.1 法的根拠

『商標法』第40条

### 6.2 期間が満了し、更新されなかったことによる抹消

登録商標の有効期間が満了する前の12ヶ月及び6ヶ月の猶予期間内に、規定に従って、更新の登録がされなかった場合、商標登録部門は、職権により当該登録商標を抹消する。

### 6.3 抹消公告の掲載

猶予期間を超えても更新の登録がされなかった場合であって、その他商標の権利状態に影響を与える状況がないときは、期間が満了し、更新されなかったことによる抹消の公告を掲載する。商標が猶予期間を超えた後も更新の登録がされていないものの、その他申請手続などの状況がある場合には、直接、抹消公告を掲載せず、人の手による審査に移行する。

### 6.4 確認後に抹消公告を掲載する

審査を経て、商標が更新申請中である場合、又は、有効な登録商標である場合、当該商標が期間満了し、更新されなかったことによる抹消を許可しない。

審査を経て、商標が6ヶ月の猶予期間を超えた後も、更新の登録手続がされていないことが確かな場合、当該登録商標について、期間満了し、更新されなかったことによる抹消を許可し、期間が満了し、更新されなかったことによる抹消の公告を掲載する。

## 第十二章 登録商標の更新

### 1 法的根拠

『商標法』第40条

『商標法実施条例』第33条

### 2 更新申請書類

申請書類は、方式審査の一般的な要件を満たさなければならない(第一部分第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること)。

### 3 申請人

更新申請は、商標登録者が行う。申請書に記載された申請人の名称と、商標登録部門ファイルに登録された登録者の名義は、一致するものでなければならない。

(1) 申請人の名義又は住所に変更が生じ、かつ商標登録部門に対し商標変更申請手続きを行った場合であって、変更後の名義・住所で更新の申請を提出するときは、これを許可することができる。

(2) 商標登録者の名義に変更が生じ、更新の申請とともに前記の変更事実を証明する関連変更証明書類を添付したが、商標登録部門に商標変更手続きを申請していない場合、補正通知をもって当事者に関連変更手続きを行わせる。

(3) 申請人が商標権者でない商標譲受人であり、かつ、既に商標譲渡申請手続きが行われている場合、譲渡が許可されてから更新申請の許可を行う。

(4) 申請人が商標権者ではないが、当該商標の利害関係者、例えば、質権者、債権者(人民法院執行事件)、共有者などに該当し、登録者が更新を怠ることによりその利益に損害がもたらされる可能性がある場合、申請人が代行して申請した更新を許可することができる。

### 4 商標

更新を申請する商標は登録商標であり、かつ有効な状態のものでなければならない。

一商標多区分の登録商標については、更新の際に、申請人による一部の区分における更新を許可することができる。

### 5 更新申請日

商標登録者は、期間満了前の12ヶ月以内に規定に従って更新手続きをしなければならない

ない。その期間内に更新手続きをしなかった場合は、6ヶ月の猶予期間を与えることができる。

更新申請が直接提出される場合、提出日を申請日とする。郵送される場合は、郵送時の消印に示された日付を申請日とする。消印がはっきりしていない、又は消印が押印されていない場合は、商標登録部門が実際に受け取った日を申請日とする。

更新申請が期間満了日に提出され、その日が祝日・休日である場合、祝日・休日後の最初の営業日を申請日とする。

## 6 審査の結論

### 6.1 補正

審査を経て、更新申請が要求に合致せず、以下の状況のいずれかが存在する場合、申請人に補正するよう通知する必要がある。

(1) 申請書に記載された申請人の名称が、商標登録部門のファイルに記録された登録者の名称と一致しない場合

(2) 更新申請の受領日が、猶予期間を超え、かつ、消印がはっきりしていない場合

(3) 申請書に記載された区分が、ファイル記録に登録されている内容と一致しない場合

### 6.2 更新の許可

審査を経て、更新申請が規定に完全に合致した場合、商標登録部門は、更新登録を許可した上で公告し、登録者に相応の更新証明書を発行する。

### 6.3 不許可

審査を経て、更新申請に以下の状況のいずれかが存在する場合、これを許可しない。

(1) 申請人が商標登録者ではなく、かつ、その他の利害関係者でもない場合

(2) 同じ内容の更新申請手続が既に行われた場合

(3) 登録商標が商標専用権を喪失している場合、

(4) 法定期限を超えて更新申請を提出した場合

(5) 更新申請を取り下げた場合

(6) その他更新を許可すべきでない状況が存在する場合

## 7 更新申請の取り下げと審査の中止

詳細については、本部分第十章 1.7「変更申請の取り下げと審査の中止」を参照すること。

## 第四部分 マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登

### 録に対する審査

## 第十三章 マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願に

### 対する審査

#### 1 法的根拠

『商標法』第 18 条、第 21 条

『商標法実施条例』第 5 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条、第 86 条

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書』第 2 条、第 3 条、第 3 条の 2、第 6 条

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則』第二章、第四章第 22 条

#### 2 はじめに

本章にいうマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願とは、国家知識産権局を本国官庁とし、指定領域が『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書』の締約国に及ぶ商標国際登録出願をいう。出願人は、国家知識産権局を通じて、世界知的所有権機関国際事務局(以下、「国際事務局」という)に出願しなければならない。

出願人がマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願を行う際には、自ら手続をしてもよいが、法に基づいて設立された商標代理機構に委託してもよい。

マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願は、紙の形式で提出してもよいが、商標オンラインサービスシステムを通じて電子的な形式で提出してもよい。

#### 3 出願人の資格と出願の条件

##### 3.1 出願人の資格

出願人は、中国において実在し、かつ有効な営業所を設置しなければならない。又は、中国国内に住所があり、或いは中国の国籍を持っている必要がある。



二人以上の出願人が共同で出願した場合、出願人のいずれも上記の要件に合致しなければならない。

### 3.2 出願の条件

マドリッド国際商標を出願する場合、国内において基礎商標を保有していなければならない。基礎商標は、既に中国で登録されているか、若しくは中国で出願し、既に受理された商標である。

二以上の出願人が、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録を共同で出願する場合、基礎商標についても共同で所有しているものでなければならない。

## 4 様式要件

出願人は、以下の出願様式を提出する必要がある。

- (1) マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録願書
- (2) 外国語の願書 MM 2 フォーム
- (3) 出願人が押印又は署名した身分証明書類、例えば、営業許可証の複写物、外国人在中国居留許可証の複写物、身分証明書類の複写物など
- (4) 代理人に委託する場合、『マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録代理の委任状』を添付しなければならない
- (5) 米国を指定する場合、MM 18 フォームを一括で提出する必要がある

商標オンラインサービスシステムを通じて提出した電子的な願書において、中国語と外国語の情報が正確に記載されている場合には、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録願書及び外国語の願書 MM 2 が既に提出されたものとみなす。第3乃至第5の様式については、添付資料としてアップロードする。

## 5 マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の審査基準

出願人は正式なフォームを使って出願しなければならない。紙の方式で出願する場合、外国語については英語又はフランス語の様式を選択することができ、電子的な方法で出願する場合は英語で外国語出願情報を記入しなければならない。外国語様式は、相応の外国語で記入しなければならないが、中国語で情報を記入してはならない。

### 5.1 出願人の情報

(1) 出願人の名称、住所及びそれらの外国語翻訳を明記しなければならない。中国語の情報は、国内の商標情報と一致するものでなければならないが、また、外国語の情報に係る表現は正確なものでなければならない。

(2) 電子メールアドレスを明記しなければならない。代理人に委託した場合、代理機

構と同じ電子メールアドレスを記入してはならない。

(3) 出願する外国語を選択しなければならない。

(4) 出願人が該当する資格を明記しなければならない。外国語様式には、資格のほか、(i)出願人が自然人である場合は、その国、(ii)出願人が法人である場合は、その性質と国を明記しなければならない。

(5) 二人以上の出願人が共同で出願する場合、残りの出願人に係る上記の情報を、別紙に明記しなければならない。

出願人は、外国語様式において、自身の本国官庁締約国として「中国」を外国語で明記しなければならない、また、明記された出願人情報は、中国語様式に明記された外国語情報と一致するものでなければならない。

## 5.2 代理人の情報

代理人に手続を委託する場合、以下の代理人情報を明記しなければならない。

(1) 代理人の名称、住所及び外国語翻訳。外国語様式で提供された情報は、中国語様式の外国語情報と一致するものでなければならない。

(2) 代理人の電子メールアドレス。

## 5.3 商標の情報

(1) 願書には、中国における商標の基礎情報である出願番号又は登録番号及び相応の期日を明記しなければならない。中国語様式と外国語様式の情報は、一致するものでなければならない。

(2) 電子出願の場合、要件に合致する商標図面をアップロードしなければならない。紙で出願する場合、様式の正確な位置に要件に合致する商標図面を貼り付けなければならない、また、当該図面は国内で出願又は登録された商標図面と完全に一致するものでなければならない。

外国語様式では、標準文字とみなすことを声明し、又は単一の色又は色の組み合わせ商標であることを説明することができる。

(3) 出願において保護色を声明し、相応の説明を加えることができる。中国語様式と外国語様式については、対応する言語で記入しなければならない。

(4) 特殊な種類の商標の場合、立体商標、音商標、又は団体・証明商標等を明記する必要がある。

(5) 商標について、文字による説明を明記することができるが、これは国内基礎出願の際に提供された説明でもよいし、新たな説明を列挙することもできる。中国語様式と外国語様式については、対応する言語で記入しなければならない。

(6) 商標にラテン文字以外又はローマ、アラビア数字以外のものが含まれている場合、音訳を提供しなければならない。中国語様式と外国語様式においては対応する言語で記

入しなければならない。

(7) 色を商標の要部とするよう求めるための説明を加えることができる。又は、それぞれの色について相応の説明を加えることができる。中国語様式と外国語様式については、対応する言語で記入しなければならない。

(8) 出願人は、商標の中のいかなる要素に対しても、保護を放棄することを声明することができる。中国語様式と外国語様式については、対応する言語で記入しなければならない。

(9) 出願人が先行出願に基づく優先権を享有することを望む場合、先行出願の主管官庁の名称と出願日、出願番号を明記しなければならない。当該出願のすべての商品又は役務に関連しない場合、対応する商品又は役務についても明記しなければならない。中国語様式と外国語様式については、対応する言語で記入しなければならない。

以上の情報は、中国語様式と外国語様式に同時に明記されている場合、情報を一致させなければならない。

#### 5.4 商品／役務の情報

(1) 明記された商品／役務情報は、国内出願／登録に含まれる商品／役務の範囲を超えてはならない。

(2) 商品／役務の国際分類に従って分類し、各分類には、その区分の番号を明記しなければならない。

(3) 商品／役務は、正確に表現しなければならない。

(4) マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願においては、一又は複数の指定された締約国に対して、同一又は異なる商品／役務リストの限定を行うことができる。

(5) 中国語様式と外国語様式については、対応する言語で記入し、その内容を一致させなければならない。

#### 5.5 締約国の情報

マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願については、少なくとも一つの締約国を指定しなければならない。本国官庁締約国である中国を指定してはならない。中国語と英語の様式の記入内容は、一致するものでなければならない。

個別の締約国の特殊な要件を明記しなければならない。EU の場合は、第二言語の選択が求められている。米国の場合は MM 18 のフォームを同時に提出しなければならない。

#### 5.6 出願人／代理人の押印又は署名

(1) 電子出願においては、この項目を提供する必要がない。

(2) 代理機構に委託する場合、代理機構が押印しなければならない。

(3) 出願人が自ら提出する場合であって、出願人が自然人であるときは、署名を提供

しなければならない。出願人が法人である場合には、押印をしなければならない。

## 5.7 米国を指定した場合の使用意思に係る声明

(1) マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願の指定締約国に米国が含まれる場合にのみ、提出する。

(2) 個別の MM 18 フォームを使用する。電子出願の場合、フォームに正確に記入した後、商標オンラインサービスシステム上に、はっきりとしたスキャンしたデータをアップロードしなければならない。

(3) 当該フォームに出願人が署名しなければならない。

## 5.8 出願人の身分証明書類

(1) 国内の自然人は、有効期間内の身分証明書類の複写物又はスキャンしたデータを提供しなければならない。

(2) 中国において、実在し、かつ有効な工商営業所を設置している旨の資格に合致する場合、資格証明の複写物又はスキャンしたデータを提供するものとする。資格証明には、営業許可証、事業体法人証書、社会团体法人登録証書、民営非企業単位登録証書、基金会法人登録証書、法律事務所執業許可証が含まれるが、これらに限定されない。

(3) 外国籍の個人がマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録を行う場合、パスポートと有効期間内の中華人民共和国外人居留許可の複写物又はスキャンしたデータを提供する。

## 5.9 マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願の代理委任状

商標代理機構にマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録を委託する場合、代理委任状を提出する必要がある。

代理人は、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録代理委任状を使用しなければならない。

代理委任状は、規範的な簡体字を用いて完全に記入し、かつ、委託者により「委託者の押印(署名)」欄に押印又は署名されなければならない。委託者の名称、委託者の押印(署名)は、願書における出願人の名称、出願人の押印(署名)及び添付の身分証明書類、権利能力証明書類と一致するものでなければならない。委託者の押印(署名)は、はっきりとしたものでなければならない。委託者が自然人である場合、署名することができる。その他の委託者は、公印を押印しなければならない。契約印鑑、専用印鑑、業務印鑑などの他の印章を使用してはならない。

## 5.10 審査の結論

(1) 各審査基準に合致する場合、出願人が手数料を納付した後、受理通知書を発行する。

(2) 出願手続きが整っていない、又は規定に従って願書を記入していない場合、これを受理しない。

(3) 手続きがおおよそ整っている場合、又は願書の様式がおおよそ規定に合致している場合であって、補正が必要なときは、出願人は規定された期限内に補正しなければならない。期限を過ぎても補正されていない場合、これを受理しない。

## 5.11 手数料

マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願の手数は、国家知識産権局が代行して徴収し、国際事務局に支払う。国家知識産権局は、国際登録出願の提出日の為替レートと国際手数料の基準により、人民元で国際登録出願の手数を受領する。

規定された期限内に費用を納付しなかった場合、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願を受理しない。

## 6 国際登録出願の取り下げ

出願人は、提出したマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願が受理される前であれば、国家知識産権局に対して、当該商標の登録出願の取り下げを申請することができる。

### 6.1 出願書類の取り下げ

出願人がマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願の取り下げを申請する場合、以下の書類を提出しなければならない。

(1) 『マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願取り下げ申請書』

(2) 身分証明書類、権利能力証明書類；

(3) 商標代理機構に委託する場合、代理の内容及び権限を明記した『マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願代理委任状』を提出しなければならない。

### 6.2 審査の基準

(1) 出願人の名称、出願人の住所、基礎登録番号又は出願番号は、いずれも出願時に記載された内容と一致するものでなければならない。

(2) 取り下げを要求する申請業務の種類を正確に選択する。

(3) 請求を取り下げる際に、請求人は自ら合理的な要求を記入する。

商標出願の取り下げを申請する際には、手数料を納める必要がない。

### 6.3 審査の結論

方式審査に合格した場合、当該申請に対する取り下げを許可する。方式審査に合格しなかった場合、当該申請を受理しない。

## 7 効力終了の通知

### 7.1 条件

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書』及び『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則』の規定に基づき、国家知識産権局を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録に関して、国際登録の日から 5 年が満了する前まで、その譲渡の如何を問わず、基礎出願又はそれによって生じた登録又は基礎登録がそれぞれ国際登録に記載されている商品と役務の全部又は一部について取り下げられ、期限が切れ、放棄され、最終的に拒絶され、抹消され、又は無効宣告された場合、又は、既に 5 年が満了したが、拒絶、取消又は無効宣告の結果になりうる最終的決定、若しくは基礎出願又はそれによって生じた登録又は基礎登録の取り下げを要求する関連控訴、訴訟又は異議申立がその期限が満了する前に既に開始された場合、国家知識産権局は、相応の事実と決定を国際事務局に通知しなければならない。

### 7.2 通知様式と通知方式

通知様式は Notification of Ceasing of Effect で、英語とフランス語の 2 種類に分けられている。英語様式の例は以下の通りである。

例：

### Notification of Ceasing of Effect

Notified to the International Bureau of World Intellectual Property Organization (WIPO)  
In accordance with Rule 22(1)(a)or(c) of the Common Regulations  
Under the Madrid Agreement and the Madrid Protocol

I. Administration which issues the notification:

Trademark Office  
State Administration for Industry and Commerce  
1, Chama Nanjie, Xichengqu,  
Beijing 100055  
People's Republic of China

Fax: (8610)68050285

II. Mark which is the subject of the notification:

International registration No. :  
Name and address of the international registration holder:

III. The notification is sent in accordance with Rule 22(1)(a)  
The notification is sent in accordance with Rule 22(1)(c)

IV. Facts and decisions which affect the basic registration or basic application

V. Date on which the facts and decisions go into effect :

VI.  Ceasing of effect for all the goods and/or services  
 Ceasing of effect relating to the following goods and/or services:

VII. Date on which the notification is issued:

(押印)

当該通知は、国家知識産権局により国際事務局に通知する。

### 7.3 審査の基準

(1) 様式には、国家知的財産権局が記入し、国家知識産権局の商標審査業務印を押印する。

(2) 以下の各情報を明記しなければならない。

I 項には、通知側の情報、すなわち国家知識産権局の情報を明記しなければならない

II 項には、国際登録簿と一致する商標情報を明記しなければならない

III 項には、適用される国際条約条項を明記しなければならない（基礎商標が国際登録日から5年以内に無効又は一部無効と宣言された場合は、『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則』第22条(1)(a)を適用する。基礎商標が国際登録日から5年後に無効又は一部無効と宣言されたが、無効の結果になりうる不服審判、異議申立、上訴などの行為が期限満了前に開始された場合は、『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則』第22条(1)(c)を適用する。）

IV 項には、基礎登録と出願の事実又は結論を明記しなければならない。

V項には、第IV項の事実又は結論が下された時期を明記しなければならない。

VI項では、無効の範囲を明らかにしなければならない。全部又は一部が無効になったかを明記するとともに、商標の一部のみが無効にされた場合には、無効にされた商品又は役務を明記しなければならない。

VII項には、効力終了通知が発行された時期を明記しなければならない。

最後に、国家知識産権局の商標審査業務印を押印する。



## 第十四章 マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の後続業務申請に対する審査

### 1 法的根拠

『商標法』第21条

『商標法実施条例』第34条、第37条第2項、第37条第3項、第38条、第40条、第41条

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書』第3条の3(2)、第7条、第8条、第9条、第9条の2

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則』第五章第24条、第25条、第六章、第八章

### 2 はじめに

国内出願人のマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録後続業務は、国際更新、登録者の名称又は住所の変更、国際譲渡、国際削除、国際抹消、代理人の名称又は住所の変更、指定代理人、国際放棄、事後指定の9項目である。

すべての後続業務は、出願人が自ら又は商標代理機構に委託して国家知識産権局を通じて国際事務局に提出することもできるし、出願人が自ら又は商標代理機構に委託して直接国際事務局に提出することもできる。

国家知識産権局に申請を提出する方式は、紙の形式で提出すること及び商標オンラインサービスシステムを通じて電子的な方式で提出することの2種類がある。

### 3 国際更新

#### 3.1 申請書類

紙の形式で国際更新の申請を提出する場合、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録更新申請書、外国語申請書 MM11 フォームを提出しなければならない。商標代理機構に委託する場合、代理の内容及び権限を明記した『マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録代理委任状』を提出しなければならない。

商標オンラインサービスシステムを通じて提出された電子申請において、中国語と外国語の情報が正確に記載されている場合には、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録更新申請書及び外国語申請書 MM11 フォームが既に提出されたものとみなす。その他の資料については、添付ファイルとしてアップロードする。

#### 3.2 申請人の資格

申請人は国家知識産権局を本国官庁とするマドリッド国際登録商標の登録者でなければならない。

### 3.3 更新の期限

(1) マドリッド国際登録商標の有効期間は 10 年であり、その後、手数料を納めることで 10 年間更新することができる。

(2) 申請人は、有効期限が満了する前の 12 ヶ月以内に更新の申請を提出することができる。

(3) 有効期間内に更新の申請をしていない場合、猶予期間内に更新の申請を提出することができる。猶予期間は、国際登録の存続期間が満了する日から 6 ヶ月間である。申請人が国際登録を更新すべき日の前に更新の手数料を納付しなかった場合、猶予期間における手数料を納付しなければならない。

### 3.4 内容及び要件

申請書類は、方式審査の一般的な要件を満たす(第一部第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること)ほかに、以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 一つの更新申請には、一つの国際登録番号しか含んではいけない
- (2) 登録者の名称は、国際登録簿と一致するものでなければならない。
- (3) 更新に係る締約国については、国際登録簿にある締約国の範囲を超えてはならない。

## 4 登録者の名称又は住所の変更

### 4.1 申請書類

紙の形式でマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の登録者名称又は住所の申請を提出する場合、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の登録者の名称又は住所変更申請書、外国語申請書 MM 9 フォーム、相応の変更証明書類を提出しなければならない。商標代理機構に委託して処理する場合、代理の内容と権限を明記した『マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の代理委任状』を提出しなければならない。

商標オンラインサービスシステムを通じて提出された電子申請において、中国語と外国語の情報が正確に記載されている場合には、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の登録者の名称又は住所変更申請書及び外国語申請書 MM 9 フォームが既に提出されたものとみなす。その他の資料については、添付ファイルとしてアップロードする。

### 4.2 申請人の資格

申請人は、国家知識産権局を本国官庁とするマドリッド国際登録商標の登録者でなければならない。

### 4.3 内容及び要件

申請書類は、方式審査の一般的な要件を満たす(第一部第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること)ほかに、以下の要件を満たす必要がある。

(1) 一度の変更申請により、複数の国際登録番号に関わる申請をすることができる。各国際登録商標の登録者の名称、住所は完全に一致するものでなければならず、かつ、関連する変更内容も完全に一致するものでなければならない。

(2) 登録者の名称は、国際登録簿と一致するものでなければならない。

(3) 登録者の名称又は住所を変更する場合、登録機関が発行した変更証明書類を提供しなければならない。変更証明書類については、登録機関がその変更を許可した書類の複写物、若しくは、登録機関のウェブサイトからダウンロードした変更状況の記録のいずれでもよい。基礎商標が変更された場合、変更証明書類を提出する必要はない。

## 5 国際譲渡

### 5.1 申請書類

紙の形式でマドリッド国際商標の譲渡申請を提出する場合、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の譲渡申請書、外国語申請書 MM 5 フォーム、押印又は署名によって確認された譲渡人及び譲受人の権利能力証明書類を提出しなければならない。譲受人が外国の申請人である場合、譲渡協議に係る公正証書又は譲渡声明に係る公正証書を提出しなければならない。商標代理機構に委託する場合、代理の内容と権限を明記した[マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の代理委任状]を提出しなければならない。

商標オンラインサービスシステムを通じて提出した電子申請において、中国語と外国語の情報が正確に記載されている場合には、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の譲渡申請書及び外国語申請書 MM 5 フォームが既に提出されたものとみなす。なお、添付ファイルとして、押印又は署名によって確認された譲渡人及び譲受人の権利能力証明書類、双方が共同で署名した譲渡同意声明書類(当事者が法人である場合、法定代表者又は法定代表者が授権した者が署名するものとし、その他組織である場合は責任者が署名するものとする)をアップロードしなければならない。譲受人が外国の申請人である場合、譲渡協議に係る公正証書又は譲渡声明に係る公正証書をアップロードしなければならない。商標代理機構に委託する場合、代理の内容と権限を明記した「マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の代理委任状」をアップロードしなければならない。

### 5.2 申請人

#### 5.2.1 譲渡人

譲渡の申請人は、国家知識産権局を本国官庁とするマドリッド国際登録商標の登録者でなければならない。

### 5.2.2 譲受人

譲受人は、以下の条件のいずれかを満たさなければならない。

- (1) 譲受人は、締約国の国民である。
- (2) 譲受人は、所属締約国の国内において現実で真正な工業上もしくは商業上の営業所を有している。
- (3) 譲受人の所属締約国は国際組織であり、譲受人は、当該国際組織を構成する国の国民である。
- (4) 譲受人は、所属締約国の国内に住所を有している。

2 以上の譲受人がある国際登録譲渡申請である場合、すべての譲受人はマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の所有者の資格要求を満たさなければならない。

### 5.3 譲渡人、譲受人の権利能力証明書類

譲渡人、譲受人の権利能力証明書類とは、申請人が譲渡する資格を有することを示す書類をいう。状況に応じて、相応の証明書類を提出する。

(1) 譲渡人又は譲受人が国内の自然人、法人又はその他の組織である場合、身分証明書類の複写物を提出しなければならない。身分証明書類の具体的な要件については、第一部第一章 5.1「身分証明書類、権利能力証明書類」を参照すること。

(2) 譲受人が締約国の国民である場合、所属締約国の身分証明書類の複写物及び対応する中国語の訳文を提出しなければならない。

(3) 譲受人が所属する締約国が国際組織であり、譲受人が当該国際組織を構成する国の国民である場合、当該国の身分証明書類の複写物及び対応する中国語訳文を提出しなければならない。

(4) 譲受人が所属締約国の国内に住所を有している場合、所属締約国の国内の住所証明及び対応する中国語訳文を提出しなければならない。

(5) 譲受人が外国の自然人、法人又はその他の組織であり、所属締約国の国内において真実かつ有効な工商営業場所を有している場合、所属締約国の登録証明書の複写物及び対応する中国語訳文を提出しなければならない。

### 5.4 内容及び要件

申請書類については、方式審査の一般的な要件（第一部第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること）のほかに、以下の要求を満たさなければならない。

(1) すべてを譲渡する申請により、複数の国際登録番号に関わる申請をすることができる。各国際登録商標の登録者の名称、住所は完全に一致するものでなければならない。一部を譲渡する申請では、単一の国際登録番号にのみ関わる申請をすることができる。

(2) 譲渡の対象となる商品又は役務は、当該国際登録商標の現行の商品と役務の範囲

を超えてはならない。

(3) 譲渡に関わる締約国は、当該国際登録商標に関わる締約国の範囲を超えてはならない。

(4) 登録者(譲渡人)の名称は、国際登録簿と一致するものでなければならない。

## 6 国際削除

### 6.1 申請書類

紙の形式でマドリッド商標国際削除申請を提出する場合、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の削除申請書、外国語申請書 MM 6 フォームを提出しなければならない。商標代理機構に委託する場合、代理の内容と権限を明記した『マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の代理委任状』を提出しなければならない。

商標オンラインサービスシステムを通じて提出した電子申請において、中国語と外国語の情報が正確に記載されている場合には、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の削除申請書及び外国語申請書 MM 6 フォームが既に提出されたものとみなす。その他の資料については、添付ファイルとしてアップロードする。

### 6.2 申請人の資格

申請人は、国家知識産権局を本国官庁とするマドリッド国際登録商標の登録者でなければならない。

### 6.3 内容及び要件

申請書類については、方式審査の一般的な要件(第一部第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること)のほかに、以下の要件を満たさなければならない。

(1) 一度の削除申請により、複数の国際登録番号に関わる申請をすることができる。各国際登録商標の登録者の名称、住所は完全に一致するものでなければならない。かつ、関連する削除内容も完全に一致するものでなければならない。

(2) 削除の対象となる商品又は役務は、当該国際登録商標の現行の商品と役務の範囲を超えてはならない。

(3) 削除に係る締約国は、当該国際登録商標に係る締約国の範囲を超えてはならない。

(4) 登録者の名称は、国際登録簿と一致するものでなければならない。

## 7 国際抹消

### 7.1 申請書類

紙の形式でマドリッド商標国際抹消申請を提出する場合、マドリッド協定議定書に基

づく商標の国際登録の抹消申請書、外国語申請書 MM 8 フォームを提出しなければならない。商標代理機構に委託する場合、代理の内容と権限を明記した『マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の代理委任状』を提出しなければならない。

商標オンラインサービスシステムを通じて提出した電子申請において、中国語と外国語の情報が正確に記載されている場合には、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の抹消申請書及び外国語申請書 MM 8 フォームが既に提出されたものとみなす。その他の資料については、添付ファイルとしてアップロードする。

## 7.2 申請人資格

申請人は、国家知識産権局を本国官庁とするマドリッド国際登録商標の登録者でなければならない。

## 7.3 内容及び要件

申請書類については、方式審査の一般的な要件(第一部第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること)のほかに、以下の要件を満たさなければならない。

(1) すべてを抹消する申請により、複数の国際登録番号に関わる申請をすることができる。各国際登録商標の登録者の名称、住所は完全に一致するものでなければならない。一部を抹消する申請では、単一の国際登録番号にのみ関わる申請をすることができる。

(2) 抹消の対象となる商品又は役務は、当該国際登録商標の現行の商品と役務の範囲を超えてはならない。

(3) 登録者の名称は、国際登録簿と一致するものでなければならない。

## 8 代理人の名称又は住所の変更

### 8.1 申請書類

紙の形式でマドリッド商標代理人の名称又は住所の変更申請を提出する場合、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の代理人の名称又は住所の変更申請書及び外国語申請書 MM 10 フォームを提出しなければならない。

商標オンラインサービスシステムを通じて提出した電子申請において、中国語と外国語の情報が正確に記載されている場合には、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の代理人の名称又は住所の変更申請書及び外国語申請書 MM 10 フォームが既に提出されたものとみなす。

### 8.2 申請人資格

申請人は、国家知識産権局を本国官庁とするマドリッド国際登録商標の登録者が委託した商標代理機構でなければならない。当該代理機構は、商標登録部門に届け出されて

いるものでなければならない。

### 8.3 内容及び要件

申請書類については、方式審査の一般的な要件（第一部第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること）のほかに、以下の要件を満たさなければならない。

(1) 一度の商標代理人の名称又は住所の変更申請により、複数の国際登録番号に関わる申請をすることができる。

(2) 代理人の名称及び住所は、国際登録簿と一致するものでなければならない。

## 9 指定代理人

### 9.1 申請書類

紙の形式でマドリッド商標指定代理人申請を提出する場合、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の指定代理人申請書、外国語申請書 MM 12 フォーム、代理の内容と権限を明記した「マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の代理委任状」を提出しなければならない。

商標オンラインサービスシステムを通じて提出した電子申請において、中国語と外国語の情報が正確に記載されている場合には、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の指定代理人申請書及び外国語申請書 MM 12 フォームが既に提出されたものとみなす、その他の資料については、添付ファイルとしてアップロードする。

### 9.2 申請人資格

申請人は、国家知識産権局を本国官庁とするマドリッド国際登録商標の登録者が委託した商標代理機構でなければならない。当該商標代理機構は、商標登録部門に届け出されているものでなければならない。

### 9.3 内容及び要件

申請書類については、方式審査の一般的な要件（第一部第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること）のほかに、以下の要件を満たさなければならない。

(1) 一度の商標代理人申請により、複数の国際登録番号に関わる申請をすることができる。各国際登録商標の登録者の名称、住所は完全に一致するものでなければならない

(2) 申請人又は登録者の名称は、国際登録簿と一致するものでなければならない。

## 10 国際放棄

### 10.1 申請書類

紙の形式でマドリッド商標国際放棄申請を提出する場合、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の放棄申請書、外国語申請書 MM 7 フォームを提出しなければならない。商標代理機構に委託する場合、代理の内容と権限を明記した「マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の代理委任状」を提出しなければならない。

商標オンラインサービスシステムを通じて提出した電子申請において、中国語と外国語の情報が正確に記載されている場合には、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の放棄申請書及び外国語申請書 MM 7 フォームが既に提出されたものとみなす。その他の資料については、添付ファイルとしてアップロードする。

## 10.2 申請人資格

申請人は、国家知識産権局を本国官庁とするマドリッド国際登録商標の登録者でなければならない。

## 10.3 内容及び要件

申請書類については、方式審査の一般的な要件（第一部第一章「方式審査の一般的な要件」を参照する）のほかに、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 一度の放棄申請により、複数の国際登録番号に関わる申請をすることができる。各国際登録商標の登録者の名称、住所は完全に一致するものでなければならない
- (2) 放棄に関わる締約国は、当該国際登録商標の現行の締約国の範囲を超えてはならない。
- (3) 申請人の名称は、国際登録簿と一致するものでなければならない。

## 11 事後指定

### 11.1 申請書類

紙の形式でマドリッド商標国際事後指定申請を提出する場合、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の事後指定申請書、外国語申請書 MM 4 フォームを提出しなければならない。米国を指定した場合、MM 18 フォームも一緒に提出しなければならない。商標代理機構に委託する場合、代理の内容と権限を明記した『マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の代理委任状』を提出しなければならない。

商標オンラインサービスシステムを通じて提出した電子申請において、中国語と外国語の情報が正確に記載されている場合には、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の事後指定申請書及び外国語申請書 MM 4 フォームが既に提出されたものとみなす。その他の資料については、添付ファイルとしてアップロードする。



## 11.2 申請人資格

申請人は、国家知識産権局を本国官庁とするマドリッド国際登録商標の登録者でなければならない。

## 11.3 内容及び要件

申請書類については、方式審査の一般的な要件（第一部第一章「方式審査の一般的な要件」を参照すること）のほかに、以下の要件を満たさなければならない。

(1) 一度の事後指定申請では、一つの国際登録番号のみに係る申請をすることができる。

(2) 事後指定の対象となる商品又は役務は、当該国際登録商標の現行の商品又は役務の範囲を超えてはならない。

(3) 一部の締約国においては、国際登録日がその国のマドリッド協定議定書に加入する日より早い場合、事後指定手続を通じて当該締約国を指定してはならない旨を声明している。このような締約国のリストは、MM 4 フォームを参照すること。

(4) 登録者の名称及び住所は、国際登録簿と一致するものでなければならない。

## 12 審査の結論

### 12.1 補正

申請人がマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録後続業務の申請を行う場合において、相応の申請資料が不足し、又は、記入内容が方式審査の要求に合致しなかったときは、国家知識産権局は、申請人又は代理人に対して補正通知書を送付する。申請人又は代理人は、規定の期限内に商標オンラインサービスシステム又は書面資料を通じて補正を完了しなければならない。

申請が書面により提出された場合、補正の回答は書面により行う必要がある。申請が商標オンラインサービスシステムを通じて提出された場合、補正回答は商標オンラインサービスシステムを通じて行う必要がある。

### 12.2 許可

国家知識産権局は、国際更新、登録者の名称又は住所変更、国際譲渡、国際削除及び事後指定に係る申請が方式審査に合格した後、申請人又は代理人に対して『商標国際登録費用納付通知書』を送付する。国家知識産権局は、申請人又は代理人が通知書の要求に従って規定の期限内に相応の費用を納付した後、申請人又は代理人に対して『受理通知書』を送付する。

国家知識産権局は、国際抹消、指定代理人、代理人の名称又は住所の変更及び国際放棄に係る申請が方式審査に合格した後、申請人又は代理人に対して『受理通知書』を送

付する。

### 12.3 不受理

(1) 期限を過ぎても補正されていない場合、又は、要求に従って補正されていない場合、当該申請は受理しない。

(2) 法定期限を超えて提出された国際更新申請は受理しない。

(3) 申請人が猶予期間内に、相応の費用を納付していない場合、当該国際更新申請は受理しない。

(4) 申請人の資格が受理の条件に合致しない場合、当該申請は受理しない。

(5) 譲受人資格が受理の条件に合致しない場合、当該国際譲渡申請は受理しない。

(6) 申請書様式が申請業務と一致しない場合、当該申請は受理しない。

(7) 同じ内容の後続業務申請が既に行われた場合、当該申請は受理しない。

(8) その他受理すべきでない状況が存在する場合。

### 13 手数料

国家知識産権局を通じて国際事務局に各後続業務申請を提出した場合、国家知識産権局が代わりに国際事務局に手数料を支払う。国家知識産権局は、申請人が申請を提出した当日の為替レートと国際登録手数料の基準に基づいて、人民元で国際登録申請手数料を代わりに受領する。

### 14 申請の取り下げ

申請の取り下げは、国家知識産権局がマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録後続業務に対する方式審査を完了する前に提出しなければならない。関連する要件については、第四部第十三章6「国際申請の取り下げ」を参照すること。

## 第十五章 国際商標異議申立に対する方式審査

### 1 法的根拠

『商標法』第18条、第33条、第72条

『商標法実施条例』第5条、第6条、第9条、第12条、第14条、第15条、第18条、第24条、第25条、第26条、第27条、第45条、第97条

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則』第四章第17条第2項、第3項

### 2 商標国際異議申立書類の審査

#### 2.1 提出期限

商標国際異議申立は、法定異議申立期間内に提出しなければならない。世界知的所有権機関による『国際商標公告』が公開された翌月の1日から計算して3ヶ月以内であれば、商標国際異議を申し立てることができ、最終月の最終日を期限の満了日とする。期限の満了日が祝日・休日である場合、祝日・休日の後の最初の営業日を期限の満了日とする。

#### 2.2 異議申立の主体

商標国際異議申立の主体は、国内異議申立の基準と同じであり、詳細については第一部第三章3.2「異議申立の主体」を参照すること。

#### 2.3 様式の要求

商標国際異議を申し立てるには、以下の申請資料を提出する必要がある。

- (1) マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録異議申立書
- (2) 異議申立人の身分証明書類
- (3) 明確な異議申立の理由、事実と法的根拠、そして関連証拠資料を添付する。内容が多い場合は、別途『異議申立理由書』を添付することができる。
- (4) 商標法第13条第2項及び第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定に違反するとして異議を申し立てた場合、異議申立人は先行権利者又は利害関係者としての権利能力証明書類を提出しなければならない。
- (5) 『国際商標公告』の複写物及び中国語訳文
- (6) 商標代理機構に異議の申立を委託した場合、商標代理委任状を提出しなければならない。

## 2.4 手数料

区分ごとに手数料を徴収する。異議申立人は『商標異議申立（国際）費用納付通知書』の要求に従い、規定の期限内に費用を納付しなければならない。

## 2.5 様式に対する方式審査

### 2.5.1 マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録異議申立書

商標の国際異議申立を行う際には、中国語を使用しなければならない。

マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録異議申立書は、国家知識産権局が正式に発表した規範的様式を使用しなければならない。紙の方式で提出する場合、複写物又は印刷の原本を提出しなければならない。

マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録異議申立書及び関連証拠資料については、一式二部提出し、かつ、正本、副本を明記しなければならない（異議申立人が特別に商業秘密である旨を明記した資料を除く）。証拠資料には目録及びページ番号を記載しなければならない。

異議申立人が自ら商標国際異議申立を行う場合、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録異議申立書は、異議申立人により押印又は署名されなければならない。代理機構に異議の申立を委託する場合、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録異議申立書は、商標代理機構により押印され、かつ代理人により署名されなければならない。

異議申立人が証拠資料を補充する必要がある場合、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録異議申立書において「声明」を選択し、かつ、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録異議申立書を提出した日から 3 ヶ月以内に声明を提出しなければならない。

一度の異議申立では、一つの国際公告の商標に対してのみ異議を申し立てることができる。一商標多区分の商標に対して異議を申し立てる場合、申立人は一つの異議申立書に複数の区分を明記してもよいし、被異議申立商標の区分に従って、それぞれ異議を申し立ててもよい。

### 2.5.2 『国際商標公告』の複写物及び中国語訳文

被異議申立商標の『国際商標公告』については、世界知的所有権機関のウェブサイトからダウンロードすることができる。同時に対応する中国語訳文も提供する必要がある。

### 2.5.3 代理委任状

異議申立人が商標代理機構に商標国際異議の申立を委託する場合、商標代理委任状を提出しなければならない。

(1) 代理委任状には、委託者の名称、住所、被異議申立商標の名称、代理の権限、代理事項及び授権日を明記し、かつ、委託者により押印又は署名されなければならない。代理機構に異議の申立を委託する場合、委託代理事項は「商標国際異議申立」でなければ

ばならない。

(2) 異議申立人が中国の香港特別行政区、マカオ特別行政区又は台湾地区の者である場合、法に基づいて設立された商標代理機構に委託しなければならない。

(3) 異議申立人が外国の者である場合、法に基づいて設立された商標代理機構に委託しなければならない。商標代理委任状における委託者の名称、住所、委託事項を中国語に翻訳しなければならない。

#### 2.5.4 その他の様式

商標国際異議を申し立てる際には、異議申立人の身分証明書類、明確な異議申立理由、事実と法的根拠及び権利能力証明に関する書類を提出しなければならない。その要件は、国内の異議申立基準と同じである。外国語資料については、対応する中国語訳文を提供しなければならない。詳細については、第一部第三章 3.3「内容及び要件」を参照すること。

## 2.6 審査の結論

国家知識産権局は、商標国際異議申立資料が審査に合格し、異議申立に係る手数料が納付された後、世界知的所有権機関に対して『異議申立に基づく臨時棄却通知』(NOTIFICATION OF PROVISIONAL REFUSAL BASED ON AN OPPOSITION)、即ち、『国際商標異議申立答弁通知書』を送付する。同時に、異議申立人又は商標代理機構に対して『国際商標異議申立受理通知書』を送付する。

商標国際異議申立資料が不合格となった場合、国家知識産権局は、書面により、異議申立人に通知し、補正を行わせるか、又はこれを受理しない。

## 3 商標国際異議申立の答弁回答に対する審査

### 3.1 提出期限

世界知的所有権機関は、国家知識産権局から『異議申立に基づく臨時棄却通知』(NOTIFICATION OF PROVISIONAL REFUSAL BASED ON AN OPPOSITION)を受け取った後、被異議申立人に通知する。被異議申立人は、世界知的所有権機関から転送された通知を受けた日から 30 日以内に答弁することができる。期限の満了日が祝日・休日である場合、祝日・休日の後の最初の営業日を期限の満了日とする。

### 3.2 様式の要求

商標国際異議申立答弁回答においては、以下の答弁資料を提出しなければならない。

(1) 『異議申立に基づく臨時棄却通知』(NOTIFICATION OF PROVISIONAL REFUSAL BASED ON AN OPPOSITION)の複写物

(2) 答弁理由と証拠資料

- (3) 答弁者の身分証明書類及び中国語訳文
- (4) 代理依頼書

### 3.3 様式に対する方式審査

(1) 答弁者の名義は、被異議申立国際商標の登録出願人の名義と一致するものでなければならない。

(2) 被異議申立人は、法に基づいて設立された商標代理機構に答弁を委託しなければならない。商標代理委任状を添付し、答弁書の最終頁に代理機構の公印を押さなければならない。委任状には、委託事項及び委託日を記入しなければならない。相応の事項は中国語に翻訳しなければならない。委託者が法人又はその他の組織である場合、公印を押さなければならない。委託者が自然人である場合、署名をしなければならない。

(3) 異議申立人が委託した商標代理機構は、被異議申立人を代理して答弁してはならない。

### 3.4 審査の結論

(1) 答弁者が規定の期限内に答弁し、かつ、資料が規定に合致した場合、これを認める。

(2) 答弁資料に補正が必要な場合、国家知識産権局は、書面により、答弁者に対して通知し、規定の時間内に指定した内容に従って補正するよう要求する。答弁者が要求通りに補正した場合、答弁資料を認める。期限を過ぎても補正されない場合、又は要求通りに補正されていない場合は、答弁を行っていないものとみなす。

## 4 商標国際異議申立の補足資料に対する審査

商標国際異議申立の補足資料は、商標国際異議申立補足資料と商標国際異議申立答弁補足資料に分けられる

### 4.1 提出期限

当事者が国際異議申立又は答弁後に関連証拠資料を補充する必要がある場合、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録異議申立書又は答弁書において声明し、かつ、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録異議申立書又は答弁書が提出された日から3ヶ月以内に提出しなければならない。

### 4.2 方式審査

(1) 商標国際異議申立補足資料は、正本、副本一式二部（異議申立人が特別に商業秘密である旨を明記した資料を除く）を提出しなければならない。

(2) 当事者は、押印又は署名しなければならない。商標代理機構は、公印を押さなければならない。署名又は押印は、異議申立又は答弁資料上のものと一致するものでなければならない。

#### 4.3 審査の結論

(1) 補足証拠資料が規定の期限内に提出され、かつ、規定に合致した場合、これを認める。

(2) 補足資料に補正が必要な場合、国家知識産権局は、書面により、当事者に対して通知し、規定の時間内に指定した内容に従って補正するよう要求する。当事者が要求通りに補正した場合、補足資料を認める。期限を過ぎても補正されない場合、又は要求通りに補正されていない場合は、(答弁) 補足資料が提出されていないものとみなす。

#### 4.4 異議申立当事者による商標代理機構の変更申請

異議申立当事者が商標代理機構の変更を申請する場合、補足資料の形式で元の代理機構との委託関係を解除し、新しい代理機構に委託する声明と新たな代理委任状を提出しなければならない。

### 5 商標国際異議申立の取り下げを申請する書類に対する審査

#### 5.1 提出期限

異議申立人は、国家知識産権局が決定する前に、書面により、国家知識産権局に対して商標国際異議申立の取り下げを求め、その理由を説明することができる。国家知識産権局は、取り下げることができると判断した場合、異議申立手続を終了する。

#### 5.2 様式の要求

商標国際異議申立の取り下げの要件は、国内異議申立の基準と同じであり、詳細については第一部第三章7「商標異議申立の取り下げに対する審査」を参照すること。

#### 5.3 審査の結論

(1) 審査を経て、商標国際異議申立の取り下げが規定に合致する場合、国家知識産権局は、『国際商標異議申立の取り下げ申請に対する承認通知書』又は『国際商標異議申立終了通知書』を発行する。『国際商標異議申立の取り下げ申請に対する承認通知書』は主に異議申立人に対して送付し、被異議申立人に複写物を送付する。『国際商標異議申立終了通知書』は、双方の当事者に対して送付する。異議申立が未だ受理されていない場合は、異議申立人に対して『国際商標異議申立を受理しない通知書』を発行する。

(2) 審査を経て、異議申立の取り下げに補正が必要な場合、書面により、申立人に対して指定期限内に補正するよう通知する。補正を経て、規定に合致した場合、取り下げを許可し、又は手続を終了する。補正後においても規定に合致していない場合、異議申立の取り下げを承認しない。国家知識産権局は、異議申立人に対して『国際商標異議申立の取り下げを受理しない通知書』を発行する。

(3) 異議申立人が書面による資料を提出し、商標異議申立の取り下げ申請を提出していないことを明確に表明した場合、当該異議申立の取り下げ申請を承認しない。

(4) 異議申立と取り下げ申請に係る商標代理機構が異なる場合、通知書の複写物を元の異議申立の商標代理機構に送付する。

#### **5.4 被異議申立商標の異議申立の取り下げに対する処理**

被異議申立商標の異議申立の取り下げが承認された場合、関連する異議申立事件は終了となり、国家知識産権局は、書面により、双方の当事者に通知する。

#### **6 国際商標異議申立の棄却**

既に受理された異議申立に関して、受理の条件に合致しない又は受理の条件に合致しない新たな状況が発生した場合には、これを棄却し、当事者に通知する。



## 第十六章 マドリッド商標の領域指定申請に対する審査

マドリッド商標領域指定申請とは、外国の申請人が『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書』と『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則』の規定に基づき、国際事務局を通じて中国を指定する商標国際登録出願又は事後指定申請を提出することをいう。国家知識産権局は『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書』に規定された棄却期限内において、『商標法』と『商標法実施条例』の規定に基づいて審査を行う。

### 1 法的根拠

『商標法』第 21 条

『商標法実施条例』第 42 条

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書』第 3 条の 3

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則』第五章第 24 条

### 2 審査

#### 2.1 方式審査

マドリッド商標領域指定申請については、国際事務局が方式審査を行った後に国家知的財産権局に通知する。国家知的財産権局は方式審査を行わない。

#### 2.2 商品と役務の項目の翻訳

審査官が商標データベースで商品と役務の項目の検索との照合作業を円滑に行えるようにするため、マドリッド商標領域指定申請の実体審査前に、指定された商品と役務の項目を中国語に翻訳するものとする。

中国語翻訳は審査の参考のみとし、商標の登録出願の権利範囲については、国際事務局が公告した外国語原文に準ずるものとする。

#### 2.3 実体審査

マドリッド商標領域指定申請の実体審査の基準は、国内商標登録出願の実体審査の基準と同じである。詳細については、下編『商標審査審理編』を参照すること。

## 第十七章 中国を領域指定する国際登録の後続業務に対する方式

### 審査

本章にいう国際登録の後続業務とは、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録システムを通じて中国を領域指定する国際登録特有の方式審査業務のことをいい、国際登録から国内出願への転換、国際登録による国内登録の代替の申請、国際訂正分類を含む。このうち、前 2 項目の業務は出願人が法に基づいて設立された中国商標代理機構を通じて国家知識産権局に申請を提出するものとし、国際訂正は国際事務局が職権に基づいて国家知識産権局に訂正通知を出すものとする。

#### 1 国際登録の国内出願への転換

##### 1.1 法的根拠

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書』第 6 条、第 9 条の 5

##### 1.2 申請条件

国際登録の国内出願への転換にあたって、以下の条件に合致しなければならない。

- (1) 国内出願への転換を申請される国際登録商標は有効な商標又は権利確定中の商標でなければならない。
- (2) 基礎商標の全部又は一部の失効により、国際登録が全部又は一部抹消された。
- (3) 関連申請書類は国際登録が抹消された日から 3 ヶ月以内に提出しなければならない。

##### 1.3 申請ルート

国際登録の国内出願への転換は、法に基づいて設立された中国商標代理機構に委託して、国家知識産権局に提出させなければならない。

##### 1.4 申請書類

- (1) 国際登録の国内登録出願への転換の申請書
- (2) 国際抹消通知書の複写物
- (3) 商標登録出願書(関連要求は国内出願と同じ)
- (4) 代理委任状
- (5) その他関連資料

## 1.5 審査の内容

次の各項目の条件に合致する場合、国際登録の国内出願への転換を許可し、国内登録出願手続きに入る。元の国際登録日又は後期指定日を国内出願日とし、国際登録が享有する優先権は、国内出願においても享有することができる。

- (1) 申請書類が揃っている。
- (2) 商標登録番号、国際登録日、後期指定日、優先権、商標の様式、商標の名称、商標出願人の名称と住所などを含み、提出された商標情報は元の国際登録商標の情報と一致している。
- (3) 商品又は役務の範囲が元の国際登録商標の保護範囲及び元の国際登録抹消たは一部の抹消の範囲を超えてはならない。

## 2 国際登録による国内登録の代替の申請

### 2.1 法的根拠

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書』第4条の2

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則』第四章第21条

### 2.2 申請ルート

国際登録による国内登録の代替を申請する場合は、法に基づいて設立された中国商標代理機構に委託して、国家知識産権局に提出させなければならない。

### 2.3 申請書類

- (1) 国際登録による国内登録の代替の申請書
- (2) 国内商標登録証の複写物
- (3) 代理委任状
- (4) その他の関連資料

### 2.4 審査の内容

次の各条件に合致する場合、国際登録による国内登録の代替の申請を許可する。

- (1) 関連する国際登録商標と国内商標はいずれも有効な商標であること。
- (2) 国内登録で保護を受けた商品又は役務の範囲は国際登録商標で保護を受けた範囲を超えていないこと。
- (3) 国内登録の発効日が国際登録日より早いこと。

### 3 国際訂正の分類

国際事務局は、国際登録に誤りがあると判断した場合、職権に基づいて訂正することもあるし、登録者又は主管官庁の請求に基づいて誤りを訂正することもある。訂正は国際登録に関するいかなる情報に関わる可能性があり、国際登録に関連する各業務に実質的な影響を及ぼす可能性があるため、国際事務局が通知した各種訂正に対して分類する必要がある。

#### 3.1 法的根拠

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則』第五章第 28 条

#### 3.2 領域指定及び後期指定に関する訂正通知の分類基準

##### 3.2.1 中国での領域指定と後期指定の追加

国際訂正の内容は指定国リストに中国を追加することである場合、領域指定に関する新規の申請に分類する。(訂正から新規の申請に変更する)。

##### 3.2.2 中国での領域指定と後期指定の追加の取り下げ

国際訂正の内容は、指定国リストから中国を削除すること、又は領域指定の申請が無効であることを通知する場合、国際訂正に分類する。

##### 3.2.3 国際登録権利日の情報の訂正

国際訂正が権利日に関わる場合、訂正後の権利日が元の権利日より遅い場合、訂正申請を新規の領域指定申請に分類する。訂正後の権利日が元の権利日より早い場合、当該訂正申請を国際訂正に分類する。元の指定が拒絶され、拒絶通知書の中の引用商標の権利日が訂正前後の権利日の間にある場合、新規の領域指定申請に分類する。

##### 3.2.4 指定商品又は役務項目の訂正

国際訂正は商品又は役務項目に関わる場合、原則として領域指定の新規申請に分類する。訂正は審査の結論及び書類発行に影響しない場合、国際訂正に分類することができる。

##### 3.2.5 商標の訂正

国際訂正は商標の模様、商標の類型等の審査の結論に直接的に影響を及ぼす内容に係る場合、原則として領域指定の新規申請に分類する。

##### 3.2.6 その他情報の訂正

国際訂正は国際登録商標のその他関連情報(出願人名称/住所、代理人情報、基礎登録

情報等)に関わる場合、原則として国際訂正に分類する。訂正の内容により審査の結論を変更し、又は拒絶通知文書を修正する必要がある場合、領域指定の新規申請に分類する。

### **3.3 国際後続業務の訂正に対する分類基準**

#### **3.3.1 後続業務の追加**

国際訂正の内容は、ある後続業務に係る国際登録商標の追加である場合、訂正申請を対応する後続業務の類型に分類する。

#### **3.3.2 後続業務の取り下げ**

国際訂正の内容は、ある後続業務に係る国際登録商標の削除である場合、訂正申請書を国際訂正に分類する。

#### **3.3.3 国際譲渡を国際一部譲渡に訂正する**

国際譲渡が国際一部譲渡に訂正された場合、元の国際登録番号に対応する訂正を国際一部譲渡に分類する。一部譲渡後の新しい番号に対応する訂正は国際訂正に分類するか、又はこれを処理しない。

#### **3.3.4 国際一部譲渡を国際譲渡に訂正する**

国際一部譲渡が国際譲渡に訂正された場合、元の国際登録番号に対応する訂正を国際譲渡に分類する。一部譲渡後の新しい番号に対応する訂正は国際訂正に分類する。

#### **3.3.5 国際削除に対する訂正**

国際削除に対する訂正は、削除の審査の結論又は書類発行に影響を与える場合、国際削除に分類する。削除の審査の結論又は書類発行に影響を与えない場合、国際訂正に分類する。

#### **3.3.6 国際譲渡の具体的な情報の訂正**

国際譲渡に対する訂正は、譲渡人及び譲受人の名称、住所、商標代理人情報などを含み、譲渡審査の結論又は書類発行に影響を与える場合、国際譲渡に分類する。譲渡審査の結論又は書類発行に影響を与えない場合、国際訂正に分類する。

#### **3.3.7 国際一部譲渡の具体的な情報の訂正**

国際一部譲渡の具体的な情報の訂正は、一部譲渡審査の結論又は書類発行に影響を与える場合、譲渡前の国際登録番号に対応する訂正を国際一部譲渡に分類し、譲渡後の新しい番号に対応する訂正を国際訂正に分類する必要がある。一部譲渡審査の結論又は書類発行に影響を与えない場合、譲渡前後の国際登録番号に対応する訂正をすべて国際訂正に分類する。

### 3.3.8 その他後続業務の訂正

その他国際後続業務の訂正について、原則として国際訂正に分類する。

# 第十八章 中国を領域指定する国際登録の後続業務に対する実体審査

本章でいう国際登録後続業務とは、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録システムを通じて中国を領域指定する国際登録の関連後続業務のことをいい、変更、更新、譲渡、削除、抹消、放棄、訂正等を含む。出願人者は国際事務局に関連申請を提出し、国家知識産権局は国際事務局の通知に基づいて審査を行う。

## 1 国際変更（登録者名称／住所の変更）

### 1.1 法的根拠

『商標法』第41条

『商標法実施条例』第30条第1項

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書』第9条、第9条の2

### 1.2 審査の結論

#### 1.2.1 許可

国際変更を申請する商標が有効な商標又は権利確定中の商標であり、かつ、変更申請が関連法律の規定に合致する場合、これを許可する。

#### 1.2.2 不許可

次のいずれかの状況がある場合、変更を許可しない。

- (1) 国際変更を申請する商標は既に失効した場合
- (2) 先行譲渡申請が許可されていない場合
- (3) 訂正により取り下げられた場合、又はその他法律の規定に合致しない場合

## 2 国際更新

### 2.1 法的根拠

『商標法実施条例』第46条

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書』第7条

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則』第六章

## 2.2 審査の結論

### 2.2.1 許可

国際更新を申請する商標が有効な商標であり、かつ、更新申請が関連法律の規定に合致する場合、これを許可する。

### 2.2.2 不許可

次のいずれかの状況がある場合、変更を許可しない。

- (1) 国際更新を申請する商標は既に失効した場合
- (2) 訂正により取り下げられた場合、又はその他法律の規定に合致しない場合

## 3 国際譲渡

### 3.1 法的根拠

『商標法』第42条第2項、第3項

『商標法実施条例』第47条

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則』第五章第27条

### 3.2 譲受人の資格

譲受人はマドリッド国際登録商標の所有者に関する要件を満たす必要がある。譲受人が2以上ある譲渡申請の場合、すべての譲受人がマドリッド国際登録商標の所有者に関する要件に合致しなければならない。

### 3.3 一括譲渡

国際登録商標の譲渡人は、同一又は類似の商品又は役務における同一又は類似の商標を一括して譲渡する必要がある。共有商標については、当該要件は共有者名義のすべての有効な商標に適用される。

### 3.4 混同又はその他悪影響

譲渡は、混同又はその他の悪影響を生じやすいものであってはならない。関連審査基準は、第三部第十一章1.7「混同又はその他悪影響を生じさせやすい譲渡」を参照する。

### 3.5 団体、証明商標

マドリッド国際登録団体又は証明商標の譲渡申請については、第三部第十一章1.2.3「団体商標、証明商標の譲渡／移転の申請書類に対する特殊な要件」を参照し、譲受人



の権利能力と商標使用管理規則についても審査しなければならない。

### 3.6 譲渡の補正

国際登録商標の譲渡人は、同一又は類似の商品又は役務における同一又は類似の商標を一括して譲渡しなかった場合、補正通知書が発行された日から 3 ヶ月以内に、要求に従って補正しなければならない。

### 3.7 譲渡の無効

次のいずれかの状況がある場合、譲渡は無効とする。

- (1) 譲渡人又は譲受人の資格は法律に規定された要求に合致しない場合
- (2) 譲渡は混同を引き起こしやすい場合又はその他の悪影響がある場合
- (3) 期間内に補正しなかった場合又は補正が法律に規定された要求に合致しない場合
- (4) その他法律の規定に合致しない状況がある場合

### 3.8 譲渡の最終結果

譲渡申請者が譲渡無効に対して規定の期限内に行政再審又は行政訴訟を提起した場合、上述の手続きが終了した後、国家知識産権局は、具体的な状況に応じて譲渡の最終結果を国際事務局に通知する。

### 3.9 許可

国際譲渡を申請する商標が有効な商標又は権利確定中の商標であり、かつ、譲渡申請が関連法律の規定に合致する場合、これを許可する。

### 3.10 不許可

次のいずれかの状況がある場合、譲渡を許可しない。

- (1) 国際譲渡を申請する商標は既に失効した場合
- (2) 訂正により取り下げられた場合、又はその他法律の規定に合致しない場合

## 4 国際一部譲渡

### 4.1 法的根拠

『商標法』第 42 条第 2 項、第 3 項

『商標法実施条例』第 47 条

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則』第五章第 27 条

## 4.2 譲受人の資格

譲受人は、マドリッド国際登録商標の所有者に関する要件を満たす必要がある。譲受人が 2 以上ある譲渡申請の場合、すべての譲受人がマドリッド国際登録商標の所有者に関する要件に合致しなければならない。

## 4.3 一括譲渡

国際登録商標の一部譲渡人は、同一又は類似の商品又は役務における同一又は類似の商標を一括して譲渡する必要がある。一部の商品又は役務を譲渡する場合、同一又は類似の商品又は役務も一括して譲渡しなければならない。共有商標については、当該要件は共有者名義のすべての有効な商標に適用される。

## 4.4 誤認、混同又はその他悪影響

一部譲渡は、公衆に誤認、混同させ、又はその他の悪影響を生じさせてはならない。

## 4.5 団体、証明商標

マドリッド国際登録団体又は証明商標の一部譲渡申請については、団体、証明商標の審査基準に基づいて、譲受人の権利能力と商標使用管理規則を審査しなければならない。

## 4.6 譲渡の補正

国際登録商標一部譲渡人は、同一又は類似の商品又は役務における同一又は類似の商標を一括して譲渡しなかった場合、補正通知書が発行された日から 3 ヶ月以内に、要求に従って補正しなければならない。

## 4.7 譲渡の無効

次のいずれかの状況がある場合、譲渡は無効とする。

- (1) 譲渡人又は譲受人の資格は法律に規定された要求に合致しない場合
- (2) 譲渡は誤認、混同を引き起こしやすい場合又はその他の悪影響がある場合
- (3) 期間内に補正しなかった場合又は補正が法律に規定された要求に合致しない場合
- (4) その他法律の規定に合致しない状況がある場合

## 4.8 譲渡の最終結果

譲渡申請者が譲渡無効に対して規定の期限内に行政再審又は行政訴訟を提起した場合、上述の手続きが終了した後、国家知識産権局は具体的な状況に応じて譲渡の最終結果を

国際事務局に通知する。

#### 4.9 許可

国際一部譲渡を申請する商標が有効な商標又は権利確定中の商標であり、かつ、譲渡申請が関連法律の規定に合致する場合、これを許可する。

#### 4.10 不許可

次のいずれかの状況がある場合、一部譲渡を許可しない。

- (1) 国際譲渡を申請する商標は既に失効した場合
- (2) 訂正により取り下げられた場合、又はその他法律の規定に合致しない場合

### 5 国際削減

マドリッドシステムの規定により、商標国際登録者は国際登録簿に登録した後のいつでも、一部の指定締約国に関して国際事務局に商品又は役務項目の削除を申請することができる。商標国際登録の削除は一部の商品を簡単に削除することにとどまらず、多くの場合、商品又は役務の記述を変更する可能性があるため、削除後の商品又は役務は本来の商品又は役務の範囲を超える可能性があるし、又は中国における商品又は役務の分類要件に合致しない可能性がある。

#### 5.1 法的根拠

『商標法実施条例』第 48 条

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書』第 9 条の 2

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則』第五章第 27 条

#### 5.2 審査の結論

##### 5.2.1 許可

国際削除を申請する商標は有効な商標又は権利確定中の商標であり、削除後の商品又は役務は中国の関連商品又は役務の分類要求に合致し、かつ国際登録の本来の商品又は役務の範囲を超えていない場合、これを許可する。

##### 5.2.2 不許可

次のいずれかの状況がある場合、削除を許可しない。

- (1) 国際削除を申請する商標は既に失効した場合
- (2) 訂正により取り下げられた場合、又はその他法律の規定に合致しない場合

### 5.2.3 削除の無効

削除された商品又は役務は中国における関連商品又は役務の分類要件に合致しない、又は本来の指定商品又は役務の範囲を超えた場合、当該削除申請は中国では無効とする。

### 5.3 削除の最終結果

削除申請者が削除効に対して規定の期限内に行政再審又は行政訴訟を提起した場合、上述の手続きが終了した後、国家知識産権局は具体的な状況に応じて削除の最終結果を国際事務局に通知する。

### 5.4 国際削除の登録項目

削除を許可する場合、申請の内容に基づいて以下の関連情報を修正する。

- (1) 中国語と外国語の商品又は役務の項目
- (2) 中国語の商品又は役務の類似群
- (3) 商品又は役務の項目のステータスマーク

## 6 国際抹消

### 6.1 法的根拠

『商標法実施条例』第73条

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書』第9条の2

### 6.2 抹消の種類

- (1) 登録者は自らその名義下の国際登録商標の抹消を申請する。
- (2) 商標の有効期限が満了し期間通りに更新を申請しなかった場合、国際事務局は抹消を通知する。
- (3) 基礎商標が失効したため、国際事務局は本国官庁の通知に従ってすべての商品又は役務項目を抹消する。

### 6.3 審査の結論

#### 6.3.1 許可

国際抹消を申請する商標が有効な商標又は権利確定中の商標であり、かつ、抹消申請が関連法律の規定に合致する場合、これを許可する。

#### 6.3.2 不許可

次のいずれかの状況がある場合、抹消を許可しない。

- (1) 国際抹消を申請する商標は既に失効した場合

- (2) 期間が満了し更新しなかったことによる抹消の抹消日は後期指定日より早い場合
- (3) 訂正により取り下げられた場合、又はその他法律の規定に合致しない場合

## 7 国際一部抹消

国際登録商標の登録者は、マドリッド国際登録後の任意の時間にその国際登録の全部又は一部を抹消することができる。それ以外に、国際登録の5年以内に、その国内の基礎商標の全部又は一部が失効した場合、本国官庁は国際事務局に対して、当該国際登録の全部又は一部を抹消することを通知する。登録者が自発的に国際登録の一部の商品又は役務項目を抹消し、又は、国際登録は基礎商標の失効によって一部抹消された場合、その抹消は簡単に一部の項目を削除することにとどまらず、多くの場合は商品又は役務の表現の記述を変更する可能性があるため、抹消後の商品又は役務は本来の商品又は役務の範囲を超える可能性があるし、受け入れられない商品や役務の項目が追加される可能性もある。

### 7.1 法的根拠

『商標法実施条例』第73条

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書』第9条の2

### 7.2 一部抹消の種類

- (1) 登録者は自ら一部の商品又は役務の項目の抹消を申請する。
- (2) 基礎商標が失効したため、国際事務局は本国官庁の通知に従ってすべての商品又は役務項目を抹消する。

### 7.3 審査の結論

#### 7.3.1 許可

国際一部抹消を申請する商標が有効な商標又は権利確定中の商標であり、受け入れられない又は区分をまたがる商品又は役務項目が追加されなかった場合、これを許可する。

#### 7.3.2 不許可

次のいずれかの状況がある場合、一部抹消を許可しない。

- (1) 国際一部抹消を申請する商標は既に失効した場合
- (2) 抹消後の商品又は役務項目は中国における商品又は役務の分類要求に合致しない場合
- (3) 抹消後の商品又は役務項目に区分をまたがる商品又は役務項目が追加された場合
- (4) 訂正により取り下げられた場合、又はその他法律の規定に合致しない場合。

## 7.4 国際一部抹消の登録項目

一部抹消を許可する場合、申請の内容に基づいて以下の関連情報を修正する。

- (1) 中国語と外国語の商品又は役務の項目
- (2) 中国語の商品又は役務の類似群
- (3) 商品又は役務の項目のステータスマーク

## 8 国際放棄

### 8.1 法的根拠

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書』第9条の2

### 8.2 審査の結論

#### 8.2.1 許可

国際放棄を申請する商標が有効な商標又は権利確定中の商標であり、かつ、放棄申請は関連法律の規定に合致する場合、これを許可する。

#### 8.2.2 不許可

次のいずれかの状況がある場合、放棄を許可しない。

- (1) 国際放棄を申請する商標は既に失効した場合
- (2) 放棄日は後期指定日より早い場合
- (3) 訂正により取り下げられた場合、又はその他法律の規定に合致しない場合

## 9 国際合併

### 9.1 法的根拠

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則』第五章第27条

### 9.2 審査の結論

#### 9.2.1 許可

国際合併を申請する商標は有効な商標又は権利確定中の商標であり、商標登録者は国際事務局が通知した合併後の登録者と一致し、かつ、関連法律の規定にも合致する場合、これを許可する。

#### 9.2.2 不許可

次のいずれかの状況がある場合、合併を許可しない。

- (1) 国際合併を申請する商標は既に失効した場合
- (2) 商標登録者は国際事務局が通知した合併後の登録者と一致しない場合
- (3) 訂正により取り下げられた場合、又はその他法律の規定に合致しない場合

## 10 国際訂正

国際訂正は、国際登録商標のいかなる情報と業務に係る可能性があり、商標、権利日、商品又は役務項目、登録者名義又は住所等の情報に対する訂正及び各後続業務に対する訂正を含む。

### 10.1 法的根拠

『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則』第五章第 28 条

### 10.2 審査の結論

#### 10.2.1 許可

国際訂正を申請する商標が有効な商標又は権利確定中の商標であり、かつ、訂正内容が関連法律の規定に合致する場合、これを許可する。

#### 10.2.2 不許可

次のいずれかの状況がある場合、訂正を許可しない。

- (1) 国際合併を申請する商標は既に失効した場合
- (2) 訂正により取り下げられた場合、又はその他法律の規定に合致しない場合

# 第五部分 商標出願の事務処理

## 第十九章 商標出願書類の受領

### 1 申請ルート

- (1) 国内出願人が商標登録及びその他の商標に係る手続を行う時、自ら行うことも、法により設立された商標代理機構に委託することもできる。

中国香港特別行政区、マカオ特別行政区と台湾地区の出願人は、大陸部(大陸)に住所又は営業所を有していない場合、商標登録出願又はその他の商標に係る手続を行う際、法に基づいて設立された商標代理機構に委託しなければならない。

- (2) 外国人又は外国企業が中国に常居所又は営業所を持たない場合、商標登録出願又はその他の商標に係る手続を行う時、法に基づいて設立された商標代理機構に委託しなければならない。

#### 1.1 自ら取り扱う

自ら取り扱う要求に合致する出願人は、商標登録ホール、中関村駐在國家自主革新モデル事務所、京外商標審査協力センター及び地方商標業務受付窓口にて、自ら商標申請業務を行うことができる。

#### 1.2 商標代理機構に委託する

出願人は法に基づいて設立された商標代理機構に商標出願を委託することができる。

商標出願人が商標代理機構に商標登録出願又はその他の商標に係る手続を委託する場合、「商標代理委任状」を提出しなければならない。「商標代理委任状」には、代理の内容と権限を明記しなければならない。外国人又は外国企業の「商標代理委任状」には、出願人の国籍も明記しなければならない。

### 2 取り扱い方法

商標登録出願等の関連書類は、紙の形式での提出もデジタル方式での提出も可能である。

#### 2.1 書面による提出



商標登録出願などの関連書類を紙の方式で提出する場合、印字又は印刷しなければならない。

当事者が商標登録部門に書類を提出する時、紙の形式で提出した場合、商標登録部門のファイル記録に準ずる。しかし、当事者が商標登録部門のファイル記録に誤りがあることを証明する証拠がある場合を除く。

## 2.2 デジタル方式による提出

当事者はデジタル方式で商標登録出願などの関連書類を提出する時、商標登録部門の規定に従って商標オンラインサービスシステムを通じて提出しなければならない。

当事者が商標登録部門に書類を提出する時、デジタル方式で提出した場合、商標登録部門のデータ記録に順ずるが、当事者が商標登録部門のファイル記録、データベース記録に誤りがあることを証明する証拠がある場合を除く。

## 3 申請書類

### 3.1 適用される文字

商標登録出願又はその他の商標に係る手続を行う時、中国語を使用しなければならない。提出された各種証明書、証明書類(例えば、優先権証明書類、譲渡証明など)と証拠資料は、同時に中国語訳文を添付しなければならない。審査官は出願人が提出した中国語の書類を審査の根拠とする。中国語訳文が添付されていない場合は、当該証明書、証明書類、証拠資料が提出されていないものとみなす。

「中国語」とは漢字のことである。商標申請書類及びその他の書類は漢字を使用し、語、句は現代中国語の規範に合致しなければならない。漢字は国が公表した共通規範漢字に準ずるものとする。申請書類に異体字、繁体字、非規範簡略字を用いて記入した場合、審査官は出願人に補正を通知することができる。

### 3.2 申請書類

- (1) 商標登録出願又はその他の商標に係る手続を行う時、商標登録部門が制定し公布した様式を使用しなければならない。
- (2) 紙の方式で申請した場合、商標申請書は A4 紙を用いて印字又は印刷しなければならない。フォントサイズは四号を下回ってはならない。フォントの色は黒で、はっきり読めて、塗り替えてはならない。コピー又はスキャンができることを基準とする。
- (3) 各種書類に使用される紙は、柔らかくて、丈夫で、耐久性がよく、滑らかで、艶がなく、白いものでなければならない。その品質は 80 グラムのゴム版紙に相当するか、それ以上のものでなければならない。

- (4) 商標登録部門に提出する商標申請書類又はその他の書類には、規定に従い、出願人(又は商標登録者)、その他の利害関係者又はその代表者が押印又は署名しなければならない。共有権利に直接関わる手続きを行う時、すべての権利者が押印又は署名をしなければならない。商標代理機構に委託する場合は、商標代理機構が押印しなければならない。

## 4 申請書類の受領手順

### 4.1 受領日の確定

書類が受領された日に基づき、書類に商標登録部門がこれを受領した日を明記することをもって、商標登録部門が当該申請書類を受領した日を記載する。

### 4.2 出願番号の提示

商標出願業務の類型に応じて相応の商標出願番号を提示し、バーコードを商標申請書のトップページに表示する。

### 4.3 発送日の確定

郵便局又は速達企業を通じて郵送した場合、異議、拒絶査定不服審判、更新に係る申請書類に封筒上の消印の日付又は速達企業の郵送物の受取日を明記する。消印の日付又は郵送物の受取日がはっきりとしない、又は明確でない場合は、明記しない。

### 4.4 紙ファイルの電子化

要求に合致する紙の商標申請書類をスキャンし、必要な情報を入力し、データベースに保存する。

## 5 申請日と提出日

### 5.1 商標登録出願日

商標登録の出願日は、商標登録部門が出願書類を受け取った日に準ずる。

### 5.2 その他

商標登録出願を除き、当事者が商標登録部門に書類又は資料を提出する期日に関して、直接交付する場合、提出日を基準とし、郵送する場合、郵送の消印の日付を基準とする。郵便スタンプの日付がはっきりとしない、又はない場合、商標登録部門が実際に受け取った日を基準とする。但し、当事者が実際の消印の日付に関する証拠を提出できる場合

を除く。郵便局以外の速達企業を通じて提出した場合、速達企業の郵送物の受取日を基準とする。受取日が明確でない場合は、商標登録部門が実際に受け取った日を基準とする。但し、当事者が実際の郵便物の受取日に関する証拠を提出できる場合を除く。デジタル方式で提出した場合、商標登録部門の電子システムに着信した日を基準とする。

## 6 期限満了日

### 6.1 期限

期限は『商標法』及びその実施条例などの法律法規に規定された期限と商標登録部門が指定した期限を含む。

### 6.2 期限の計算と期限満了日

#### 6.2.1 登録商標の有効期間

商標法第 39 条、第 40 条に規定された登録商標の有効期間は登録が許可された日から起算し、期間の最後の月における相応する日の前の日を期限満了日とし、その月に相応する日がない場合、その月の最後の日を期限満了日とする。

例えば、一つの商標は 2007 年 7 月 7 日に登録が許可され、その商標の有効期間は 2007 年 7 月 7 日から起算し、2017 年 7 月 6 日が期限満了日である。出願人が更新の手続きを行う時、更新登録後の商標の有効期間は当該商標の前回の有効期間満了日の翌日、即ち、2017 年 7 月 7 日から起算する。

#### 6.2.2 期間計算の一般的規定

『商標法』及びその実施条例に規定された各種の期間が開始される当日は、期限内に計算されない。期限が年又は月で計算される場合、期限の最後の月の相応の日を期限満了日とする。その月に相応する日がない場合、その月の最後の日を期限満了日とする。期限満了日は祝日・休日である場合、祝日・休日後の最初の営業日を期限満了日とする。

例えば、一つの商標は 2019 年 7 月 6 日に初歩的な審査公告され、先行権利者、利害関係者は公告日から 3 ヶ月以内に商標登録部門に異議を申立てなければならない。異議申し立ての期限満了日は 2019 年 10 月 6 日であり、国慶節の休暇中であつた場合、期限満了日は法定休日後の最初の営業日となる 2019 年 10 月 8 日まで延長する。

またもう一つの例として、商標登録出願人は 2020 年 5 月 10 日に「商標登録拒絶通知書」を受け取った。商標登録出願人に不服がある場合、通知を受け取った日から 15 日以内に商標登録部門に不服審判を申し立てることができる。不服審判申立の期限満了日は 2020 年 5 月 25 日である。

## 7 商標代理機構の届出

### 7.1 商標代理機構

『商標法』でいう商標代理機構は、市場監督管理部門による登記を経て、商標代理業務に従事するサービス機構と商標代理業務に従事する法律事務所を含む。

### 7.2 商標代理従業員

『商標法』でいう商標代理従業員とは、商標代理機構において商標代理業務に従事する従業員を指す。

商標代理従業員は個人名義で自ら委託を受けてはならない。

### 7.3 届出の要求

商標代理機構が商標代理業務に従事する場合、以下の規定に従って商標登録部門に届け出なければならない。

- (1) 市場監督管理部門が発行した登録証明書又は司法行政部門が法律事務所の設立を許可した証明書類、かつ、その複写物を保管する。
- (2) 商標代理機構の名称、住所、責任者、連絡先などの基本情報を届出る。
- (3) 商標代理従業員名簿及び連絡先を届出る。

### 7.4 その他の要求

商標代理機構が届出た各商標申請書類には、当該代理機構の公印を押印し、かつ、関連商標代理従業員が署名しなければならない。

商標代理機構は、その代理サービスに対して商標登録を申請する以外に、他の商標の登録を申請してはならない。

## 第二十章 商標費用

### 1 手数料の項目

商標登録部門に商標出願及びその他の商標に係る手続を行うとき、以下の項目を含む費用を納付しなければならない。

- (1) 商標登録の受理費用、団体商標登録の受理費用、証明商標登録の受理費用
- (2) 商標登録証の再発行費用
- (3) 登録商標譲渡の受理費用
- (4) 商標更新登録の受理費、更新登録遅延の受理費用
- (5) 商標審査受理費用
- (6) 変更費用
- (7) 商標証明発行費用
- (8) 商標異議費用
- (9) 商標取消費用
- (10) 商標使用許諾契約届出費用

前項に掲げる各種費用の納付基準は、国務院価格管理部門、財政部門が規定する。

### 2 納付期限と納付日

出願人又は代理機構は、納付通知書を受け取った日から 7 日以内に、商標登録部門に費用を納付しなければならない。満期になっても納付されていないか、又は全額納付されていない場合、その申請は受理されない。

商標登録ホールで直接費用を納付する場合、納付当日を納付日とする。商標オンラインサービスシステムを通じて費用を納付する場合、第三者のオンライン支払いプラットフォームからフィードバックされた実際の支払日を納付日とする。銀行送金で費用を納付する場合、銀行が実際に送金した日を納付日とする。

### 3 納入方式

商標の各業務を行うために納付しなければならない各種費用は、商標登録部門が規定した方式で納付しなければならない。

オンラインを通じて申請を提出し、かつ、電子ファイルの発行に同意する商標業務に対して、出願人又は商標代理機構はオンライン支払の方式で費用を納付しなければならない。

上記以外の方法により提出された商標に係る申請は、出願人又は代理機構がオンライン支払の方式で費用を納付してもよいし、銀行送金で費用を納付してもよい。銀行を通じて送金する場合、銀行送金付言に正しい納付コードを明記するか、又は送金に成功し

た後の 3 営業日以内に商標オンライン納付プラットフォームで納付情報を補充しなければならない。銀行送金納付コードの記入が正しくない、又は規定時間内に納付情報を補足していない場合は、費用が納付されていないとみなす。費用を納付していないものとみなされたが、支払いに成功した費用に対しては、商標登録部門が元の支払い口座に返却する。

商標登録ホールで申請を提出した場合、納付通知書を受け取った後、登録ホールで直接費用を納付することができる。

上記の規定に合致しない場合は、費用が納付されていないとみなす。

## 4 費用の返却

### 4.1 費用返却の規則

商標費用を多納、重複納付、誤納した場合、当事者は納付した日から 3 年以内に、商標登録部門に費用の返却を請求することができ、商標登録部門はこれを返却しなければならない。

### 4.2 費用返却の状況

#### 4.2.1 当事者が費用の返却を請求できる状況

- (1) 費用を多納した場合(例えば、納付通知書は、270 元の費用を納付するよう要求したが、規定された期間内に実際に納付した費用は 300 元である場合、多納した 30 元に対して費用返却請求を提出することができる)。
- (2) 費用を重複納付した場合(例えば、納付通知書は、270 元の費用を納付するよう要求したが、出願人は規定された期間内に 270 元の費用を納付した後、再び 270 元を納付した場合、出願人は重複納付した費用に対して費用返却請求を提出することができる)。
- (3) 誤って費用を納付した場合(例えば、出願人が費用を納付する時に費用を納付する情報の記入が間違っている場合、又は、費用の納付が不足したり、期限を過ぎて費用を納付したりすることによって商標出願の権利が喪失した場合、又は、権利が喪失した後に費用を納付した場合、出願人は費用返却請求を提出することができる)。

#### 4.2.2 費用を返却しない状況

- (1) 多納、重複納付、誤納の費用について、当事者が納付した日から 3 年以上経ってから費用返却請求を提出した場合
- (2) 当事者が費用を多納、重複納付、誤納した証拠を提供できない場合
- (3) 商標申請についてすでに納付手続きが完了された後に、当事者はまた費用返却を請求する場合

### 4.3 費用返却手続き

#### 4.3.1 費用返却請求の提出

費用返却請求人は当該費用の納付者でなければならない。費用返却要求は紙の形式で提出し、その理由を説明し、かつ、証明できる証拠を提供しなければならない。例えば、商標登録部門が発行した納付通知書、手形の複写物、銀行送金証明書、出願人身分証明書の複写物(本人署名)又は営業許可証の複写物(押印済)などである。費用返却要求には送金者、商標出願番号、納付コード、返却金額、受取人情報(氏名又は名称、口座開設銀行、口座番号)、連絡先、連絡電話などを明記しなければならない。

#### 4.3.2 費用返却の処理

確認を経て、費用を返却できる場合、商標登録部門は費用返却要求に従い、元の支払ルートで費用返却できる場合、例えば、オンラインで支払った場合、元のルートを通じて費用返却を行う。元のルートで費用返却できない場合は、費用返却請求において提供された受取人情報に基づいて費用を返却する。

#### 4.3.3 費用返却の効力

返却された費用は、未納とみなす。

## 第二十一章 商標書類の送達

### 1 商標書類の送達

#### 1.1 送達方式

商標登録部門の各種書類は、郵送、直接交付、データメッセージ又はその他の方法で当事者に送達することができる。当事者が商標代理機構に委託した場合において、商標代理機構への文書送達があったときは、当事者へ送達があったものとみなす。

##### 1.1.1 郵送

郵便局は書留で商標書類を当事者に郵送し、審査システムに書留番号、受取人の住所と名称、書類の類別、関連する商標登録番号又は出願番号、書類発行日を登録する。

##### 1.1.2 直接交付

商標登録部門の同意を得て、商標代理機構は商標登録部門が指定した時間と場所で、商標書類を受領することができる。

##### 1.1.3 データメッセージ方式による送達

商標登録部門はデータメッセージ方式で当事者に各種商標書類を発行し、当事者は商標オンラインサービスシステムの新規登録通信規約と関連通知により公告された方式でこれを受領するものとする。

##### 1.1.4 公告の送達

商標書類が上記の方式で送達できなかった場合は、公告方式で送達することができる。

#### 1.2 受取人

当事者が商標代理機構に委託していない場合、商標書類の受取人は当事者である。当事者が2以上いる場合、代表者を受取人とする。

当事者が商標代理機構に委託した場合、当該商標代理機構を商標書類の受取人とする。

当事者は民事行為能力を有さず、商標登録部門がそれを告知された場合、受取人は法定保護者又は法定代理人である。

#### 1.3 送達日

商標登録部門が当事者に各種書類を送達する期日に関しては、郵送する場合、当事者が受領した郵便物の消印に示された日付に準じる。消印がはっきりしていない又はない場合は、書類が郵送された日から満15日をもって当事者に送達されたものとみなす。



但し、当事者が実際に受領した日を証明できる場合を除く。直接交付する場合、交付日に準ずる。データメッセージ方式で送達された場合、ファイル発行日から満 15 日をもって当事者に送達されたものとみなす。但し、当事者はファイルがその電子システムに着信した日を証明できる場合を除く。書類が上記の方式で送達できなかった場合、公告の方式で送達することができ、公告の発表日から満 30 日をもって、当該書類は当事者に送達されたものとみなす。

## **2 書類返送の処理と書類の確認**

### **2.1 書類返送の処理**

郵送で返送された商標書類は公告方式で当事者に送達する。当事者は身分証明書類を持参することで、商標登録ホールにおいて郵送で返送された商標書類を受領することができる。

### **2.2 書類の確認**

出願人が商標書類を受領していない場合は、商標登録ホールの現場で返送された商標書類を調べることができる。

出願人が送達状況をさらに把握する必要がある場合は、商標登録部門が設けたお問い合わせ受付電話を通じて、又は商標登録ホールの現場で関連する郵送状況を確認することができる。

## 第二十二章 証明書類の発行と再発行

### 1 優先権証明書類の発行

#### 1.1 申請条件

出願人が中国で初めて商標登録出願を提出した日から 6 ヶ月以内に、また他の国で同じ商品について同じ商標で商標登録を出願し、かつ、優先権を要求した場合、当該外国と中国が締結した協議又は共同で加入した国際条約に基づいて、又は互いに優先権を認める原則に基づいて、商標登録部門に優先権証明書の発行を申請することができる。

#### 1.2 申請書類

申請書類は方式審査の一般的な要件を満たさなければならない(第一部分第一章「方式審査の一般的な要件」を参照する。

#### 1.3 申請者

申請者は商標登録出願人であるが、名義又は住所が変更された場合、同時に関連証明書類を添付し、或いは商標登録部門で商標変更申請手続きをしなければならない。

申請者が商標登録出願人ではなく、商標の譲受人であり、かつ、商標譲渡申請が審査中である場合、譲渡が許可され、かつ、譲受人が商標権を取得したことが公告された後に、優先権証明書の発行申請を提出するものとする。

共有商標に関して優先権証明書の発行を申請する場合、代表者によって申請を提出しなければならない。

#### 1.4 商標

優先権証明書類の発行を申請する商標登録出願は受理されたものでなければならない。

#### 1.5 審査の結論

##### 1.5.1 不許可

審査を経て、優先権証明書の発行申請に以下のいずれかの状況がある場合、これを許可しない。

- (1) 申請者の名称がファイルに記録された商標登録出願人の名称と一致しない場合
- (2) 優先権証明書の発行を要求する商標登録出願は、まだ受理されていない場合、又は受理されなかった場合
- (3) 優先権証明書の発行を要求する商標登録出願は、中国で初めて提出されたもので

はない場合

- (4) 期限内ですべての手数料を納付していない場合
- (5) その他優先権証明書の発行を許可すべきでない事由がある場合

### 1.5.2 優先権証明書の発行を許可する

審査を経て、優先権証明書類発行の申請は規定に合致する場合、商標登録部門はこれを許可し、申請者に相応する優先権証明書類を発行する。

## 2 マドリッド国際商標に係る商標登録証明書の発行

### 2.1 法的根拠

『商標法実施条例』第 64 条

### 2.2 申請書類

申請書類は方式審査の一般的な要件を満たさなければならない(第一部分第一章「方式審査の一般的な要件」を参照する)。

### 2.3 申請者

商標登録証明書の発行の申請者はマドリッド国際商標登録者でなければならない。

商標登録者が外国人又は外国企業である場合、法に基づいて設立された商標代理機構に委託しなければならない。

### 2.4 商標

商標登録証明書の発行を申請する商標は、領域指定により中国で保護されるマドリッド国際登録商標であり、かつ有効な状態でなければならない。

一商標多分類の登録商標について商標登録証明書を発行する場合、申請者がその中の一部の類別に係る商標登録証明書の発行を申請することを許可する。

### 2.5 申請時間

マドリッド国際商標登録者は、国際登録拒絶期限が満了した後に、商標登録部門に対して中国の保護を受けたマドリッド国際商標登録証明書の発行を申請することができる。

### 2.6 審査の結論

#### 2.6.1 不許可

審査を経て、商標登録証明書の発行申請に以下の状況のいずれかが存在する場合、これを許可しないものとする。

- (1) 出願人の名称が商標登録部門のファイル記録に登録された登録者の名称と一致しない場合
- (2) 商標専用権を喪失した場合
- (3) その他商標登録証明書の発行を許可すべきでない事由がある場合

### 2.6.2 商標登録証明書の発行許可

審査を経て、商標登録証明書発行の申請は規定に合致する場合、商標登録部門はこれを許可し、登録者に対して相応する商標登録証明書を発行する。

## 3 商標の変更、譲渡、更新に係る証明書の再発行

### 3.1 法的根拠

『商標法実施条例』第64条第2項

### 3.2 申請書類

変更、譲渡、更新に係る証明書の再発行を申請する場合、申請書類では、再発行を申請する変更、譲渡又は更新に係る証明書の具体的な類型を明確にしなければならない。

商標が何度も変更、譲渡又は更新され、その変更証明書の再発行を申請する場合、変更前後の登録者の名義、住所を具体的に記載しなければならない。譲渡証明書の再発行を申請する場合、譲渡人と譲受人の名前を具体的に記載しなければならない。更新証明書の再発行を申請する場合、再発行を申請する商標更新登録の有効期間を具体的に記載しなければならない。

申請書類は方式審査の一般的な要件を満たさなければならない(第一部分第一章「方式審査の一般的な要件」を参照する)。

### 3.3 申請者

変更、譲渡、更新証明書を再発行する申請者は商標登録者でなければならない。

商標権者の名義又は住所が変更され、商標変更申請手続きがすでに行われた場合、関連証明書の再発行申請を許可することができる。

申請者が商標の譲受人であり、かつ商標譲渡申請が審査中である場合、譲渡が許可され、かつ譲受人が商標権を取得したことが公告された後に、関連証明書の再発行を申請するものとする。

### 3.4 商標

変更、譲渡、更新に係る証明書の再発行を申請する商標は、登録商標も含むが、出願中の商標も含む。一般的に有効な状態でなければならない。

### 3.5 審査の結論

#### 3.5.1 不許可の通知

審査を経て、商標の変更、譲渡、更新に係る証明書の再発行申請に以下のいずれかの状況がある場合、これを許可しない。

- (1) 申請者の名称が商標登録部門のファイル記録に登録された登録者の名称と一致しない場合
- (2) 同一内容の再発行申請が既に許可され、短期間に同一内容の再発行申請を繰り返して提出し、かつ先に提出された申請が既に許可された場合
- (3) 商標が失効した場合、又は登録出願プロセスが終了し、登録が許可されていない場合
- (4) 変更、譲渡、更新の具体的な業務類型と状況を明確にされていない場合
- (5) その他の再発行を許可すべきでない事由がある場合

#### 3.5.2 証明書再発行の許可

審査を経て、変更、譲渡、更新に係る証明書の発行の申請は規定に合致する場合、商標登録部門はこれを許可し、登録者に対して相応する証明書を発行する。

## 4 商標登録証の再発行

### 4.1 法的根拠

『商標法実施条例』第 64 条

### 4.2 申請書類

申請書類は方式審査の一般的な要件を満たさなければならない(第一部分第一章「方式審査の一般的な要件」を参照する)。

### 4.3 申請者

登録証再発行の申請者は商標登録者であり、申請書に記入された申請者の名称が商標登録部門のファイルに記録された登録者と一致しなければならない。

申請者は商標権者であるが、その名義又は住所が変更され、かつ、商標登録部門に商標変更申請手続きを行った場合、変更申請が許可された後に登録証の再発行申請を許可するものとする。

申請者が譲渡中の商標の譲受人である場合、譲渡が許可され、かつ譲受人が商標権を

取得したことが公告された後に、登録証の再発行申請を提出するものとする。

#### 4.4 商標

登録証の再発行を申請する商標は登録商標であり、かつ、有効な状態でなければならない。

#### 4.5 審査の結論

##### 4.5.1 不許可

審査を経て、登録証の再発行申請に以下のいずれかの状況がある場合、これを許可しないものとする。

- (1) 申請者の名称が商標登録部門のファイル記録に登録された登録者の名称と一致しない場合
- (2) 同一内容の再発行申請が既に許可され、短期間に同一内容の再発行申請を繰り返して提出し、かつ先に提出された申請が既に許可された場合
- (3) 商標専用権を喪失した場合
- (4) 申請書に誤った登録番号が記入された場合
- (5) その他登録証の再発行申請を許可すべきでない事由がある場合

##### 4.5.2 登録証の再発行を許可する

審査を経て、登録証の再発行申請が規定に合致した場合、商標登録部門はその申請を許可し、登録者に相応する商標登録証を発行する。

## 第二十三章 商標ファイル記録

### 1 ファイル記録の構成

商標登録ファイル記録とは、商標登録出願、異議申立、取り消し、再審、無効などの過程で形成された保存と利用価値のある各種形式と媒体の履歴を指す。紙のファイル記録と電子ファイル記録が含まれている。

### 2 ファイル分類の範囲、整理と保管

#### 2.1 ファイル分類の範囲

商標登録書類資料のファイル分類範囲には主に次のものが含まれる。

- (1) 商標登録出願及び後続業務類
- (2) 商標異議申立業務類
- (3) 商標取り消し業務類
- (4) 商標審判業務類
- (5) 商標無効業務類
- (6) その他分類

#### 2.2 整理とファイル分類

ファイル分類範囲に属する商標登録の紙ファイル記録書類に対して、商標業務担当部門は事件の審査が終わった後、ファイル分類の要求に従って速やかに整理し、ファイル分類しなければならない。

商標登録電子ファイル記録のファイル分類作業は、国の関連する電子ファイル管理基準に従って実行する。

#### 2.3 保管

商標登録の紙ファイル記録の管理は、巻を保管単位とし、商標業務類型及び出願番号又は登録番号によりそれぞれ巻にまとめて保管する。

商標登録電子ファイル記録はオンラインとオフラインの方式で保存し、定期的にバックアップし、データバックアップ、災害対応のための別場所保管などの手段でデータの安全を保証することができる。

### 3 外部閲覧と複製

### 3.1 公安・検察・法院等の部門

公安、法院、検察院、国家安全、規律検査・監察、監査機関、各級市場監督管理部門などが商標ファイル記録を照会する場合、担当者は以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 関連機関が発行した、公文書又は紹介状。公文書又は紹介状は照会事由と照会内容を説明しなければならない
- (2) 担当者の工作証明書又は身分証明書類の原本及びその複写物
- (3) 提出すべきその他の資料

### 3.2 法律事務所又は商標代理機構

#### 3.2.1 当事者から委託を受け、当事者の商標ファイル記録を照会する

法律事務所又は商標代理機構が当事者の委託を受けて当事者の商標ファイル記録を照会する場合、担当者は以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 当事者が発行した委任状。委任状では照会事由と照会内容を説明しなければならない。
- (2) 当事者が法人又はその他の組織である場合、押印された当事者の身分証明書類の複写物を提出しなければならない。当事者が自然人である場合は、当事者身分証明書の複写物を提出しなければならない。登録者が個人事業主である場合、個人事業主の営業許可証の複写物を提出しなければならない。
- (3) 法律事務所又は商標代理機構の紹介状
- (4) 担当者の身分証明書の原本及びその複写物

#### 3.2.2 訴訟活動の代理にあたって、係争商標ファイル記録を照会する必要がある

法律事務所又は商標代理機構が訴訟活動を代理し、係争商標ファイル記録を照会する必要がある場合、担当者は以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 訴訟代理委任状又はファイル記録照会委任状。委任状では照会事由と照会内容を説明しなければならない。
- (2) 法院が発行した調査協力依頼状又は事件起訴状の原本及びその複写物、事件受理通知書の原本及びその複写物、法院の判決書又は裁定書の原本及びその複写物など。上記の資料はその代理した事件が照会する商標と確かに利害関係があることを証明できるものでなければならない。
- (3) 法律事務所又は商標代理機構の紹介状
- (4) 担当者の身分証明書の原本及びその複写物

### 3.3 商標登録者



商標登録者が自分の商標ファイル記録を照会する場合は、それぞれ以下の資料を提出しなければならない。

### 3.3.1 商標登録者は法人又はその他の組織

- (1) 登録者が発行した委任状。委任状では照会事由と照会内容を説明しなければならない。
- (2) 押印された登録者の身分証明書類の複写物
- (3) 担当者の身分証明書の原本及びその複写物

### 3.3.2 商標登録者は自然人

登録者が自然人である場合、身分証明書の複写物を提出しなければならない。

登録者が個人事業主である場合、個人事業主の営業許可証の複写物を提出しなければならない。

登録者が他人に委託する場合、委任状を発行しなければならない。委任状は照会事由と照会内容を説明し、かつ担当者の有効な身分証明書類の原本及びその複写物を提出しなければならない。

## 4 保管期限及び廃棄

### 4.1 商標登録紙ファイル記録

商標登録の紙ファイル記録の保管期間は永久と定期の2種類に分けられる。

#### 4.1.1 永久保管類

- (1) 商標登録、変更、譲渡、更新、訂正、削除、抹消、放棄、合併の申請書及び主な証明書類、通知書、決定書
- (2) 商標の国際登録から国内出願への転換及び国内登録の代替の申請書及び主要証明書、通知書、決定書
- (3) 商標異議申立書及び主な証明書類、通知書、決定書
- (4) 三年連続不使用の登録商標の取消し、商品又は役務の一般名称となる登録商標の取消申請書及び主な証明書類、通知書、決定書、自ら登録事項を変更する登録商標の取消しに係る決定書などの資料
- (5) 商標登録出願の拒絶査定不服審判、登録不許可決定に対する不服審判、異議申立、登録商標取消審判、登録商標無効審判の請求書及び主な証明書類、通知書、決定書
- (6) 登録商標無効宣告請求書及び主な証明書類、通知書、決定書、裁定書
- (7) 登録商標争議処理請求書及び主な証明書類、通知書、決定書、裁定書
- (8) 商標公告
- (9) 商標登録原簿

(10) 商標の情報と手続訂正書

**4.1.2 定期保管類**

商標異議申立事件の証拠資料

- (1) 三年連続不使用の登録商標の取消、商品又は役務の一般名称となる登録商標の取消事件の証拠資料
- (2) 商標登録出願の拒絶査定不服審判、登録不許可決定に対する不服審判、異議申立、登録商標取消審判、登録商標無効審判の証拠資料
- (3) 登録商標の無効宣告に関する証拠資料
- (4) 出願拒絶資料
- (5) 登録商標争議の証拠資料
- (6) 商標専用権質権登録、人民法院による登録商標の差押に関する資料、商標使用許諾届出資料

**4.1.3 廃棄**

保管期間が満了した商標登録ファイル記録については、速やかに鑑定を行い、鑑定報告書を形成し、まだ保存価値のある書類に対しては、実情に応じて保管期間を延長し引き続き保管しなければならない。保存価値がなくなり、廃棄が確定されたファイル記録に対しては、これを確認し、ファイル記録廃棄冊子を編成し、国家知識産権局の中の商標業務を取り扱う部門の責任者の審査・認可を経た後、関連規定に従って廃棄し、廃棄冊子を永久に保存しなければならない。

**4.2 商標登録電子ファイル記録**

商標登録電子ファイル記録を長期的に保存する。

## 第二十四章 商標公告

### 1 前書き

商標登録部門は「商標公告」を公布し、商標登録及びその他の関連事項を掲載する。送達公告を除き、公告内容は公表された日から社会公衆がすでにこれを知っている、又は知り得ることができるものとみなす。

### 2 公告内容

商標登録部門が編集して公布した「商標公告」は、紙又は電子形式で発表される。電子形式の「商標公告」は商標登録部門のウェブサイト(中国商標網)に公表される。

公告内容は以下の通りである。

- (1) 商標の初歩査定公告
- (2) 団体商標の初歩査定公告
- (3) 証明商標の初歩査定公告
- (4) 商標登録公告(一)
- (5) 商標登録公告(二)
- (6) 団体商標登録公告
- (7) 証明商標登録公告
- (8) 商標譲渡/移転公告
- (9) 商標登録者/出願人名義及び住所変更公告
- (10) 商品/役務項目削除公告
- (11) 商標代理機構の変更公告
- (12) 商標訂正公告
- (13) 登録商標の更新公告
- (14) 商標使用許諾届出公告
- (15) 商標使用許諾変更公告
- (16) 商標使用許諾終了公告
- (17) 商標質権登録公告
- (18) 商標質権登録抹消公告
- (19) 登録商標抹消公告
- (20) 登録商標未更新による抹消公告
- (21) 登録商標取り消し公告
- (22) 登録商標無効宣告公告
- (23) 商標登録出願の取り下げ公告
- (24) 無効公告
- (25) 商標登録証紛失声明公告

- (26) 送達公告
- (27) 団体/証明商標登録者申請者名称・住所/管理規則構成員リストの変更公告
- (28) 団体/証明商標登録者申請者名称・住所/構成員リスト管理規則譲渡/移転公告
- (29) 商標代理機構業務事務公告
- (30) 共通公告

### 3 マドリッド国際登録公告

異議申立人がより便利に国際登録商標について異議を申し立てるために、商標登録部門は商標登録部門のウェブサイト(中国商標網)にマドリッド国際登録公告のリンクを提供する。社会公衆はこのリンクを通じて世界知的所有権機関の公式サイトにアクセスし、オンラインにて英語版を読むことができる。

## 第二十五章 電子出願に関する規定

### 1 電子出願ユーザー

商標電子出願ユーザーとは、商標出願書類を規定に合致する電子ファイルの形式で商標オンラインサービスシステムを通じて商標登録部門に提出した商標出願の当事者又は当事者が委託した法に基づいて設立された商標代理機構のことを指す。

商標電子出願ユーザーとして登録を出願する場合、当事者は自ら手続する要求に合致しなければならない。商標代理機構は既に商標登録部門に届出たものでなければならない。

商標電子出願ユーザーは商標電子出願を提出し、又は、商標書類の電子送達を受ける場合、商標登録部門と「商標オンラインサービスシステムユーザー使用協議書」を締結し、商標オンラインサービスシステムを通じてユーザー登録を行わなければならない。

### 2 商標デジタル証書

商標オンラインサービスシステムのユーザーになるには、まず商標登録部門に「商標デジタル証明書」を申請しなければならない。「商標デジタル証書」を申請した場合、「国家知識産権局商標局デジタル証書申請責任書」及びその他関連規定の遵守に同意したものとみなし、当該「商標デジタル証書」の電子署名の法的効力を認めたものとみなす。

デジタル証書の所有者はデジタル証書の媒体を適切に保管し、盗難や紛失を防止しなければならない。デジタル証書を使ってオンラインで申告する場合は、デジタル証書の所有者が自ら手続を行っているものとみなし、かつ、デジタル証書の所有者がこれによって生じた法的結果を負担するものとする。デジタル証書を紛失した後、再発行することはできない。これを抹消してから再び申請しなければならない。

### 3 電子出願の受領

ユーザーが商標電子出願を提出した後、商標登録部門は、紙の形式で提出された今回の申請に関連する後続資料を受け取らないが、必要に応じて、ユーザーに指定期間内において対応する紙の資料、実物証拠などを提出するように要求することができる。

商標電子出願書類又は資料を提出する場合、規定された書類フォーマット、データ基準、操作規範及び伝達方式を遵守しなければならない。

商標電子出願書類又は資料を提出した日付は、商標登録部門の商標オンラインサービスシステムが商標電子出願書類又は資料を受信した時間に準じ、商標オンラインサービスシステムが正常に受信できなかった場合、提出されていなかったものとみなす。

商標電子出願書類又は資料を提出する内容は、商標登録部門のファイル記録、データベース記録に準じる。但し、ユーザーが記録に誤りがあることを証明できる証拠がある

場合を除く。

#### 4 電子ファイルの発行

電子ファイルの発行とは、商標登録部門が商標オンラインサービスシステムを通じて電子ファイルの形式でユーザーに商標書類を送達することを指す。

商標登録部門が電子方式で商標書類を送達した日付は、書類が発行された日から満 15 日をもって、ユーザーに送達したものとみなす。

商標登録部門が電子的な方式で送達した商標書類について、ユーザーは速やかに商標登録部門の商標オンラインサービスシステムに登録して確認しなければならない。未登録又は未確認の場合は、商標法実施条例第 10 条に規定された送達できない状況に該当せず、公告による再度の送達を行わない。

#### 5 電子登録証

電子商標登録証は商標登録部門が『商標法』の関連規定に従って商標登録者に発行するその商標専用権の範囲を証明する法律文書であり、紙の商標登録証と同等の法的効力を有する。電子商標登録証は商標オンラインサービスシステム又は商標登録証明公示システムを通じて当事者に送達される。

出所：2021 年 11 月 24 日付け中国国家知識産権局 ウェブ サイト

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/24/art\\_527\\_171611.html?xxgkhide=1](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/24/art_527_171611.html?xxgkhide=1)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。